

第一百六十四回国会 総務委員会 議議録 第十号

(一五六)

平成十八年三月十七日(金曜日)

午前九時三分開議

出席委員

委員長

中谷 元君

理事 佐藤 勉君

理事 葉梨 康弘君

理事 やまと大志郎君

理事 渡辺 周君

理事 あかも二郎君

理事 石原 宏高君

理事 奥野 信亮君

理事 上川 陽子君

理事 桜井 郁三君

理事 実川 幸夫君

理事 田中 良生君

理事 土屋 正忠君

理事 橋本 岳君

理事 松野 博一君

理事 渡部 篤君

理事 逢坂 誠二君

理事 田村 謙治君

理事 西村 智奈美君

理事 横光 克彦君

理事 古屋 範子君

理事 重野 安正君

理事 同日

案のうち、まず独立行政法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律案に対する反対の討論を行います。

反対する第一の理由は、機構の基礎・基盤的研究は、直ちに企業利益に結びつかなくても、国と必要な研究分野であり、これは本来国の責任で行うべきものであります。職員の非公務員化は国の責任をあいまいにしてしまったから、反対をいたしました。

機構の研究業務の中には、時刻や周波数などの物差しである標準時の設定・通報や周波数標準値の設定、標準電波の発射という重要なものがあります。周波数や時間のもととなる国家標準値を定めるもので、極めて公共性が高く、本来国が行るべきものです。国の責任という観点から、こうした業務を行う職員の非公務員化は認められました。

第二の理由は、非公務員化により、研究環境の不安定化が進み、基礎・基盤研究の後退を招くおそれがあることであります。

独立行政法人に関する有識者会議は、〇四年十月に、研究開発・教育法人について、民間を含めた人材交流を促進する観点からも非公務員化を積極的に推進すべきとしており、本来国が行うべき基礎・基盤研究になじまない商品開発第一主義とともに、研究開発・教育法人に、民間を含めた人材交流を促進する観点からも非公務員化を積もるべき民間的効率化が進行しかねません。

基礎・基盤研究を行う國の研究機関であつた通信総合研究所を独法化し、大企業を中心て研究補助金などを交付するトンネル団体の性格を持たせ、情報通信研究の実用化を支援してきたTAO、通信・放送機構と統合し、あわせて非公務員化を図るという手法で、国が行うべき公共性の高い基礎・基盤研究の土台を掘り崩していくことは認められません。このことを強調するものであります。

なお、独立行政法人消防研究所解散法は、国機関に戻す法律であり、賛成します。その場合、研究員を削減することなど研究機関の後退につながることはやつてはならないことを付言して、討

論を終わります。

○中谷委員長 次に、重野安正君。

○重野委員 私は、社会民主党・市民連合を代表し、独立行政法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律案に反対、独立行政法人消防研究所の解散に関する法律案に賛成の立場で討論を行います。

独立行政法人情報通信研究機構について、反対の理由を申し上げます。

第一は、今回の措置が朝令暮改に過ぎる点です。独立行政法人情報通信研究機構は、現行の独

法になつてまだ一年少しかたっていないにもかかわらず、見直しが行われることになりました。

特に、通信・放送機構からの職員は、民間から公務員型独法に統合され、今まで民間に戻れというのは余りにも御都合主義です。

第二に、非公務員化が機構の行う試験研究に大きな影響を与える懸念がある点です。非公務員となることで身分の安定が失われ、より効率性や成果が重視されることになれば、かえつて基礎研究がないがしろにされるのではないか、企業との癒着が進むのではないかなどの疑問がぬぐえません。

第三に、周波数の標準値の設定及び標準時の通報など国民生活の基本となる仕事や、電波の伝わり方、観測予報、情報通信技術の基礎的な研究開発などの業務の高い公共性です。「業務の停滞が国民生活又は社会経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすと認められるものその他」に該当するがゆえに公務員型の特定独法とされた経緯があり、機構の事務事業が変わらないのに、役職員の身分だけが非公務員化されるのは問題です。

なお、独立行政法人消防研究所については、災害発生直後から初動し、生命や身体に危険が及ぶ可能性が高い第一線で消防庁や消防警察機関などと一体となつて活動する場合があることなどから、国家公務員からなることは当然であります。その点では法案について賛成する立場ではありますが、ただ、人員の半減が消防防災に果たす

役割を損なう懸念もなしとはしません。また、法案で解散を決めるものの、その後のあり方について政省令に丸投げしようとするることは立法形式として問題が残る手法であることを指摘し、討論を終わります。

○中谷委員長 これにて討論は終局いたしました。

○中谷委員長 これまで議決いたしました法律案で、まず、独立行政法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律案について採決いたします。

○中谷委員長 起立多数。よって、本案は原案の〔賛成者起立〕とおり可決すべきものと決しました。

○中谷委員長 これより採決に入ります。

○岡部英明君外二名から、自由民主党、民主黨・無所属クラブ及び公明党の三会派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されました。

○中谷委員長 提出者から趣旨の説明を求めます。岡部英明君。

○岡部委員長 ただいま議決いたしました法律案に対し、岡部英明君外二名から、自由民主党、民主黨・無所属クラブ及び公明党の三会派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されました。

○中谷委員長 提出者から趣旨の説明を求めます。

○岡部委員長 〔賛成者起立〕

○中谷委員長 起立多数。よって、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

○中谷委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

四 情報通信は国民の重要な社会基盤となっています。機構は、業務の一層の効率化を図り、研究開発予算の費用対効果の最大化に努めることを認識し、研究開発を通じて、安心、安全で豊かな国民生活の実現に貢献すること。

三 機構は、業務の一層の効率化を図り、研究開発予算の費用対効果の最大化に努めることを認識し、研究開発を通じて、安心、安全で豊かな国民生活の実現に貢献すること。

○岡部委員長 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

○岡部委員長 提出者から趣旨の説明にかえさせていただきます。

○岡部委員長 独立行政法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案

政府及び関係者は、本法施行に当たり、次の事項に配慮すべきである。

一 政府は、独立行政法人情報通信研究機構（以下、「機構」という。）の業務の評価を適切に行つとともに、機構は、情報通信技術の研究開発の国センター機能としての役割を果たし、国の政策と密接に連携すること。

二 機構は、非公務員型の独立行政法人となることのメリットを生かし、内外から広く優秀

な人材を集め、さらに研究開発を充実させ、情報通信分野の発展、国際競争力の強化に寄与すること。

○中谷委員長 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

○後藤(斎)委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

○後藤(斎)委員 提出者から趣旨の説明を求めます。

だきます。

独立行政法人消防研究所の解散に関する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、独立行政法人消防研究所を解散し、

その事務を国が引き継ぐに当たつては、次の事項について十分配慮すべきである。

一 新しい災害や被災の様相の変化に対応する消防防災の科学技術の向上が急務とされいることを踏まえ、独立行政法人消防研究所が果たしてきた機能を損なうことのないよう、今後においても、その充実・強化を図るとともに、行政評価制度の活用等により、業務の継続的向上が図られるよう、特に留意すること。

二 消防本部に置かれた研究部門との連携を図ること。

以上であります。
○中谷委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。
○中谷委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

○中谷委員長 起立。よって、本動議のとおり附帯決議を付すことに決しました。

この際、両附帯決議について総務大臣から発言を求められておりますので、これを許します。竹中総務大臣。

○竹中國務大臣 ただいまの両附帯決議につきましては、その御趣旨を十分に尊重してまいりたいと存じます。

○中谷委員長 お詫びいたします。

ただいま議決いたしました両法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕
○中谷委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○中谷委員長 次に、行政機構及びその運営に関する件について調査を進めます。

この際、土井亨君外二名から、自由民主党、民主

党中央・無所属クラブ及び公明党の三会派共同提案による独立行政法人の組織・業務の見直しに関する件について決議すべしとの動議が提出されておりま

す。提出者から趣旨の説明を求めます。土井亨君。

○土井(亨)委員 ただいま議題となりました決議案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

○中谷委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。本動議に賛成の諸君の説明を求めていた

件につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

○中谷委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。本動議に賛成の諸君の説明を求めます。

直し、一般競争入札の下限額の国に準じた見直しを検討するとともに、法人が保有する現預金、有価証券、土地建物等の資産について法人の業務運営上引き続き保有する必要性があるか常時点検し、必要性が乏しいものについては国庫に納付する等適切な処理に努める

こと。

右決議する。

以上であります。

○中谷委員長 御異議なしと認めます。よって、引き続き、お詫りいたします。

○中谷委員長 御異議ありませんか。

○中谷委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり」

○中谷委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○中谷委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○中谷委員長 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求める件

○中谷委員長 まず、趣旨の説明を聴取いたしました。竹中総務大臣。

○中谷委員長 まだいま御決議のありました事項につきましては、その御趣旨を十分に尊重してまいりたいと存じます。

○中谷委員長 まだいまの決議についての議長に対する報告及び関係当局への参考送付の手続につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○中谷委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり」

○中谷委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○中谷委員長 〔本号末尾に掲載〕

○中谷委員長 日本放送協会の平成十八年度の収支予算、事業計画及び資金計画につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

○中谷委員長 この収支予算、事業計画及び資金計画は、放送法第三十七条第二項の規定に基づきまして、総務大臣の意見を付して国会に提出するものであります。

○中谷委員長 まず、収支予算について、その概要を御説明申します。

○中谷委員長 一般勘定事業収支につきましては、事業収入、事業支出がともに六千二百七十七億円となつております。

○中谷委員長 一般勘定資本収支につきましては、資本収入、資本支出がともに七百五十七億円となつております。

本件審査のため、本日、参考人として日本放送協会の出席を求め、意見を聴取ることとし、その人選等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中谷委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○中谷委員長 引き続き、お詫りいたします。

○中谷委員長 本件審査のため、本日、政府参考人として総務省情報通信政策局長竹田義行君、政策統括官清水英雄君及び文化庁長官官房審議官辰野裕一君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

○中谷委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり」

○中谷委員長 本件審査のため、本日、参考人として日本放送協会の出席を求め、意見を聴取ることとし、その人選等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○中谷委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり」

す。また、建設費が六百九十八億円となつております。

次に、事業計画につきましては、組織及び業務の見直しや放送のデジタル化の推進等が盛り込まれております。

資金計画につきましては、収支予算及び事業計画に対応する年度中の資金の需要及び調達に関する計画を立てたものであります。

これに付する総務大臣の意見につきましては、十八年度収支予算の受信料收入が前年度五百三十八億円の減と大幅に減少したことを遺憾としつつ、協会が放送サービスの充実等に予算を重点配分し、経費削減により事業収支の均衡を維持しており、やむを得ない内容と認めるとしております。

その上で、収支予算等の実施に当たり、経営委員会は、協会内のガバナンスの強化に向け指導的役割を果たすこと、協会の経営・業務等に関する情報公開を一層積極的に進めること、協会は、受信料回復の具体的目標を設定の上、責任を持って当該目標を達成することなど、特に配意すべき八点を付記しているものであります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○中谷委員長 次に、補足説明を聴取いたしました。日本放送協会会長橋本元一君。

○橋本参考人 ただいま議題となつております日本放送協会の平成十八年度收支予算、事業計画及び資金計画につきまして、御説明申し上げます。平成十八年度の事業運営に当たりましては、改革・新生に向けた三年計画の初年度として、公共放送の原点に立ち返り、改革を断行し、視聴者の信頼を取り戻して受信料収入の回復を図つてまいります。あわせて、組織及び業務の抜本的な見直しなどにより経費を削減し、財政の安定を図り、デジタル時代にふさわしい公共放送としての事業運営の基本となる放送サービスにおきましては、公共放送として、自主自律を貫くとともに

に、迅速での確なニュースや質の高い番組など、NHKだからできる放送に全力を注ぐとともに、放送のデジタル化を進め、視聴者の皆様にとって利便性の高い、新しい放送サービスの開発に努めてまいります。

同時に、受信料の公平負担に向けた取り組みとして、未払いの方などの対策を強化するとともに、より公平で合理的な受信料体系へ改めてまいります。

あわせて、受信料をお支払いいただいている方々への新たな視聴者サービスも実施してまいります。

また、経営委員会の機能強化や執行部の改革など、信頼される公共放送を構築するため、経営の改革を進めるとともに、不正の根絶に向けて、コンプライアンスの徹底に努めてまいります。

次に、建設計画におきましては、平成二十三年の地上デジタルテレビジョン放送への完全移行に向か、放送設備の整備などを計画的に実施いたします。

以上の事業計画に対応する収支予算につきましては、一般勘定の事業収支におきまして、受信料などの収入六千一百七十九億九千万円、国内放送費などの支出六千二百五十七億九千万円を計上し、収入の範囲内で支出を賄う予算としております。また、資本収支につきましては、支出において建設費など総額七百五十七億六千万円を計上し、収入には、それが必要な財源として、減価償却資金など総額七百五十七億六千万円を計上しております。

最後に、資金計画につきましては、収支予算及び事業計画に基づいて、資金の需要及び調達を見込んだものであります。

以上、平成十八年度收支予算、事業計画及び資金計画につきまして、そのあらましを申し述べま

す。

委員各位の変わらざる御理解と御支援をお願いし、あわせて、何とぞよろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○中谷委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○中谷委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。萩生田光一君。

○萩生田委員 おはようございます。自由民主党の萩生田光一です。本日の審議のトップバッターということで、順次進めてまいりたいと思いま

す。

今、竹中大臣また橋本会長から十八年度のN

K予算のあり方についてお話をされました。

私は、今NHKが、ある意味では国民の信頼を失い、再建の途上にあるわけですから、この

NHKが公共放送としての使命を忘れ、ある意味では、経営姿勢が相変わらず問われるところがあ

るということをきちゃんと説明するべきじゃない

かなどというふうに思つていて、そういう意

味では、経営姿勢が相変わらず問われるところがあ

るということをきちゃんと説明するべきじゃない

かなどというふうに思つていて、そういう意

味では、経営姿勢が相変わらず問われるところがあ

るということをきちゃんと説明するべきじゃない

とうふうに思います。

そこで、ちょうど二年前にもNHK予算の質疑をしたときに、当時の会長が、未収率、未納率の改善のために一軒一軒歩いてでも回収をするんだという決意を述べましたけれども、その後、そういう姿勢が残念でありますけれども国民には映らないんです。私は、たとえパフォーマンスだとい

う批判をされても、役員や職員が一齊に休日返上で受信料をお払いいただけないそういう加入了の方たちの家を一軒一軒回つてでも、NHKの方といふんです。私は、たとえパフォーマンスだとい

ういう決意を述べましたけれども、その後、そういう姿勢が残念でありますけれども国民には映らないんです。私は、たとえパフォーマンスだとい

う批判をされても、役員や職員が一齊に休日返上で受信料をお払いいただけないそういう加入了の方たちの家を一軒一軒回つてでも、NHKの方といふんです。私は、たとえパフォーマンスだとい

大臣もよく研究マネジメントという言葉をお使いになりますけれども、技術革新というのは、一ヵ所に専門家を集めて同じ価値観のもとにひたすら前へ進むんじゃなくて、いろいろな価値観の人たちが同じ目標に向かって研究をし、その成果物を国の評価として世に出すというのがある意味では研究のあるべき姿だと思いますから、そういう意味では、NHKの技研のあり方というのは私は否定しません。

否定をしませんけれども、视察に行っていろいろ見せてもらつたり説明を聞きますけれども、確かに大事な研究だし、確かに大事な視点なんだけれども、率直に申し上げて、国の関係機関でも同じような研究をしている、あるいは民間はもとと進んだ部分で技術革新に走っている、こういうある意味ではかぶつた研究というのがたくさんあるんじゃないのか。NHK技研の役目はもし研究のきづかけづくりでいいんだとすれば、その後のことは民間に任せるべきであつて、最後まで研究を貫く、たとえ不採算であつても研究を貫くその必要性がこの九条にあるのかというと、私は疑問を感じるところでございます。

具体的には、例えば、ハイビジョン放送、ブラズマディスプレー、デジタル放送やFM多重放送、話速の変換等を実績としてNHKはおつしやっていますけれども、残念ですけれども、世の中に出たときには、これはNHKの研究の成果だとユーザーの皆さんが理解しているものというのではなくんじやないですかね。それはメーカーの成果物であつて、NHKの成果ではないというふうに思うんです。

私は、こういった研究の内容を含めて、民間とのかぶり、競合についてはどうやって今後整理をしていく必要があるのか、あるいは国と機関との連携はどう図っていくのか、民間がやるべき研究をNHKがずっとやらなきやならないといふこの必要があるのかどうか、基本的なお考えを聞きたいというふうに思います。

K技研の存在はあるいは研究内容についてはどのような位置づけをし、どのような評価をしているのか、総務省側の御意見も聞きたいと思います。

現場を熟知した、そういういわば基礎から実用化まで一貫した研究を実施しておりまして、また、実際NHKの中にあることでのそういう放送現場の熟知云々というようなメリットも活用しながら、いろいろな技術開発をやってきているところでございます。

さに外国人観光客の皆さんをこの日本に、現在五六百万人を一千万人にふやそうじゃないか、こういう努力をしようとしているさなかに、そのツールとして、海外放送というのは日本の魅力を発信する大きな役割があるというふうに思っていますね。すなはち、結果として外国人観光客が多く日本に来ることのきっかけをもしNHKの海外放送が担つたとすれば、これは国策として大きな貢献をするんじゃないかというふうに思つていて、そのためのインフラ整備として、私は、一定の国費で助けてさしあげることというのは決して国民の理解を得られない問題じゃないんじやないかと、いうふうに思っています。

○竹中國務大臣　まず、今の冒頭で萩生田委員がおっしゃった、やはり立ち位置を明確にしろというのは全くそのとおりだと思います。そして、この国際放送の問題を考える場合も、そのNHKの立ち位置というのを、そこから議論を出発させなければいけないというふうに私自身も思っています。

な使命を担つております。これは、主に今は受信 料を財源としましてラジオの国際放送そして国際 映像放送を行つてゐるわけでありますけれども、 ではそれが十分かといふと、大変残念であります けれども、N H K ももちろん頑張つてはいるわけ

てすけれども 同様の国際放送の性格と比較してもやはり十分とは言えないというふうに多くの方が指摘しておられるというふうに思います。

一方で、では、これからそういう発信をどのように行っていくか。これは小泉総理からもこの点をしつかり考へるという指示を私いただいておりまして、その取りまとめをしなければいけないの

でありますけれども、例えば全額を国内の受信料で賄うかというと、これはなかなか国内で受信料

第一類第一号 総務委員会議録第十三号 平成十八年三月十七日

を払つておられる方の同意は得られないんだと思うんですね。これは諸外国の例等々いろいろありますので、諸外国の例等々も我々研究しなきやいけませんが、やはり諸外国の例を見ても、国費を充てるということは私は十分に考えられるのではないかと思います。

今懇談会でいろいろ議論していくさつているのは、まさに先ほどの立ち位置の威信に絡みますが、ちょっととこれは迂遠な話かもしませんが、以前、技術専門家の石井威望教授が大変おもしろいことを言つておられたんですが、日本の場合、プロダクトスピーカス、つまり、多くの方は日本という国を、非常に優秀な電気製品とか自動車とか、そういうものを通して日本というものを知つていています。つまり、プロダクトといいますか、C Mの中で提供されるものにも日本の社会、文化を、そうした総合的な情報発信があるという解釈も実はあるわけございます。そういう面も含めていると、つまり、プロダクトといいますか、C Mの中でも残念ながら国際放送の中ではなかつたわけですか

か、そういうものを日本というものを知つて、どのように考えていくかという議論はなされてよいのではないかと思います。

ただ、その場合も、やはりこれは公共放送でございます。その意味で、委員がおっしゃっている立ち位置を鮮明にして考えていくという姿勢は貴

○萩生田委員 時間がなくなりつてしまつて残念な

○萩生田委員 時間がなくなりつてしまつて残念な
なで、オリンピックの放送についてお尋ねしたいと思ひます。

ト

リノ・オリンピックが終わりました。このト
リノ・オリンピックにつきましては、NHKが七割、民放が三割という放送比率で国内放送をしました。これは、ちよつと時間がないので過去のいろいろな経緯をお話しできな

いふんでも、余りそじやない番

わけですね。それで、その割をNHKが担つてい

るんですけれども、私はこれでいいんじゃないか

と思うんですよ。

もし民放がさらにお金を出して番組放映したい
というんだつたら、視聴率に走らないで、たとえ
地味でも、NHKはその余った放送、余った放送
と言つたら失礼ですけれども、民間がとりたがら
ない放送を堂々と放送するべきだと思います。
そして結果として、その民間とのやりとりの中で

浮いたお金で、橋本会長がおっしゃったNHKで
なくてはできない放送、例えば荒川静香さんがウ
イニングラン、日の丸を背負つて走つたあのシ
ンは残念ながら国際放送の中ではなかつたわけ
ですね。しかし、現場に技術者がいるわけですか
ら、直ちに編集してそれを国内放送に送る、これ
が僕はNHKのあるべき姿じゃないかな。あるいは
は、オリンピック選手として到達するまでの長い
間のそのフィルムストックというのを、きちんと
番組として、教育材料として、子供たちにも夢を
与えるようなもので後日放送する。そういうこと
でNHKの存在意義というのは示すことができる
んじゃないかと思いますけれども、最後に会長の
御所見をいただきたいと思います。

○原田参考人 お答えいたします。

○中谷委員長 次に、永岡桂子さん。

○永岡委員 自由民主党の永岡桂子でございま
す。

本日は、橋本会長初めNHKの役員の皆様、大
変御苦労さまでございます。

それでは、早速質問させていただきます。

NHKは、一昨年に発生いたしました不祥事に
よりまして国民の信頼を大きく損ねましたが、公
共放送としてこの後どのように対策を講じられて
きたのか、お伺いしたいと思います。

まず、NHKの内部規律について伺いたいと思
います。

週刊誌やインターネット上でNHKの中から現
執行部に對して批判的な意見があり、内部で混亂
を生じているというようなことを耳にすることが
あります。もちろん大きな組織ですから、また組
織の中にいろいろな専門性を持つた集団を抱えて
いるわけですから、経営に對してはさまざまなか
見や現在の取り組みに関して批判があるとい
うことはある意味では当然だと思います。また、そ
ういうふうに考えております。

問題は、まず、NHKにとってこの困難な時期
に、NHKを思う内部の意見が適正に吸い上げら
れているか、公正で透明な内部規律をNHKが
持つてゐるかどうかということでございます。こ
の点についての御所見を伺いたいと思います。

もう一つは、NHKが議論して決定していく経
営方針というものが、一般の会社と違いまして國
營全体に影響を及ぼす性格を持つて、また、その

しているということをございます。

オリンピックの放送につきましては、今申し上
げましたように、ジャパン・コンソーシアム、こ
れが有効であるというふうに考えておりまして、
以後もこうした形をとりながら視聴者の皆さん
期待にこたえてまいりたいというふうに考えてお
ります。

○橋本参考人 お答え申し上げます。

まず、現在、一連の不祥事以降、我々は改革に
取り組んでまいりました。信頼回復ということ
で、いろいろなテーマ、提案を考え、また実行案
を練り上げながら進んできたということをござい
ます。

この過程でいろいろな意見が確かにございます
し、そういうものを、組織全体あるいは広く視聴
者の方々の御意見も我々吸収させていただいて、
三ヵ年計画というものをつくってまいりました。
こういう中では本当に多種多様な意見がございま
した。その上で、計画を取りまとめまして、実際
にこれを改革に移すという段階でございます。
これにつきましては、役職員一丸となつて、真
剣に、わき目も振らず、この改革に専心してま
いつております。そういう中で、いろいろな御意
見が寄せられる。こういう中で、我々、とにかく
改革というものをいちばん実行し、実現していく
という、この思い一筋に進めてまいりたいと思つ
ております。

こういう中で、実際に一番大事なことは、私が
図りましたのは、率直に各職場の意見を聞く、特
に若手の意見を聞くというふうなことを大変大事
にいたしまして、いろいろ職場における、直接、
職員との面談における意見吸收、それから私のと
ころへ直接メールで意見、提案を送り込む仕組
み、こういうのも行いまして、この計画を練り
上げてまいつたということでございます。

これからもこのような風通しのよい状況の中で
改革を実行していくことは大変大事だと思ってい
ますし、これからそういう面にも配慮して、一層
強化してまいりたいと思います。

受信料の点につきましては、担当役員の方からお答え申し上げます。

○衣奈参考人 お答えいたします。

収支予算及び事業計画の策定に当たつての議論の過程でござりますが、御案内のとおり、十八年度編成に当たりまして、九月段階で新生プランを、経営計画の骨子を公表いたしました。このときには、さまざま方法によりまして視聴者の皆様の御意見をいたぐりということをしてきておりま

す。私どもにお寄せいたくお電話やメール、あるいは私どもが実施する世論調査などによりまして、視聴者の皆様の御意見を聞かせていただくということをしております。

また、経営委員会からは予算、事業計画に対する基本的な考え方を指示いただきまして、これを受けて執行部として議論を行つてきたところであります。この議論は、内部として、十月以降一ヶ月までの間に六回ほど行つております。例えば、各部局の要求の概要ですか、あるいは予算編成方針、あるいは編成要綱、それから御審議いただ

ります。

NHKでは、事業や業務に関する情報であつて、開示することによって、NHKの権利利益、地位もしくは事業活動に支障を及ぼすおそれがあるものとなつておりますが、国では、当該事務ま

たは事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれとなつております。つまり、国の事業の中で、限定的にある事業分野は、その性質上、公開できないものがあり得るという想定でございますが、NHKの場合は、すべての事業において公開ができない可能性がある、そういうふうに読み取れます。この点、見直す可能性はあると思いま

すが、いかがでしょうか。

○中川参考人 お答え申しあげます。

次に、審議、討議、協議に関する情報であつて、開示することによって、その審議、討議、協議が円滑に行われることを阻害するおそれがあるものも同様でございます。

NHKでは、率直な開示ができない可能性がある、そういうふうに読み取れます。この点、見直す可能性はあると思いま

すが、いかがでしょうか。

○永岡委員 ありがとうございます。

○中川参考人 お答え申しあげます。

まず、一点目のところでございます。

確かに、事業活動のところでは国の基準とは違

う基準になつてござります。一点目の、権利利

益、地位、この部分でございますが、これは、國

の場合は法律で権限が担保されているということ

がござります。しかしながら、NHKは報道機関

でもございまして、新聞あるいは民放、そういう

たところと、つまり他の事業者といろいろ競争す

る立場にございます。そういうところから、國

の情報公開法でも、國や独立行政法人等以外の法

人につきましては、その権利、競争上の地位その

他正当な利益を害するおそれがあるものは不開示

する。この基準は國に準じたものであると言われて

おりますが、細かく見ますと、必ずしもそうではないようございます。

不公開情報のところですが、一件お聞きいたし

ます。

NHKでは、事業や業務に関する情報であつて、開示することによって、NHKの権利利益、地位もしくは事業活動に支障を及ぼすおそれがあるものとなつておりますが、国では、当該事務ま

たは事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれとなつております。つまり、国の事業の中で、限定的にある事業分野は、その性質上、公開できないものがあり得るという想定でございますが、NHKの場合は、すべての事業において公開ができない可能性がある、そういうふうに読み取れます。この点、見直す可能性はあると思いま

すが、いかがでしょうか。

○中川参考人 お答え申しあげます。

まず、一点目のところでございます。

確かに、事業活動のところでは国の基準とは違

う基準になつてござります。一点目の、権利利

益、地位、この部分でございますが、これは、國

の場合は法律で権限が担保されているということ

がござります。しかしながら、NHKは報道機関

でもございまして、新聞あるいは民放、そういう

たところと、つまり他の事業者といろいろ競争す

る立場にございます。そういうところから、國

の情報公開法でも、國や独立行政法人等以外の法

人につきましては、その権利、競争上の地位その

他正当な利益を害するおそれがあるものは不開示

する。この基準は國に準じたものであると言われて

ります。

○衣奈参考人 お答えいたします。

○中谷委員長 次に、木挽司君。

○木挽司君 お答え申しあげます。

まず、一点目のところでございます。

確かに、事業活動のところでは国の基準とは違

う基準になつてござります。一点目の、権利利

益、地位、この部分でございますが、これは、國

の場合は法律で権限が担保されているということ

がござります。しかしながら、NHKは報道機関

でもございまして、新聞あるいは民放、そういう

たところと、つまり他の事業者といろいろ競争す

る立場にございます。そういうところから、國

の情報公開法でも、國や独立行政法人等以外の法

人につきましては、その権利、競争上の地位その

他正当な利益を害するおそれがあるものは不開示

する。この基準は國に準じたものであると言われて

ります。

○衣奈参考人 お答えいたします。

○中谷委員長 次に、木挽司君。

○木挽司君 お答え申しあげます。

まず、一点目のところでございます。

確かに、事業活動のところでは国の基準とは違

う基準になつてござります。一点目の、権利利

益、地位、この部分でございますが、これは、國

の場合は法律で権限が担保されているということ

がござります。しかしながら、NHKは報道機関

でもございまして、新聞あるいは民放、そういう

たところと、つまり他の事業者といろいろ競争す

る立場にございます。そういうところから、國

の情報公開法でも、國や独立行政法人等以外の法

人につきましては、その権利、競争上の地位その

他正当な利益を害するおそれがあるものは不開示

する。この基準は國に準じたものであると言われて

ります。

○衣奈参考人 お答えいたします。

○中谷委員長 次に、木挽司君。

○木挽司君 お答え申しあげます。

まず、一点目のところでございます。

確かに、事業活動のところでは国の基準とは違

う基準になつてござります。一点目の、権利利

益、地位、この部分でございますが、これは、國

の場合は法律で権限が担保されているということ

がござります。しかしながら、NHKは報道機関

でもございまして、新聞あるいは民放、そういう

たところと、つまり他の事業者といろいろ競争す

る立場にございます。そういうところから、國

の情報公開法でも、國や独立行政法人等以外の法

人につきましては、その権利、競争上の地位その

他正当な利益を害するおそれがあるものは不開示

する。この基準は國に準じたものであると言われて

ります。

○衣奈参考人 お答えいたします。

○中谷委員長 次に、木挽司君。

○木挽司君 お答え申しあげます。

まず、一点目のところでございます。

確かに、事業活動のところでは国の基準とは違

う基準になつてござります。一点目の、権利利

益、地位、この部分でございますが、これは、國

の場合は法律で権限が担保されているということ

がござります。しかしながら、NHKは報道機関

でもございまして、新聞あるいは民放、そういう

たところと、つまり他の事業者といろいろ競争す

る立場にございます。そういうところから、國

の情報公開法でも、國や独立行政法人等以外の法

人につきましては、その権利、競争上の地位その

他正当な利益を害するおそれがあるものは不開示

する。この基準は國に準じたものであると言われて

ります。

○衣奈参考人 お答えいたします。

○中谷委員長 次に、木挽司君。

○木挽司君 お答え申しあげます。

まず、一点目のところでございます。

確かに、事業活動のところでは国の基準とは違

う基準になつてござります。一点目の、権利利

益、地位、この部分でございますが、これは、國

の場合は法律で権限が担保されているということ

がござります。しかしながら、NHKは報道機関

でもございまして、新聞あるいは民放、そういう

たところと、つまり他の事業者といろいろ競争す

る立場にございます。そういうところから、國

の情報公開法でも、國や独立行政法人等以外の法

人につきましては、その権利、競争上の地位その

他正当な利益を害するおそれがあるものは不開示

する。この基準は國に準じたものであると言われて

ります。

○衣奈参考人 お答えいたします。

○中谷委員長 次に、木挽司君。

○木挽司君 お答え申しあげます。

まず、一点目のところでございます。

確かに、事業活動のところでは国の基準とは違

う基準になつてござります。一点目の、権利利

益、地位、この部分でございますが、これは、國

の場合は法律で権限が担保されているということ

がござります。しかしながら、NHKは報道機関

でもございまして、新聞あるいは民放、そういう

たところと、つまり他の事業者といろいろ競争す

る立場にございます。そういうところから、國

の情報公開法でも、國や独立行政法人等以外の法

人につきましては、その権利、競争上の地位その

他正当な利益を害するおそれがあるものは不開示

する。この基準は國に準じたものであると言われて

ります。

○衣奈参考人 お答えいたします。

○中谷委員長 次に、木挽司君。

○木挽司君 お答え申しあげます。

まず、一点目のところでございます。

確かに、事業活動のところでは国の基準とは違

う基準になつてござります。一点目の、権利利

益、地位、この部分でございますが、これは、國

の場合は法律で権限が担保されているということ

がござります。しかしながら、NHKは報道機関

でもございまして、新聞あるいは民放、そういう

たところと、つまり他の事業者といろいろ競争す

る立場にございます。そういうところから、國

の情報公開法でも、國や独立行政法人等以外の法

人につきましては、その権利、競争上の地位その

他正当な利益を害するおそれがあるものは不開示

する。この基準は國に準じたものであると言われて

ります。

○衣奈参考人 お答えいたします。

○中谷委員長 次に、木挽司君。

○木挽司君 お答え申しあげます。

まず、一点目のところでございます。

確かに、事業活動のところでは国の基準とは違

う基準になつてござります。一点目の、権利利

益、地位、この部分でございますが、これは、國

の場合は法律で権限が担保されているということ

がござります。しかしながら、NHKは報道機関

でもございまして、新聞あるいは民放、そういう

たところと、つまり他の事業者といろいろ競争す

る立場にございます。そういうところから、國

の情報公開法でも、國や独立行政法人等以外の法

人につきましては、その権利、競争上の地位その

他正当な利益を害するおそれがあるものは不開示

する。この基準は國に準じたものであると言われて

ります。

○衣奈参考人 お答えいたします。

○中谷委員長 次に、木挽司君。

○木挽司君 お答え申しあげます。

まず、一点目のところでございます。

確かに、事業活動のところでは国の基準とは違

う基準になつてござります。一点目の、権利利

益、地位、この部分でございますが、これは、國

の場合は法律で権限が担保されているということ

がござります。しかしながら、NHKは報道機関

でもございまして、新聞あるいは民放、そういう

たところと、つまり他の事業者といろいろ競争す

る立場にございます。そういうところから、國

の情報公開法でも、國や独立行政法人等以外の法

人につきましては、その権利、競争上の地位その

他正当な利益を害するおそれがあるものは不開示

する。この基準は國に準じたものであると言われて

ります。

○衣奈参考人 お答えいたします。

○中谷委員長 次に、木挽司君。

○木挽司君 お答え申しあげます。

まず、一点目のところでございます。

確かに、事業活動のところでは国の基準とは違

う基準になつてござります。一点目の、権利利

益、地位、この部分でございますが、これは、國

の場合は法律で権限が担保されているということ

がござります。しかしながら、NHKは報道機関

でもございまして、新聞あるいは民放、そういう

たところと、つまり他の事業者といろいろ競争す

る立場にございます。そういうところから、國

の情報公開法でも、國や独立行政法人等以外の法

人につきましては、その権利、競争上の地位その

他正当な利益を害するおそれがあるものは不開示

する。この基準は國に準じたものであると言われて

ります。

○衣奈参考人 お答えいたします。

○中谷委員長 次に、木挽司君。

○木挽司君 お答え申しあげます。

まず、一点目のところでございます。

確かに、事業活動のところでは国の基準とは違

う基準になつてござります。一点目の、権利利

益、地位、この部分でございますが、これは、國

の場合は法律で権限が担保されているということ

がござります。しかしながら、NHKは報道機関

でもございまして、新聞あるいは民放、そういう

○木挽委員 自民党的木挽司でございます。

昨年、私の地元では、JR福知山線の列車脱線事故が発生いたしました。私の支援者、知人も、けがに遭われた方そして亡くなられた方も少なからずいらっしゃいます。間もなく一年、そうした事故が二度と発生しないよう、私も政治家としてしっかりと取り組んでいく所存でございます。

さて、私は、NHKに関する質問をさせていただく中で、そのとき、事故が発生したときのことをよく覚えております。非常にショッキン

グなことでございましたが、当日のニュース、NHKのニュース10で報道されました。私、NHKを見ておつたんですが、そのときの視聴率が、同日同時に放送された別の民放の放送番組と比べて一〇%近く引き離されていた。NHKの視聴率の方が下だったということですね。

私が、小さいころからの記憶でありますと、私の父なんかはよく、台風が起った、さあNHKを見よう、地震災害が起つた、さあNHKを見よう。何かあれば、こういった大きな事故や災害があつたとき、皆さんNHKに流れていたと思うんですね。それが、こうした大事故だと灾害のときに、最近、民放に流れておるような傾向が出てきたんじゃないのかな。その内容にもよると思うんですが、昨今の話題になつておりますNHKに対する不信感だとか番組の質に関するところがこうしたところにあらわれているんじゃないのかなど懸念をしております。

さて、そうした中で、NHKの内部の改革に取り組んでいく。先ほど橋本会長がいみじくも、若手との交流、風通しをよくするんだということをおっしゃつていただきました。そうしたことでも、私は、NHKの新生プランの中に盛り込まれた受信料にかかる内容だとか組織のあり方、そういうものにずっと目を通させていただいんですけれども、そうした論議の中で、さまざまな観点から今までずっと質問されているとは思うんですが、特に私は、組織内部の改革の取り組みについ

て御質問をさせていただきたいと思います。

特に、現場の最前線で働く二十代、三十代の職員が改革の当事者としてNHKの将来を真剣に考

えれる場にするため、経営に直結したプロジェクトとして設置したウエーブプロジェクト、まず、これについて御説明いただきたいと思います。NHKの方からお願ひいたします。

○中川参考人 お答え申し上げます。

ウエーブプロジェクトというのは、今先生から御指摘ございましたように、二十代、三十代の職員を中心としておりまして、昨年の四月にスター

トいたしました。

これは、一昨年の不祥事を踏まえまして、NHKの組織の中の風通しが非常に悪い、特に若い者たちの意見が経営に反映されていないというようないろいろな不満が渦巻いておりました。そういうものを受けまして、これは何とかしなくてはいけないということで、改革・新生委員会というのを会長をトップといたしまして設けましたけれども、その下にこのウエーブプロジェクトというものを設けまして、若い人たちが中心になりまして、全国の仲間、職場に呼びかけまして、実は三百余りの改革提案を募りました。それをまとめまして、ウエーブプロジェクトの連中が改革・新生委員会に幾つか提案をしまして、それもやろうといふことで、今取り組んでおるところでござります。

なお、このプロジェクトメンバーは、一応コアメンバーが三人でございまして、放送、営業、技術というところでござりますけれども、そのほかにも兼務で、さまざまなものから七、八人、常時いて、やつておる。

それからまた、ウエーブカフェというものをやつておりますので、これは小人数、例えば十人から二十人程度の職員を集めまして、そこに会長以下私ども役員も参りまして、いろいろな意見交換

ケーションを図つてしまいたい、それを改革に生かしてまいりたいという考え方でございます。

○木挽委員 ありがとうございます。

三百件余りの提言があつた、この中身を見させられについて御説明いただきたいと思います。NHKの方からお願ひいたします。

こうした動き、NHKとして当然取り組んでいられる、内部で改革を積極的にやろうとしておられるとは思うのですが、総務省としてはどの程度把握されています。

○清水政府参考人 今先生御指摘のウエーブプロジェクトの関係についての詳細な活動内容については、総務省として承知していない状況にござります。

○木挽委員 こうした改革の論議が積極的にされなければならない中につつて、総務省ではそうしなければならない中につつて、まだ把握できていない。

今月十三日、竹中大臣の私的懇談会、通信・放送の在り方に関する懇談会の中で、初めてNHK

側の意見を聽取されたというふうに承つております。NHK側が受信料制度の見直しや事業範囲の縮小に消極的な姿勢を示した、これまでの懇談会での議論に事実上のゼロ回答で応じたと聞き及んでおります。

それについては、総務省、間違ひありませんか。

○清水政府参考人 先生御指摘の通信・放送の在り方に関する懇談会、その三月十三日のヒアリングの場におきましては、NHKの方から、まず、保有チャネル数等につきまして、テレビ、ラジオ各波にはそれぞれの役割があることから、どの波、どの役割が不要かという具体的な議論を抜き

に概多い少ないと言えるものではないけれども、八波を、これは地上二波、ラジオ三波、衛星

三波のことです。八波を将来とも持続けなければならないというかたくなな考え方を持っています。

また、受信料につきましても、その徴収について認識している、こういうような御回答をそ

の場でされたと認識しております。また、支払い督促など現行制度の範囲内で最大限努力し、また公共放送の財源については、実効性ある方法について十分な議論が必要であるという旨の回答があつたと承知しております。

○木挽委員 ありがとうございます。

NHK一体となつて改革に取り組んでいかなければならぬ中につつて、そうした内部の、本当に現場で頑張つておられる若手の取り組みといつては、支払い督促など現行制度の範囲内で最大限努力し、また公共放送の財源については、実効性ある方法について十分な議論が必要であるという旨の回答があつたと承知しております。

委員会なのだろうと思われるわけですけれども、その約束 자체が、どなたが主体となつてどのよう
に設定をされたのか、それと評価委員会との御関
係について、まず確認をさせていただきたいと思

○中川参考人 お答え申し上げます。

で六項目を掲げております。放送を中心といたしまして、受信料制度それから事業運営等々でござります。これは、会長以下執行部の方で、役員会を開き始めといたしまして、さまざまなもので幅広い議論を行いました。その上で、経営委員会でもまた御議論いただきて、昨年の六月二十一日にこうした項目をやろうということで決まっておりま

それで、この結果の中身でござりますか。これ
は今年度のNHK事業計画をベースにしておりま
すけれども、昨年の国会で今年度の事業計画を御
審議いたしましたときにつけられました総務大臣
意見及び衆議院・参議院の附帯決議、こういっ
たものを踏まえまして作成してございます。

また、この評価委員会でござりますけれども、これは外部の専門の方々三人で構成しております。したがいまして、NHKから一応完全に独立した組織であるというふうにしております。もちろん、評議會の運営は、NHKの三つの委員会によるものであります。

はしておりますけれども、そういうことで、今、その評価手法も含めまして新たに開発をしていただきながら、実際にその評価を進めていただいて

はことしの六月を予定しております。

うことであると御答弁をいただきました。では、その評価をされるに当たりまして、その評価の方針、あるいは具体的にどのように、資料によりますと、できるだけ定量化し、公正かつ客観的に評価をするというふうにされております。

この公正かつ客観的に、あるいは定量化しというのは、少し技術的に難しいところもありまして、例えば、平成十七年度の約束というものの 자체はみなさまにお支払いいただく受信料にふさわし

が約束になつて いるものを、定量化するあるいは
しげに客観的二平面二千の二二には、多分可

か基準になるものの、目標と比べてそれを上回つて
いる下回つているというような形での評価をする
ことが定量的で客観、公正な評価ということになると
思うんですが、約束というのはかなり定性的
にできておりますから、これをどう実現していくく
かというところで少し難しいこともあると思いま
す。しかしながら、それはそれとして、多少限界
もありますけれども、やはり定量的に評価をする

○中川参考人　お答え申し上げます。
実は、昨年の十二月一日に評価委員会の方でそ
のなかで、委員会としてはどのような方針で評
価をされていきたいと考えていらっしゃるか、教
えていただけましようか。

の評価方針を記者発表を行いましたして公表しております。それまで、どういう形でこの評価をすればいいのかと、というその手法をいろいろ研究していました。

ですが、一つは、視聴者アンケート、三千人規模の視聴者アンケートをまず実施したいということが一つ発表されました。

これは放送に対するものが主でござりますけれども、これを定量的にはかる尺度、これをどういうふうに求めらるのかということです。C.V.法という、反思市場法というものを導入した

ということをそのときに発表されました。
NHKには毎年七百万件を超える視聴者の
方々からのお声をいただいております。その大部
分は番組についてでございますが、そういうたも
の、それからモニター制度というものもございま

して、さまざまな番組、ニュース等につきましても御意見をいただいております。それからまた、放送文化研究所では個人視聴率の調査というのもも隨時やっています。

どうしても、先生御指摘のとおり、若干、いま一
つの三観的な三つからつて、どううつたつて客観的

な評価が得られるんだろうかという疑問もございましたので、そこで改めて、先ほど申し上げましたCVM法という、これはすべての満足度みたないものの例えれば経済的価値に、つまりお金に換算して、それでもって例えばNHKが行つた放送がどの程度価値あるものなのかということを自安として出して、それで定量的に計測していくこう、こういうものだと聞いております。

それからまた、そういう被験者の方々の御意見を伺うときの認知度調査、そういったことも必要だということで、いずれにしましても、統計学的に信頼性のある方法に基づいて行いたいという評価方針が発表されたところでございます。

例えばCCVMというお話をありました
が、これには、例えば高速道路を建設するとか、そういうと
きに事前に評価をするときなどにも用いられるよ
うな指標と承知をしております。そういうような

さらに言うと、実際、例えばCSVでこういう
データを扱うときに、必ずしも「**列**」で
区切ることでなく、「**行**」で区切ること
でいいということを伺いました。一安心をしたと
思つております。

が、それがふさわしいものか、それともまだ足りないものかということを、どこかで基準を決めで判断するということが必要になつてきます。この判断基準と「うもの」の設定と「うのが大変重要な

なつてくると思いますので、その六月の評価の報告書を作成される際には、ぜひ御注意をいただきながら作成をしていただきたいと思います。

さて、それで、六月に委員会から評価の結果が出るということで、今度はＮＨＫさんとしてこれ

をどのように受けとめて、しっかりと評価されたものですから、これを改善につなげていかないと意味がない、受け取りり放しになつてはしようがないわけでございます。これをどのような形で

また、受け取って、いろいろな改善をしまし
て、もう、う二三ヶ月、受講料を支払つて、

国民を初め、それからもちろん評価委員会の方々にも、こういうことをきちんとアクションしましたとフィードバックをしていただきたいと思っておりますが、この点について御見解を教えていただけますか。

体的には十八年度以降、いろいろこういう活動をする中で、できるだけ早く迅速に可能なものから結果を經營の中へ反映してまいりたいと思いますし、また、それ以上に大事なことは、やはり今御指摘ございましたように、いかにそれを、また視聴者の皆さんからいただいた意見がどう反映されているかということを視聴者の方々にフィードバックするというところが大事でございます。ス

いろいろ報道発表したり、メールをホームページに張つたりとか、いろいろそういう形で公開してございます。

○橋本委員 せっかくの評価結果ですから、ぜひ
すが、やはり経営への反映と、それからファイード
バックの状況をお示ししていく、この二つは大変
重要なこととして今後力を入れてやってまいりました。
いというふうに思っております。

ございます。したがいまして、視聴者の皆様方との直接の顔となるという立場においては、現在のNHKの会長はか執行部の皆さんというふうに現在やっているわけでござりますけれども、昨今、そういうたコープレートガバナンスと申しますか、ガバナンス強化ということがさらに呼ばれている昨今の状況でございますので、経営委員会といたしましても、みずから声というものをいかに発信し、なおかつ説明責任を果たしていくか、透明性を高めていくかということにつきまして、実は私ども、NHKの中でホームページというものをつくりました。経営委員会専門のホームページでございます。一度ぜひご覧いただければありがたいと思う次第でございますけれども、私たちも経営委員会の顔が見えるように、なおかつ毎回の経営委員会の論議がどういう形でなされているかをより詳細に、なおかつ発表された方のお名前も出ております。そういう形で出ておりますのも出でております。そういうふうなそれぞれ社会の変革の中で公共放送としての役割が問われいで、そういう中で私どもとしての存在感をさらに高めていく必要なんではないか。その努力を現在している最中でございますので、ぜひ、先ほど申し上げましたように、ホームページをごらんいただきて、その中でまたさらにお批判いただければ、御指導いただければと思う次第でございます。

BBCの話が出ました。その話の方に移りま

す。

先ごろ、今週の火曜日ですか、イギリスの政府

はBBCの向こう十年のあり方を提言する報告書

を発表され、今委員長の話にもございましたよ

うに、十年間の受信料制度の維持、それと執行部門

と独立したトラストと呼ぶ監督組織を設けるとい

うようなことが発表されたところであります。

ございます。したがいまして、視聴者の皆様方との直接の顔となるという立場においては、現在のNHKの会長はか執行部の皆さんというふうに現在やっているわけでござりますけれども、昨今、現そういったコープレートガバナンスと申しますか、ガバナンス強化ということがさらに呼ばれている昨今の状況でございますので、経営委員会といたしましても、みずから声というものをいかに発信し、なおかつ説明責任を果たしていくか、透明性を高めていくかということにつきまして、実は私ども、NHKの中でホームページというものをつくりました。経営委員会専門のホームページでございます。一度ぜひご覧いただければありがたいと思う次第でござりますけれども、私たちも経営委員会の顔が見えるように、なおかつ毎回の経営委員会の論議がどういう形でなされているかをより詳細に、なおかつ発表された方のお名前も出ております。そういう形で出ておりますのも出でております。そういうふうなそれぞれ社会の変革の中で公共放送としての役割が問われいで、そういう中で私どもとしての存在感をさらに高めていく必要なんではないか。その努力を現在している最中でございますので、ぜひ、先ほど申し上げましたように、ホームページをごらんいただきて、その中でまたさらにお批判いただければ、御指導いただければと思う次第でござります。

さて、橋本会長、そういうBBCの職員に比べてNHKの職員はどうでしょうか。

○橋本参考人 BBCは本当に世界に冠たる公共放送としての役割を果たしていただいていると思つていますし、NHKもBBCに負けないよう

に公共放送としての使命感を持って働いてまいりたいと思います。

その意味では、こういうふうなそれぞれ社会の変革の中で公共放送としての役割が問われいで、そういう中でのBBCの改革ということも含めまして、NHKもみずから公共放送の使命感を職員全体に持つように、内外ともにしっかりと共有の精神として持つように、我々執行部としても努力を現在している最中でございますので、ぜひ、先ほど申し上げましたように、ホームページをごらんいただきて、その中でまたさらにお批判いただければ、御指導いただければと思う次第でござります。

○谷委員 既にホームページは見ました、見させていただきました。最近、個々の委員の名前も出るというふうに変えられたということもわかつております。それでもなおかつ、もっと前に出てほしい、そういう思いでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

BBCの話が出ました。その話の方に移りま

す。

先ごろ、今週の火曜日ですか、イギリスの政府

はBBCの向こう十年のあり方を提言する報告書

を発表され、今委員長の話にもございましたよ

うに、十年間の受信料制度の維持、それと執行部門

と独立したトラストと呼ぶ監督組織を設けるとい

うようなことが発表されたところであります。

○谷口(隆)委員 おはようございます。公明党の

競争契約というのはほんの一%強にすぎないと

う状況にあります。

あるいは、いわゆる天下りといいますか、NH

Kの関連団体、これは子会社とか関連会社、関連

の公益法人などを含めるわけでございますけれども、その常勤役員の方が百七十三名、そのうちN

HKの出身者は百五十名、八七%がそう。ほとん

どがOB、百四十六名という状況で、ほとんど変

わっていない。

経営委員長、こういう状況についてどうですか。やはりいろいろなプランを見ても、もつと競争契約を導入するということも明記されておりまでも、余り改善が見られないというふうに思つています。

○石原参考人 ただいま先生御指摘ございましたように、子会社等関連団体との取引につきまして、その透明性を高め、さらに効率的な運営をしていくという観点から、競争契約等の推進ということにつきましては三ヵ年計画の中の一つの項目として入っているわけでございまして、そういう観点から、私ども経営委員会といたしまして、NHKの運営につきまして目を光らせまして、監督してまいりたい。

ささらに競争契約を推進する、あるいは今先生がいろいろお話をございましたような点についての疑問を払拭できるような形で対応していくことも必要なんではないか、こういうふうに思つてている次第でござります。

○谷委員 私は、何もNHKの方がうらやましいとかそういうことではなくて、そういう子会社、関連会社との取引の透明性を高めないとやはり信頼回復への道というのがなかなか困難になる、そういう思いでございますので、もう質問は終わりますけれども、どうか会長、この点についてもきちんと汗をかく覚悟で頑張っていただきたいといふうに要望いたしまして、質問を終わります。

○中谷委員長 次に、谷口隆義君。

○谷口(隆)委員 おはようございます。公明党の

谷口でございます。

先ほどから議論を聞いておりますと、NHKの職員の不祥事等がございまして、かなり信用が失墜したわけがありますけれども、その失墜した信頼を回復しようということで、橋本会長を中心にておられる。あるいは、ある大学教授によると、BBCは国民が支払ったお金に見合った価値を届けているかというふうなことを、そういう考え方方が職員の間に徹底しているというふうに聞いているわけ

でございます。

このBBCの経営委員会のマイケル・グレード会長は、BBCは公共の利益のためにだけ運営さ

れ、支払った金に見合う価値と質の高いサービス

を提供しなければならないということを常に述べ

ています。

○橋本参考人 BBCは本当に世界に冠たる公共

放送としての役割を果たしていただいていると思つていますし、NHKもBBCに負けないよう

に公共放送としての使命感を持つて働いてまいりたいと思います。

その意味では、こういうふうなそれぞれ社会の変革の中で公共放送としての役割が問われいで、そういう中でのBBCの改革ということも含めまして、NHKもみずから公共放送の使命感を職員全体に持つように、内外ともにしっかりと共有の精神として持つように、我々執行部としても努力を現在している最中でございますので、ぜひ、先ほど申し上げましたように、ホームページをごらんいただきて、その中でまたさらにお批判いただければ、御指導いただければと思う次第でござります。

○谷委員 前に、NHKの永井副会長が、我々の手本はBBCだという記事を読んだことがあります。

私も、正直な話、十分把握しているわけでは

ないんですけども、見る限り、やはりNHKが

学ぶべき姿がBBCの中にもあるのではないかと

思つておりますので、ぜひ世界のBBCに負けな

いNHKになつていただきよう頑張つていただきたいと思います。

最後に、やや実務的な話、NHKと子会社、関

連会社との話に移らせていただきたいと思いま

す。

三千五百万以上の多額の子会社、関連会社との取

引というデータをNHKさんにお願いしますと、

一千億を超えて、一千四億。平成十五年も十

六年度も変わらない。そのうち随意契約は、件数

で九四%、金額で九八%。逆に言うと、いわゆる

そういう観点で見てまいりますと、私、この二

公放送は非常に、先ほど竹中大臣もまさにおっしゃつておられたように、重要な使命を担つておられる。あるいは、ある大学教授によると、橋本会長を中心にておられる。あるいは、ある大学教授によると、橋本会長を中心にておられる。これは大変すばらしいことで、ぜひ国民の信頼を回復していただくために頑張つていただきたいと思う次第でございます。

公共放送は非常に時間が短いので何をしようか

か。やはりいろいろなプランを見ても、もつと競

争契約を導入するということも明記されておりま

すけれども、余り改善が見られないというふうに思つてます。

○石原参考人 ただいま先生御指摘ございました

ように、子会社等関連団体との取引につきまし

て、その透明性を高め、さらに効率的な運営をし

ていくという観点から、競争契約等の推進とい

うことにつきましては三ヵ年計画の中の一つの項目

として入っているわけでございまして、そういう

観点から、私ども経営委員会といたしまして

も、NHKの運営につきまして目を光らせまし

て、監督してまいりたい。

ささらに競争契約を推進する、あるいは今先生

がいろいろお話をございましたような点についての

疑問を払拭できるような形で対応していくことも必要なんではないか、こういうふうに思つている次第でございます。

○谷委員 私は、何度もNHKの方がうらやましい

とかそういうことがなくて、そういう子会社、

関連会社との取引の透明性を高めないとやはり信

頼回復への道というのがなかなか困難になる、そ

ういう思いでございますので、もう質問は終わりますけれども、どうか会長、この点について言及さ

れておるわけであります。経営の透明性というこ

りまして、平成十三年の十月に論点整理が行われ

ております。この中でも言及されておりませんけれ

ども、NHKの子会社等のあり方について言及さ

しておるわけであります。経営の透明性というこ

とからしますと、子会社のありようも透明性が当

然求められるわけでございまして、その論点整理

の中には連結決算のことを言及しております。

そんなこともございまして、今NHKでは連結決

算を導入されておられるわけであります。

それで、この連結決算の状況を見せていただい

たわけであります。たたかれたが、十六年度の連結決算の状況

を見ますと、連結子会社が二十三社、また連結対

象の関連会社が四社、合計一十七社持つていら

しゃるわけでございます。塩川さんがおっしゃつ

て大変有名になった、母屋でおかゆをすすつて、

離れでき焼きを食つておるというようなことの

ないように、やはり国民は大変心配しているところもありますから。

そういう観点で見てまいりますと、私、この二

十七社全部、決算書を見せていただきました。概括的に申し上げますと、過半が、総資本に占める自己資本の比率、自己資本比率といいますけれども、これが五〇%を超えておりまして、非常に財政的には立派な子会社が多いわけでございまして、二十七社すべてが利益を計上しておられるわけでございます。

そんな状況の中で、本体のNHKが受信料の未収等で業況が低迷をいたしております。その状況の中でも、このNHKグループ全体が、本体の方は経営の緊張感を持っておられても、NHKグループ全体の経営の緊張感を持っていただかなければならぬと思うわけでございます。

そういうようなことで申し上げますと、このグループの配当政策は一体どのような考え方のもので行われるのかということが気になるわけであ

りまして、ちなみに、ちょっと私、気になるところだけ引つ張つてしまいましめたが、例えば、子会

社のNHKテクニカルサービスという会社がござりますが、この会社は約十三億円強の処分対象の

利益がありますが、これを配当しないでそのまま繰り越しておるわけであります。また、関連会社

であります、放送衛星システムというところがあ

りますが、これをそのまま繰り越しておられるわけでございます。これを配当しますと、NHKの方にも収益が当然ながら上がるわけでございます。

まず初めに、そういう配当政策について、グループとしてどういうお考えを持っておられるのか、お伺いをいたしたいと思います。

○橋本参考人 詳細の説明は担当の方から後ほどさせますけれども、子会社につきまして、この配

当政策というのも現在見直しております。

これは三ヵ年計画の中にも盛り込んでございま

すけれども、具体的には、やはり配当をNHK本

体に十分返す方法、それからまた子会社自身も役員の退職金をやめるとか、それから業績評価型の報酬に変えるとか、こういう施策を取り込んでまいります。

それからまた、放送衛星システムといいますのは、NHKと民間放送事業者が出資しまして平成五年に設立された会社でございまして、衛星放送の調達それから管制等を主な業務にしております。ところが、衛星の調達には多額なお金がかかることで、できるだけ配当よりもそういう財政基盤の確立ということで、これらを借入金で賄っております。したがいまして、財務体质の運営の安定化が経営の重要な課題であるというところで、できるだけ配当よりもそういう財政基盤の確立というところに民間放送事業者も含めました。

○中川参考人 配当の方針について御説明したい

というふうに思います。

詳細は担当の方から答えさせます。

○中川参考人 社全体の経営体質の改善、これについて本体と連

動した形で考えてまいりたいと思います。

NHKの子会社は、公共放送の使命である業務

を確実に遂行していくことの一翼を担つて

おりまして、そういう意味から、これまで経

営基盤の安定というところまで優先して、どちら

かというと配当は抑制してまいりました。

ただしかし、現在では、三十四団体ござります

が、一番新しく設立された団体でも設立後十年を

経ておりまして、経営基盤も相当安定してまい

りました。そういうところから、これまでの配当の

方針を改めまして、十七年度の期末配当から、原

則として、配当規模を当期純利益の二〇%を下限

とする業績連動とするというように、積極的な配

当をする姿勢に転換することにいたしました。

それに加えまして、一定の財務体力を持つ子会

社に対しましては、当期の利益を上回る大型の配

当を特別に要請しております。十八年度のN HK

予算の中では三十三億円ということで、十七年度

が五億八千万円でございますので、比べまして、

相当大型な配当金を計上しているというところで、こういったものを積極的に行つてまいりたい

というふうに考えております。

○谷口(隆)委員 次は、子会社の中で役員賞与を

出しているところがあるんですね、利益処分。そ

れで、この利益処分で役員配当を出すということ

になりますと、役員の方が当然ながら実入りがふ

えるといいますか、そういうようになるわけで、

その役員賞与もどういう観点で出されたのかわか

りませんが、ちょっとこれも申し上げますと、こ

の二社だけなんです。一社はNHKアイティック、

これが三千万円の役員賞与が出ております。それ

ともう一つは日本放送出版協会、これが配当金が

七百七十七万六千円に対しまして、役員賞与が一千九百五十万出ております。

○竹中國務大臣 この役員賞与を、これもどういう観点で、グ

ループ全体の中でN HK本体がこういう役員賞与

の出し方等にもおつしやつておられるのか、それ

か子会社の立場で判断をされてこのようにされた

のか、お伺いをいたしたいと思います。

○中川参考人 先生御指摘の、まずアイテックで

ございますが、この会社は昭和四十四年に設立さ

れました会社でございまして、非常に古い会社で

ございまして、ずっと安定配当の施策をとつてき

ておられます。それからまた、出版協会につきまし

ても、これは昭和六年に設立されました大変に古

い団体でございまして、ここも安定配当を施策と

してとつてきているというところでございます。

ただ、役員の報酬、賞与につきましては、こう

いった利益処分に賞与を計上している会社、それ

とそうでない会社も含めまして、報酬と賞与を合

わせました年間総受取額ということで、子会社か

ら、これまで、ひととき過去には六十五の子会社

がありましたけれども、これがもう半数規模にな

っています。こういうふうな流れの中で、子会社

が、これまで、ひどき過去には六十五の子会社

がありましたけれども、これがもう半数規模にな

子会社を含め、NHK全体の透明性を含めて、また組織のありよう、これは三ヵ年計画でも盛り込んでございますけれども、しっかりと引き締めて

やつてまいりたいと思つております。

ろしくお願ひいたします。
私の方からは、まず、受信料収入の目標について
てということでお尋ねをしたいと思います。
事前にNHKの皆さんの方から資料をいただきま
した。十七年度の受信料収入の減収額が、見込
みですけれども、五百十八億円だというかなり後

思いで三ヵ年計画をつくりてございます。これらも身を引き締めて回復に向けての努力を継続してまいりたいと思います。

具体的な内容につきましては、担当の方から説明させます。

○小木参考人 だいこくひまかくしつじん こうじゆことじる

いきたい。これはやはり信頼回復の一つのあかしにもつながりますので、そういう努力はしていくたいということでございます。

放送局がありますが、ずっと中東地域に流しているのはアルジヤジーラ・ニュース・チャンネルということなんですが、このたびNHKのコンテンツをアルジヤジーラ・チルドレン・チャンネルのところに売却されるというようなことであるようになります。

これははすばらしいことだと思います。こうい

「平成十八年度予算では受信料収入を、五千九百四十億円と見込んでいます。平成十七年度の受信料収入は五千九百六十億円となる見込みですが、平成十八年度は、平成十七年度に「座敷払い」か
しい数字が出てきています。これを踏まえて、N HKの方の十八年度から二十年度の経営計画の中では、受信料収入の目標についてこのように記載されているんですね。

りでござりますけれども、現在の受信料収入が予算に比しまして大幅な減収になるということにつきましては、大変歎しく受けとめております。今それを何とか回復すべく努力しているところでございますけれども、おかげさまで、ようやく受信料収入につきましては回復の兆しが見え始めているというふうには考えております。
さりながら、なお大団な警戒であることとは間違

契約につきましても、同じような趣旨で、契約増を図つていいたい、ということです。その根底の水準は、率直に申し上げまして不祥事以前の水準に戻していただきたい、契約増は。そういうもくろみで、その前提に立ちまして我々としては計画化している、というものですござります。何としてもそれは達成していきたい、というふうに考えて いるところでございます。

うように我が國のNHKの持つておられるような
コンテンツを売却していくなどと、収益的にも貢
献もいたしますし、我が國の文化だと生活を海
外の人たちに知つていただくという観点では、こ
れは私はすばらしいことだと思っておりますの
で、ぜひそういうことも含めまして頑張つてい
ただきたいと思ひます。

ら訪問集金に変更された方への受信料収納活動が遅れていることなどの影響で、さらには八十億円の減収が見込まれます。その一方で、公平負担のための施策をいつそう強化し、六十億円の増収を図ることにより、差し引き三十億円の減収にとどめます。」というふうにうたわれています。

これはこれまでいいんですが、ただ、五百億円を

りでござりますけれども、現在の受信料収入が予算に比しまして大幅な減収になるということにつきましては、大変厳しく受けとめております。今それを何とか回復すべく努力しているところでござりますけれども、おかげさまで、ようやく受信料収入につきましては回復の兆しが見え始めているというふうには考えております。

さりながら、なお大幅な減収であることは間違いないということでありまして、それで、来年度以降の三カ年の経営計画でござりますけれども、二十億円の減収にとどめたいということでござりますけれども、来年度につきましては、先ほど委員御指摘のように、口座から訪問集金への変更が急増した関係でどうしても取り切れないという面がございまして、全体で八十億の減収は、これは

○富田委員 契約につきまして、同じような趣旨で契約増を図つていただきたいということでございます。その根底の水準は、率直に申し上げまして不祥事以前の水準に戻していただきたい、契約増は。そういうもくろみで、その前提に立ちまして我々としては計画化しているというものでございます。何としてもそれは達成していただきたいというふうに考えていろいろござります。

○橋本参考人 J.C.C. アルジャジーラ・チルドレン・チャンネルといいます。こちらの方に現在、三歳から十五歳を対象とした幼児あるいは少年少女向けの番組を提供しています。およそ三百時間分ということがありますが、この前も社長と会談しまして、これからさらにその年齢層を拡大しまして「二十五歳まで」ということで、NHKと番組を一緒につくる、あるいは番組提供を行うとうふうなことで、主にこれはやはり日本文化を吸収するということをございますし、日本の青少年向けの教育、識字率を高める、そういうふうな役割としては放送が大変有用だということを買っていただいているということで、これからも協力をして積極的に進めてまいりたいと思っています。

○谷口(隆)委員 時間が参りましたので、これで終わらせていただきます。

○中谷委員長 次に、富田茂之君。

○富田委員 公明党の富田茂之でございます。よ

○橋本参考人 詳細につきましてはまた担当の方から説明させますが、まず、やはり私が大変今年度の財政の規模あるいは来年度の財政の規模につきまして考えますのは、いろいろ、信頼回復の取り組みあるいは受信料収納活動を強化する、こういう中で、回復の兆しというものは感じ取つておりますけれども、まだまだ厳しい状況が続いているというふうに認識しておりますし、この状況をできるだけ着実に回復する必要がある。しかし、目標はきちんとつくつて達成していきたいという超える減収が見込まれるということについて、現段階で会長としてどのように認識されているのか。また、それを踏まえて十八年度の見込みを言われていますが、この見込みは、去年の予算から五百億円を超える減収があつて、また十八年度の予算でこのように見込まれるというのは、客観的に見てちょっと甘いんじゃないかなというふうに思うんですが、そこはいかがお考えですか。

N H K は二ヵ月単位で集計してござりますけれども、二ヵ月で八万件の新たな支払い再開の方が多いらっしゃるという経過で、第四期、五期、六期、六期というものは今現在進行中でありますけれども、そういう状況が続いている。これは年間足せば四十八万件になりますけれども、ただ、新たにまた拒否に回られる方もいらっしゃらないわけではございませんので、そういう差し引きを含めて、来年度三十万件は支払い再開の方がふえるというふうに思っています。

その他、契約総数あるいは衛星契約も伸びておられますので、その増を見込みまして六十億円は何とか取つていきたいということでありまして、差し引きで二十億円ということは何としてもさせて

もう一つ、この三ヵ年の計画を見ておりまして、コープレートガバナンスの改革ということをかなり真剣にうたわれております。この点について御質問をしたいんですが、これだけコープレートガバナンスの改革についてNHKとして真剣に考えるということは、いろいろな不祥事がありましたけれども、不祥事が起きたその背景について、どこにどういう問題があつてこういうふうになつたというふうに認識されているんでしょうか。

ちょっと心配なのは、不祥事は去年、おとしの問題だ、もうそこで決着がついて、新たに新生NHKとしてやつているんだというふうにいろいろ答弁されるんですが、実は、今回、質問に当たつて、インターネットでNHKの不祥事と引いてみたんですね。そうしましたら、二〇〇〇年以

前に発覚したもの、二〇〇〇年から二〇〇三年に発覚したもの、二〇〇四年に発覚したもの、二〇〇五年に発覚したものと、まだ続いているという形でこういう集計がいまだにされているということは、やはりまだどこかに問題があるんじゃないかというふうに国民が思っているんだと思うんです。

それを踏まえて、どこに問題があつたかというふうにまず認識されているのか、教えていただきたいと思います。

○橋本参考人 私、昨年一月二十五日にこの会長職をお預かりしているわけですが、一番真剣に考へたのはこの点でござります。やはり、NHKに働く者が、いわゆる倫理観と申しますか、これが之くなつてきている、ここは大変問題だと考えおります。

したがって 現在 改革の中でも なかなか見
えにくい話なんですが、この意識改革という改革
が大変重要なと思っております。いろいろなス
キームを変える以上に、魂を入れるというところ
を私は考えてまいりたいという取り組みをしてお
ります。

このためには、やはり職場そのものを非常に風
通しやすくするというふうなことも必要ですし、人
材のトレーニングということも大事だと思って、
こういうところを強化しているわけであります
が、やはりこの倫理観の欠如、あるいは受信料に
ついてこれを公金として扱う意識、公金意識と
言つてはいますが、こういう点について、この改革
の底の底のものとして、意識改革、ここに努めて
まいりたいと思つています。

また、私は、この問題につきましては、過去に
さかのぼつても、そういう疑いといいますか、う
みは出し切りたいというふうに思つてはいますの
で、そういう意味で、わかる範囲でありますけれ
ども、できるだけ追及して、こういうふうなこと
が再発しないような手立てを図りながら、また、
発生した場合には厳しく対処するということを考
えて、実施してまいっております。

○ 富田委員 橋本会長には先週も総務委員会に参考人で来ていただき、いろいろお話をいたしましたが、会長のお人柄でNHK全体を引っ張つていく必要があると思うんですね。国民の目から見ると、やはりNHKは規模が大き過ぎて、歴代の会長さんの中には何となく自分の派閥みたいなのをつくっていて、その中で不祥事が起きたんじゃないのかというふうに思われる節がありました。

今回、橋本会長は技術畠出身ということで、そういう意味でも、新たな風をNHKに吹き込めると思うんですが、実は、事前にNHKの方にもお知らせしたんですが、この委員会で質問をするというのが決まりましたら、「NHK予算で、国会への重大な偽証 詐欺行為発覚 石原・橋本体制の組織ぐるみの隠蔽を告発する」という、突然議員会館にこんな文書が送られてきたんですね。何だこれはとガセ不タというのいろいろ問題になりましたけれども、中身を読むと全く不正確。五百億を超える受信料収入について、きちんとNHKの内部で報告がされていなかつたんだというようなことを書いているんですけど、実は、昨年のこの総務委員会できちんと会長が答弁されて、委員からもかなり質疑がされているんですよね。そういうた経緯があるのに、いまだにこういう文書を、私が質問するというのがわかつているものだから送つてくる。こういうところに、まだまだNHKの内部に問題があるのではないか。

内部通報制度というのがもうできていますよね。本当に何か問題があるんだつたらそこできちんと取り上げればいいので、こういった形で、NHKの予算を審議する委員会の直前に委員に対してこういうものが送られてくる、こういうことについてどう思われますか。

○ 橋本参考人 この文書は全く出所不明だということで、何とも申し上げにくいんですが、私としては、NHKの改革を役職員一丸となつて進めている中で、こういう文書があらわれてくるという

この意図などいうものはよく存じませんが、大変不快でございます。

基本は、私どもN.H.K.はとにかく改革に向けて全力を尽くすといういちばんでやっていますし、職員も、先ほどのように、N.H.K.に働く職員としての倫理観をぜひ隅々まで行き渡らすように努力してまいりたいというふうに思つております。

○富田委員 もう時間ですので終わりますが、今御決意のとおりぜひ行動していただきたいと思いますし、昨年のこの委員会でN.H.K.予算に対する附帯決議というのが出ています。その中にこういうふうに書いてあります。「N.H.K.は、今こそ全職員をあげて出直す決意をし、真に生まれ変わった姿を国民・視聴者に示さない限り、受信料制度の根幹をも揺るがしかねない事態に発展するおそれのあることを謙虚に受け止めなければならない。」

これは、会長を初めとする執行部だけじゃなくて、やはり全職員、皆さんが真剣に考へてもらわなきやならない問題だと思いますので、ぜひその点を考えていただけるように、今後も野党の皆さんから審議があると思いますので、これをしつかり受けとめていただきたいということをお願いしまして、質問を終わりにしたいと思います。

ありがとうございました。

○中谷委員長 次に、渡辺周君。

○渡辺周君 委員 民主党的渡辺でございます。

それでは、早速質問に入らせていただきます。

先ほど来、N.H.K.の方について、公共放送という点については何度も、質問者からもあるいは橋本会長からも、関係者からも答弁されているところであります。が、一言で言つて公共放送というのは、私なりに考えますと、視聴率あるいはスポンサー、商業主義にとらわれることなく番組を提供できるというのが、私は、まず公共放送の第一義的な意味だらうと思つているんです。

この予算審議も今夜二十三時から放映される、録画で放送されるということでございますが、はつきり言つてこの後ぐらいからになつてきます

ともう午前二時とか三時とかの話になつて、一体だれが見ているんだらうかというぐらいの時間帯でございます。しかし、視聴率がとれるところないは別にしても、こういう審議をちゃんとやつているということをちゃんと流すということがやはり公共放送の使命。

こういうことを言つてはいけませんけれども、国会の例えは予算委員会あるいはクエスチョンタイムを、民放は、何か例えはガセメール事件でもあつて、当事者でも出てくるときだつたら中継をする、ワイドショーの番組の中で例えは緊急生中継と言つてやる。ところが、それ以外の、民放側が判断をして、余りこれは視聴率がとれないなど思つたら、もうこれは全然放送されないわけです。下手すると、NHKもどれくらいの視聴率で放映されているのか知りませんけれども、聞くところによると、予算委員会の中継あたりが一%ぐらいの視聴率だとか聞くわけでございまして、そういう意味で、公共放送のあり方ということが非常に私たち重要な問題だらうと。

まさに、そうしたスポーツセンターの意向であるとかあるいは視聴率によって打ち切りなんかを気にしなくとも、良質な番組あるいははどうしても伝えなければいけない問題については伝えられるということがNHKの使命だと思いますが、反面で、その公共性という大義のもとで、逆に言うと視聴率にさらされ客観的な判断をやはり数字として突きつけられるわけです、民放の番組ならば。あるいはスポーツセンターからやはりクレームもつつくでしょうし、やはりスポーツセンターがおりることだつてあるわけです。そういうある意味では緊張感があるて、切磋琢磨して、やはり何とかしてその維持をしなきやいけないという思いが民放にはある中で、やはりNHKはそこを意識しないで逆にあぐらをかいてきた部分というのもあるんじやないのかなと。その点について会長の率直な御見解をいただきたいと思います。

あわせて、総務大臣、いろいろ私の懇談会で検討されていくと思いますけれども、そうした、今

申し上げた公共放送の必要性そして民間放送、いわゆる二元体制についてどういうお考えかということにつきましては大臣のお考えをあわせて伺いたいと思います。

○橋本参考人 NHKの番組、やはり民放さんの番組と違う点、こういう点については、大変、これからも、情報がいろいろたくさんになる中でそれぞの役割があろうかと思います。

NHKが公共放送として日々努めておりましす、公平公正あるいは自主自律、あるいは国民・視聴者の方々の福祉の向上といいますか、いろいろ、毎日毎日を力づけて生活していく、そういうふうな役に立つ番組というものを主眼点で、これからも視聴率にとらわれず、見ていただくなけですが、視聴率にとらわれず、やはり民放さんとお互いに切磋琢磨しながらもそれぞれの役割を果たしていく、そういう番組をどんどん、性格をしっかりと認識しながら行ってまいりたいと思います。特に現在、NHKの再生、新生をかけた改革の中の取り組みとして、この姿勢というものは基本として大事だというふうに考えております。

○竹中國務大臣 二元体制についてのお尋ねでございますけれども、委員自身もおっしゃいましたように、NHKというのは、やはり視聴率にとらわれない豊かでよい番組放送を提供する大変重要な役割を担っていると思います。一方で、広告の収入を財源とする民放が、聴視者の好みとかに非常に敏感に、またローカル局は地域に根差してしているという面と、国民に対してやはり少し土俵の違う放送文化を提供した、私はやはりこれは大変重要な日本の特徴であるというふうに思っております。

私の懇談会におきましても、公共放送は必要である、そして二元体制というのは維持されるべきだということでは非常に広い一致がございまして、こういうことを踏まえながら、さあ、その上

でどうするかということを私たちは議論を進めたといふうに思つております。そこで、転居などによりまして新たに生活が始まるときに、視聴時間がないので次の質問に移りますが、先ほどからも各委員から指摘をされているいわゆる受信料調査といいましょうか、各家庭を訪ねて一生懸命契約をお願いしている。そういう涙ぐましい努力も伺つてあります。ただ、ここで見

て、地域で六千人ほどのスタッフの方々が、追跡調査といいましょうか、各家庭を訪ねて一生懸命契約をお願いしている。そういう涙ぐましい努力も伺つてあります。ただ、ここで見

て腑に落ちるのは、受信料がおよそ六千億円、しかし、ここにかかるコストが、地方の契約スタッフとNHKの本体を含めまして、トータルで八百億円弱の費用をかけて六千億円の受信料を集めます。比率にして一二・七%。

説明を聞きましら、それでも以前に比べれば、一五、六%だったのがここまで、何とか一七・七%まで来たんだというふうにおっしゃっていますけれども、やはりここに對してNHKが、とにかく受信料のある目標額を確保するためにどうやらコストがかかってもいいんだというようなもしお考へであるなら、これは大間違いでございません。ある意味で、これは受信料契約の額の一〇%とかあるいは一けた台に抑える、何らかの目標数値みたいなものをつくつて、やはりそれに向かつてコスト圧縮に努力をしていく、そういう姿勢が必要ではないかと思つてますけれども、その辺についてお考へあるのは具体的な取り組みが何かあります。ありましたら、ぜひお答えいただきたいと思います。

○小林参考人 御指摘のように、約八百億円経費をかけてございます。この営業経費につきましては、従来から、営業業績の確保と並びまして、我々としては重要な経営課題であるというふうに認識いたしまして、その抑制に努めてきていると

いうことは全くございませんで、そのことも常に留意しているところであります。しかしながら、受信料につきましては、転居などによりまして新たに生活が始まるときに、視聴者の皆様から自主的な契約届け出をいただければ非常にありがたいんですけども、そういうお願ひをしておりますけれども、なかなかそれだけでも十全ではなくて、どうしても常に全世帯の点検をせざるを得ない、その活動が欠かせないといふことでございまして、その観点からどうしても一定の経費がかかつてしまふということがございます。

それで、何らかの手だてということでございますけれども、そういうった努力はいろいろしております。一方で、不動産会社あるいは引っ越し会社あるいは郵便局さん等々と連携を図りながら、さまざま活動をさせていただいております。インターネットによる契約取り次ぎ等も同様でございます。あるいは、衛星デジタルでございまして、不動産会社あるいは引っ越し会社あるいは郵便局さん等々と連携を図りながら、さまざま活動をさせていただいているところでございます。一方で、例えば海外の放送機関等における事例でございますと、電器店からの受信機購入者情報といたものが、購入した場合には通報義務制でございます。ある意味で、これは受信料契約の額の一〇%とかあるいは一けた台に抑える、何らかの目標数値みたいなものをつくつて、やはりそれに向かつてコスト圧縮に努力をしていく、そういう姿勢が必要ではないかと思つてますけれども、その辺についてお考へあるのは具体的な取り組みが何かあります。ありましたら、ぜひお答えいただきたいと思います。

○渡辺(周)委員 いろいろ今諸外国の例も出されまして、これはこの間技研に行つたときのことです。ある意味で、これは、アドバイスと言つたら変でけれども、どうしてこういうことをしないのかなということについて、ちょっと触れさせていただきたいと思います。

NHK技術研究所研究成果の応用例というのをちょっとと資料としていただきました。その中で、NHKの技術研究所の研究成果が医療へかなり応用されているんだと。例えば、超高感度カメラ、スーパーHAR.P.研究テーマが、例えば次世代のエックス線診断装置。私も見ましたけれども、これはラットでしたか、造影剤を打つたネズミの血管を見せていただきました。つまり、がん細胞ができると、そこにはみずから栄養分をとろうとして細い血管ができるいくんだと。それを実は、NHKの高感度カメラから転用していく技術によって早期発見につながることができます。あるいは、ここにあります白内障の手術への応用研究ができる。

いろいろ、北里大学の医学部でありますとかあるいは東海大学の医学部でありますとか

これまでにもそういう研究結果を実は社会還元してきました。あるいは、ここにあります白内障の手術だから我々もわかつたのであって、こういうことというのは、NHKの受信料によつて技術研究をやつているんだけれども、実は、これが回り回つて社会還元されて、我々の健康だとかあるいは医療だとかというところに役立つてゐるんだという

ことをどうしてもつとおつしやらないのかなと思
うんですね。

奥ゆかしいNHKが、ひよっとしたら、いや、

そんな自分の手柄みたいなことを言うのはやはり

日本人の美学に反するとおつしやるのかどうかわ
かりませんけれども、ただ、もうここまで来る

と、会長、死に物狂いになつて、やはりこういう

トップセールスでもしたらどうですか、番組で取
り上げて。皆さんの受信料によつて社員がいい暮
らしをしているなんというのじゃなくて、ここ
は、もつと逆に言うと、受信料を払つてゐる人た
ちのためにもなつてゐるんで、医療の現場でも
使われていますとということを、どうですか、もつ
と番組でも取り上げたらいなと思うんですけれ
ども、そういうことを本当に死に物狂いでやる御
決意はないんですか。簡潔にお願いします、時間
がないから。

○橋本参考人 技術研究所の成果が、放送直接目
的のみならず、産業界、医療界、こういうところ
でお役に立つてゐるというふうなことにつきまし
ては、これまでなかなか紹介し切れなかつた点が
あろうと思います。

これについては、NHKの経営広報番組とい
ますか、こういう中でも、NHK全体の受信料の
成果がこういう形でお役に立つてゐるという点に
つきまして、これからは積極的にPRしてまいり
たいというふうに思います。

○渡辺(周)委員 それはやはり、例えば医療の現
場だと、我々の健康、病気の早期発見につな
がつてあるなんというになれば、受信料に対
する考え方も少し変わると思つてますね、すべて
特効薬じゃないにしても、ぜひそこは死に物狂い
で、先頭に立つてやつていただきたいと思うんで
す。そうすれば、これだけのコストをかけて、八
百億円ものコストをかけて六千億円の受信料を集
めなくとも、地域のスタッフの方々が、どなられ
ているか水かけられているかわかりませんけれど
も、言われたくないことも言われて、ほうほうの
ついで追い返されるようなことはもうしなくて
いい

いんじやないか。ぜひ会社を挙げてそういう努力
をしていただきたいなというふうに思います。

さて、残り数分になりましたので、先ほども公
明党の委員さんからお話をありました子会社のこ
とにつきまして、指摘と質問をさせていただきました
いと思うんです。

幾つか、ホームページからわかるだけ、この子
会社等三十四のうち、私、三十一団体調べまし
た。そうしましたところが、常勤、非常勤役員一
覧を見まして、三百二十八人中、NHKのOBや
関係者、NHKの現職の方を含めますと、二百一
十二人、大体七〇・七%、七割がもつNHKの関
係者でございまして、大体どこの社長さんもNH
Kの放送局の局長を経られたいわば天下りでござ
います。また、監査役を見ますと、外部の人間が
監査役をしているというのは、NHK東北プラン
ニングというところの一社のみでございます。ほ
かにも複数あって、二人いるところで、一人が民
間の、外部の方というところはありましたけれど
も、これは監査役も含め、ほぼNHKの関係者
でございます。

また、もう一つ申し上げますと、先ほど、平成
十年度から十六年度で、六十五団体が約半分の三
十四団体になつたということをおつしやら
れますけれども、実は、社員数を見ると、人数は
四千九百十一人から五千五百四十五人、六百三十
四人ふえていて、つまり、整理統合はしたんだけ
れども、実は社員数で見るとふえている。反面
で、本体の方、NHK本体は六百九十三人減つて
いるんですね。つまり、本体の方が減つていて
るけれども、子会社はふえている。子会社の整理統合
で半分になりましたといつても、実態的にはこれ
は実はふえているんですね。つまり、子会社の方
が現実問題として、子会社の整理統合あるいは人員の縮小も含めて、先
ほどもお話をありました外部の競争入札なんかも含
めて、これからどうしていくのかということにつ
いて、一つお尋ねをしたいと思います。

あわせてもう一つ、子会社の社長、理事長の報
酬というの平均一千四百万円、取締役が一千百
百

万から一千二百万円。いわゆる一般の退職金に当
たる退慰労金というものが、特に公開はしてい
ないです。NHK本体については、平成十七年度の予算
から役員の報酬額と職員の給与額を公表するよう
になりました、遅いぐらいでございますけれど
も。

まさに、番組の質がどうとかということでみん
なNHKに対して不信感を持つてゐるんじゃない
んです。隠ぺいされた、よくわからない、一体何
に使われているかわからないというこの会社の体
質について、子会社も含めてやはり大勢の方々が
どこかわだかまりを持っているからこういう結果
になつたのであります。

ぜひ、この点については、今、自主的と言われ
ている情報を、やはり積極的に公開すべきだと
思います。その点についてどのようにこれからお
考えになつていくのか、ぜひNHKに伺いたいと
思います。

済みません、もう一回質問しますので、簡潔に
お答えください。

○中川参考人 まず一点目についてお答えしたい
と思います。

子会社等も含めました要員の数でございます

が、実は、NHKは昭和五十五年からずっと本体

の方の要員を減らしております。その数が、十六

年度までマイナス五千九十八名でございます。

それからまた、一方、子会社の方は、アウトソー
シングを含めまして、子会社の方へ移転するとい
うことと、こちらはこの同じ期間に三千九百七十
九人ふえております。差し引きでは、NHKグ
ループ全体会として一千百名余り減つてゐるとい
うことで、こちらはこの同じ期間に三千九百七十
九人ふえております。

それから、いろいろ御指摘いただきましたよう

に、子会社の今後につきましては積極的に、今

業務実態も含めまして、昨今の状況も踏まえまし
て、これでいいのかどうなのか、統廃合も含めて

検討してまいりたいというふうに思つております。

それから、いろいろ御指摘いただきましたよう

に、子会社の今後につきましては積極的に、今

は、NHK本体及び子会社の役員の給与、退職金
について公表を求める規定は今ございません。現
在は、N H K本体及び子会社の役員の給与、退職金
について公表を求める規定は今ございません。現
在は、N H K本体において、本体の給与を十七年度予
算から自主的に公表しているということだと思います。

子会社についても、今御議論をいただきました
けれども、基本的には経営判断によるものでござ
いますけれども、これはやはり言うまでもなく、
可能な限り情報公開を進めて経営の透明化に努め
ていただかなければいけないという思いでおりま
す。基本的にやつていただけるのであるならば、
これはこれで私はぜひ経営判断を尊重したいと思
いますけれども、しかし、進まないということで
あるならば、枠組みをどうするかということは、

これはこの国会の場で御検討いただかなければならぬと思います。

○渡辺(周)委員 終わります。

○中谷委員長 次に、福田昭夫君。

○福田(昭)委員 民主党の福田昭夫でございます。

さきの質問とダブるところがあるかと思います

ので、ぜひ簡潔明瞭に答弁をお願いいたします。

まず初めに受信料減に対する対応策について、

先ほど、富田委員からですか、質問がございま

て、回答があるようございますので、ぜひ橋本

会長の決意のほどだけお聞かせください。

○橋本参考人 一昨年の一連の不祥事発覚以来、

私、この状況、視聴者・国民の方々の信頼を失つ

てきたということ、あるいは財政的な形であつて

も大変危機的な状況だというふうなところから、

何とか全力疾走してここまでやつてきましたが、

あります、これからもやはり、受信料収入の回

復あるいは信頼回復、こういうところについて

は、とにかく組織一体となつて真剣に取り組ん

で、全力疾走してまいりたいというふうに思つて

おります。

○福田(昭)委員 多分、国民の信頼を得るために

は相当時間がかかるかと思いますけれども、ぜひ

全職員一丸となつて頑張つていただきたい、その

ように思つております。

次に、NHKの再生方策についてお伺いをいた

します。

NHKの経営計画を見させていただきますと、

その中に、「信頼されるNHKをめざして」という

ことで五点書いてございますが、時間の関係で三

点だけ質問をさせていただきます。

「NHKは、何人からの圧力や働きかけにも左

右されることのないジャーナリズムとして、いか

なる場合でも放送の自主自律を貫きます。」と書い

てあります、國民に情報を提供する基本的な考

また、放送の自由を守るために、税金でもない、広告料でもない、受信料制度は今後とも堅持をすべきだと思いますが、御所見をお伺いいたします。

○橋本参考人 言うまでもなく、報道機関というものは、公平公正、また自主自律、この考え方が基本でございます。我々、仕事に携わっている場合も、四六時中この規範をモットーに進めていくということが基本でございます。

その中でやはり大事なことは、国民・視聴者に對して、こういう形を信頼の上でしっかりと認識していただく努力、こういうことが大事だと思いまますし、そのための受信料であろうというふうに考えております。

したがつて、これはもう一体として、これからも我々自身、NHKに働く者がこの規律を守り、また視聴者の方々にも御理解いただくような活動を、実現を継続していくことが一番大事なことだらうと思います。

〔委員長退席、佐藤(勉)委員長代理着席〕

○福田(昭)委員 そういうかたい決意であれば政

治の影響を受けないとは思うんですけども、し

かし、今までたびたびそんなことがあります。

私も、今勉強中でございますが、実は、ドイツ

の例が非常に参考になるかなと思って勉強してい

るところでございますが、御承知のこととは思

りますけれども、ドイツにおいては憲法におけるメ

ディアの自由がしっかりと守られているよう

ございます。

○橋本参考人 まず第一点の、ドイツの放送機関

の例でございますけれども、我々公共放送として

通ずる面がたくさんあるかと思います。いわゆる報道機関としての姿勢、こことのところは尊重してまいりたいと思います。

それから、第二点目でございます約束評価委員

会の約束評価活動というものは、やはり視聴者に

向けて、NHKとのきずななどいいますか結びつき

というものを非常に具体的にあらわす、世界初と

ようでございますが、一九九四年二月の二十二日に行われた第八放送判断によりますと、国家から放送自由と受信料制度について判決がありまし

た。

中身は、受信料の決定は国家とは関係なく決定するよう手続されなくてはならない。各州の政府や議会は受信料額の決定に対して間接的にしか関与できません。受信料値上げについては、各州の首

相から任命された放送協会財政需要調査委員会の十六人のメンバーが放送協会の財政状況を調査し、それを州議会に報告し、値上げ申請があつた場合、州議会はその値上げ幅が社会的に許容できまますし、そのための受信料であろうというふうに考へております。

こうしたがつて、これはもう一体として、これからも我々自身、NHKに働く者がこの規律を守り、また視聴者の方々にも御理解いただくよう活動を、実現を継続していくことが一番大事なことだらうと思います。

こうしたドイツにおける公共放送のあり方の考え方について、私は、我が国においてもしっかりと参考にして頑張つていく必要がある、そういう

こういう判決があつたそうでございます。

こうしたドイツにおける公共放送のあり方の考え方について、私は、我が国においてもしっかりと参考にして頑張つてのみ審査することができる、

いうことでございますが、こういうふうな放送番組の定量的な評価というのは大変難しいことでございますが、こういうふうなものを初めて取り組んで、ぜひこれを定量的なものにして、経営の中に入具体的に反映して、視聴者の方々にまたそれをお見せするということで、公共放送としての御理解を深めてまいりたいというふうに考えております。

○福田(昭)委員 外部評価につきましては、今、きつとさまざまな分野で行われていると思うんで

ですね。福祉の分野でも、あるいは学校の分野でも、あるいは病院、医療の分野でも、さまざま

も、あるいは第三者評価が行われているわけでございます。

ですが、そうした中で、放送分野ではNHKが世界

初だというんですから、ぜひしっかりとやっていきたいななどいうふうに思つております。

次に、CS、お客様満足向上運動についてお伺いをしたいと思います。

視聴者第一主義に立ったお客様満足向上運動に

NHKの全職場で取り組むというふうにしており

ますけれども、ぜひとも、この際には視聴者から

いろいろなところで御意見を伺う、こう書いてござりますけれども、私は、特に地域には地方

の情報をしっかりと伝えるNHKであつてほしい

など思つておりますが、御所見をお伺いしたいと

いをしたいと思います。

NHKの全職場で取り組むというふうにしており

ますけれども、ぜひとも、この際には視聴者から

いろいろなところで御意見を伺う、こう書いてござりますけれども、私は、特に地域には地方

の情報をしっかりと伝えるNHKであつてほしい

など思つておりますが、御所見をお伺いしたいと

いをしたいと思います。

地域放送は大変重要な役割を持っております。

一つは、地域にあります、地域の応援団という

形で、地元の地域の活性化あるいは文化の振興、

それに役に立つということです。それから

もう一つは、やはり地域の視点に立つて、それ

ぞれの地域のすばらしさ、あるいは多様な地域の

文化というものを全国に発信をしていく、伝えて

いくということかと思います。

また、その際、今、各地域では大変大きな課題

をさまざまに抱えております。地域の皆さんと一緒に

その課題の解決を考えしていくというふうな取組みをする中で、例えば少子高齢化とか全国に

共通するテーマもたくさんございますので、そういうものをまた全国に発信していくことで地域の連携も深まっていくと、いう役割も負っているかと、いうふうに思います。

地域からの全国発信というのを、私ども一層力を入れて、これからもやってまいりたいというふうに思っております。

○福田(昭)委員 今、竹中総務大臣が中心になつて地方分権を進めておりますけれども、情報の発

信も中央集権なんですね。そういつた意味ではやはり情報も地方から発信できるような環境にしていかないと、なかなか社会全体が地方分権の社会になつていかないんじゃないかな、そう思つておられますので、ぜひとも力を入れていただきたいと思っています。

そういふた意味では、竹中大臣がち。どう不思議権処理に邁進しているところ、NHKが、日本の元気は農村にありといふ番組をやつたんですね。多分朝八時半から十二時まででしたか、あの番組は、私も、全部は見られませんでしたけれども、見せていただきました。大変すばらしい番組だったというふうに私は思つておりますし、そういう意味で、今後ともぜひ地域の情報あるいは地方の情報をしっかりと伝えてほしいなというふうに思つております。

次に、公共放送のあり方について、世界の主な公共放送と比較を通してながら、ぜひ質問をさせていただかたいと思います。

皆さんのお手元に資料を配らせていただきましたが、これは、今竹中大臣が進めております通信と放送の在り方に関する懇談会で出された資料でござりますけれども、まず、ちょっと資料の順序が逆になってしまいまして、一枚目の方からごらんいただきたいと思つていています。

財政面の課題について質問をさせていただくわけですが、まず「主要国の受信料制度」を皆さんごらんいただきたいと思います。

受信料等の位置づけについてございますが、イギリス、フランス、ドイツ、イタリア、韓国、

日本、こう見てみますと、ども受信許可料とか使用税とか、あるいはほとんど受信料と位置づけがされているようでござりますし、また、強制徴収があるところとないところとある。さらに、罰則等につきましては、日本と韓国はない、そのほかの国々には罰則等がある。そして、右の方へ行きました、斗金の手帳などござりますと、日本

料金の全額を上へてみると、EHFの受信料はそれほど高い方でもない、ほどほどであるのかなというふうに思います。

そして、一番右の端でございますが、受信料収入が占める割合、これを見てみますと、イギリスのBBC放送が七六・七%、フランスが六四・二%、ドイツが八一・九%、イタリアが五五・二%、韓国が三九・三%、日本が九六・一%ということでございまして、受信料が占める割合といふのは、やはり二つの国でござります。

のはやはりこの国も大きいのかなどいろいろ思つております。そういう意味で、やはり受信料制度をしっかりと堅持をしていくということが大事なことなのかなということが、こんな資料からも読み取れるのかなと思つております。

これらのことから私が考えてみますと、まず一点は、健全な公共放送を守るために何としてもこの受信料制度は堅持する必要があるというの一つ。それから二つ目は、NHKの料金は諸外国の公共放送と比べてそれほど高くはないというのが二点目。そして三點目は、そうした中で諸外国では罰則などもあるということ、しかし現在のNHKの状況を考えるととても罰則を言い出

せるような状況にはないと私も考えております。しかし、将来本当に国民の皆さんのお信頼が回復できて、しかもドイツのようなレベルまで公共放送の地位が向上して、国民の皆さんから真に信頼されるようなNHKになつたときには、これはもしかすると罰則等も必要な時代が来るのかなと、この諸外国の例を見て感ずるわけでございますけれども、こうしたことに対し、総務大臣、そしてNHK会長のそれぞれからせひ御所見をお伺いでされればというふうに思います。

○竹中國務大臣 理着席】まさに今、受信料約三割未納と
いうことで、これが国民から見ても不公平感を募
らせて、NHKの経営にもやはり大きな影響を与
えているという重要な問題を提起していると思いま
す。

うのは、受信契約、契約の強制を義務づけているだけれども罰則はない。諸外国を見ますと、こ

ここにいろいろ書いてくださっていますけれども結構いろいろな工夫をしている。機器の販売とか貸し出しをするときに、ちゃんと払うべき人のアドレス、住所、氏名等々がわかるような、そういう仕組みを立てているところもあるし、罰則を設けているところもある。委員の資料でもあります

ようは日本は気がついてみると諸外国の中でもとりわけ受信料に対しても大きく、高く依存しているにもかかわらず、その受信料を取るいろいろな工夫というのが今までなかつた。逆に言えば、それがだけ国民の信頼を受けてしっかりと払っていたらやつてこれたということの裏返しでもあるかと思います。

ただ、今はとにかく三割未納という大きな問題がござりますから、どのようにするか、諸外国の工夫も参考にしながら、これは予断を持たないで幅広く検討をしたいと、いうふう思います。

○橋本参考人 各諸外国、海外の公共放送機関がいろいろな制度を取り込んでいるということをご

さいます。基本的には、財政安定を求めて罰則あるいは強制徴収あるいは通報制度、そういうふうなものを導入しているわけでありますけれども、我々、まず基本としますのは、現在のNHKの受信料制度というものが、やはり国民との信頼関係に立って成り立つものだということがまず基本にございまして、公共放送としての公平公正、自律、この大変高邁な理念を実現する具体的な方法として受信料制度というものが考えられ、長い間この制度で培ってきたわけであります。

しては、やはりいろいろの外国と日本との違い、法意識だとか、そういう国民性、考え方の違いといふ中で、長い歴史の中でそれぞれが培ってきたものだと思っています。私は、公共放送としての現在NHKが行っている活動というのは受信料が、御指摘のようにベストだというふうに考えておりま

こういう中で、いろいろなほかの諸外国の徵収方法あるいは罰則的なもの、強制的な考え方、こ

ういうものについてはやはり国民的なコンセンサスというものが必要でございますし、やはりその前に、まずは現在この現状の中で、NHKとしては受信料制度の中でのいろいろな努力をさせていただきたい。特に、オートロックマンションとかあるいは単身世帯がふえるとか、面会がなかなか難しい、いろいろな問題がござりますので、この点も

し
い
そ
う
な
社
会
動
態
の
変
化
の
中
で
こ
の
未
払
い
の
率
が
高
い
と
い
う
ふ
う
な
こ
と
が
ござ
い
ま
す。
こ
う
い
う
と
こ
ろ
は、
今
後
、
料
金
支
払
い
を
簡
便
に
す
る
方
法
だ
と
か、
そ
う
い
う
こ
と
を
含
め
て、
い
ろ
い
ろ
な
工
夫
を
ま
ず
や
ら
せ
て、
た
だ
き
た
い
と
思
い
ま
す。
○
福
田
(昭)
委
員
　ぜひ頑張つていただきたいと思
います。
また、ちょっと資料の中にはありませんけれど
も、受信料制度がやはり大事だということはきつ
とだれも承知していることだと思いますが、そう
した中で、国際放送につきましては受信料を払つ
ていただかない人たちに放送するということにな

りますと、受信料で賄うということについては異論があるのかなというふうに思つておりますので、その際にはやはりしっかりと、国なり、あるいは、地方公共団体もこれから海外へいろいろな農産物なども輸出をいたしますので、地方公共団体とか、あるいは広告収入とか、そういうものでやはり国際放送は賄われるべきか、そのように今考えて、いるところでございます。時間の関係で、もう一つ質問しなくちゃならないので、これでは答えは結構でござります。

ますと、「主要国(公共放送)の保有チャンネル数」

の一覧表がございます。イギリス、フランス、ド
イツ、イタリア、韓国、アメリカ、日本などござ
いますが、アメリカは対象にならないのかなと思
ますが、けれども、いずれの国のチャンネル数を見
ても、N H K のチャンネル数が多いとは思え
ません。料でございます。

どうも通信と放送の在り方懇談会などでチャンネル数を削減するべきだというような御意見があつた、こう伺っておりますけれども、しかし、今回

○橋本参考人　この問題につきましては、やはり放送しているという現実がございます。そういう中で、今後のチャンネル検討に当たりましては、やはり、視聴者の方々が何をお求めになつてゐるのか、大臣も申されましたけれども、そういう視聴者の觀点を第一に総合的に考えていくものであらうと、いうふうに考えております。

○福田(昭)委員　ありがとうございました。

それで、最後に激励の意味を込めて申し上げて

のNHKの不祥事によって受信料が大幅にダウントをした、五百三十八億円ほど十八年度は減る、そんなことのためにチャンネル数を減らすということであれば、それは全く違うんじやないか、私はこう思つておりますし、しっかりと今後とも健全な公共放送を続けてもらう、あるいは国際放送もしっかりやつてもらうということであれば、チャンネル数を減らす必要は全くない、このように念に会長の御所見をお伺いいたします。

Kは公共放送として国民の幸せと世界平和に貢献するためにつかりと存続していくがなくちやならない、こう思つているんですね。そのためには、先ほどからも話がありましたけれども、コープレートガバナンス、企業統治をしつかりやり、また、職員の皆さんには、コンプライアンス、法令遵守をしつかりとやつて、しつかりと再生をしていただいて、それこそ一段レベルの高い公共放送としてNHKがこれからもしつかりとやつていたいと期待して、私の質問を終わりにします。

ありがとうございました。
〔谷委員長代理退席、佐藤（勉）委員長代
理着席〕

○佐藤(勉)委員長代理 次に、西村智奈美君。

きょうは、NHKの新年度予算に関連して質問す。

をさせていただきます。

せていただきまして、そのときに発言したことの中から、放送ガイドラインを新たに策定してそれ

れているかされていないかとも違うと申します。その意味では、技術の変化を背景にしています。今申し上げたようなことをやはり総合的に勘定していくわけで、単純に諸外国と比べてどうか、今が多いかどうか、そういう問題ではないとい

識改革をしていこう、そういう気持ち、姿勢が形になりました。これは、本当にNHK全体で章とができました。これは、本当にNHK全体で章とが公表するといったことを取り上げていただこうとができました。

会の中身などについても私たちとは知ることができなかつたわけですけれども、これも議事録などが公開されるようになりましたことは、視聴者全体にとって、こういう方針でNHKはやっていこうとしているんだということが非常に見えやすくなつた。これについても私は高く評価をさせていただいているところでございます。

そこで、放送ガイドラインの新たな策定と公表に当たっては、ぜひ、さらなるNHKの意識改革を促すようなものであつていただきたいというふうに思っております。お伺いしたところですと、今月末をめどに策定を行いまして、今月中には公表されるということでございますけれども、策定作業の中に、実際にこれからガイドラインを使うという人たちが参加して、そして、これは本当に自分たちでつくったガイドラインであるという意識を持つていただきことによって、さらなるその意味というのは深まるのではないか、こういうふうに思っておりますけれども、現在の策定作業の状況について伺いたいと思っております。

あわせて、私がこの中でぜひ明記していただきたいのは、放送と政治との距離、これをいかにとめるのかということでございます。放送法第三条、ここの中に大原則は書いてあるわけでございますけれども、実際に個別具体のことになりますと、今まで倫理基準の中では明確な記載はございませんでした。これについて書きぶりがどのようになるのか、それについても伺いたいと思います。

○原田参考人　お答えいたします。

今月末に新しいガイドラインを公表すべく、今準備をしております。

これは、NHKの放送にかかわるすべての人たちが実際に取材に当たったり、あるいは番組制作に当たつたりする上で判断の指針というものになります。この作成に当たりましては、本部のあらゆる部局それから全国のすべての放送局、多くの現場から意見あるいは要望を集めております。その上で事務局で素案をつくつてしまいりましたけれども、これも何度か素案の段階で現場にもまた打

ち返して、ファードバックをし、さらに意見を開くということを積み重ねてまいりました。そういう意味では、現場の意見は可能な限りこの新しいガイドラインに盛り込まれてきたというふうに考えております。

こうした作成過程そのものが、職員が新しいガイドラインを理解することにつながっていく、これを仕事の上でより生かしていくということにもつながっていくというふうにも思っておりますし、これが出来ました後、しっかりと現場にこの新しいガイドラインが根づきますように、私どもも考えております。

そこで、放送ガイドラインの新たな策定と公表に当たっては、ぜひ、さらなるNHKの意識改革を促すようなものであつていただきたいというふうに思つております。お伺いしたところですと、今月末をめどに策定を行いまして、今月中には公示されるということでございますけれども、策定作業の中に、実際にこれからガイドラインを使うという人たちが参加して、そして、これは本当に自分たちでつくったガイドラインであるという意識を持つていただくことによつて、さらなるその意味というのは深まるのではないか、こういうふうに思つておりますけれども、現在の策定作業の状況について伺いたいと思つております。
あわせて、私がこの中でぜひ明記していただきたいのは、放送と改治との距離、これをいかにこころ

○原田参考人 お答えいたします。
今月末に新しいガイドラインを公表すべく、今準備をしております。

これは、NHKの放送にかかるすべての人たちが実際に取材に当たつたり、あるいは番組制作担当者たちの行動の指針として、この二点が示されています。

に当たつたりする上半期の指金というものはな
ります。この作成に当たりましては、本部のあら
ゆる部局それから全国のすべての放送局、多くの
現場から意見あるいは要望を集めております。そ
の上で事務局で素案をつくつてまいりましたけれ
ども、これも何度か素案の段階で現場にもまた打

くということを積み重ねてまいりました。そういう意味では、現場の意見は可能な限りこの新しいガイドラインに盛り込まれてきたというふうに考えております。

こうした作成過程そのものが、職員が新しいガイドラインを理解することにつながっていく、これを仕事の上でより生かしていくということに、つながっていくというふうにも思っておりますし、これが出来ました後、しっかりと現場にこの新しいガイドラインが根づきますように、私どもも努めてまいりたいというふうに思います。

それから、新しいガイドラインは、私どもの太い原則であります放送の自主自律の堅持、このことは第一章にきつちりと盛り込んでおります。NHKは報道機関として不偏不党の立場を守って番組編集の自由を確保すること、そして、何人からも干渉されず、放送の自主自律を堅持するんだということを記述してございます。

それから、平成十八年度から二十年度の経営計画、一月に発表いたしましたけれども、の中でも、例えれば放送に直接関係のないNHKの予算があるいは事業計画の国会承認を得るに当たっても、全役職員は、放送の自主自律の堅持が信頼される公共放送の生命線であるとの認識に基づき業務に当たるということを記述しております。新しいガイドラインでもこうした内容を盛り込もうということでございます。

いずれにしても、すべての職員がガイドライン、大原則を胸に刻んであらゆる業務に当たるということが私は大事かというふうに考えております。

○西村(智)委員 放送法第十六条及び放送法第三十七条でございますけれども、この規定がある關係というのは、これは切っても切れないわけでございます。今、私たち民主党の中でも、この規定について考え方を直したらどうかというような議論をやつておるところでございますけれども、この法

律条文がある限りは、やはりそこはNHKの姿勢として明確にきつちりと分離する、つまり、不偏不党を貫き、放送の編集権はきつちりと独立を守るという姿勢を今この段階では示していくだかな
いと、やはり本当の意味での信頼回復にはつながっていかないのではないかと私は考えておりま
す。

実費程度をいただきまして冊子をお分けするといふことを検討をしております。

○西村（智）委員　何もおっしゃらないうちにいづれにせよと言われるのはいかがなものかというふうに思います。二つの事柄を述べて、あるいは二つ以上の事柄を述べていすればせよとおっしゃるのが日本語ではないかと思いますので、ぜひお願ひいたします。

続きまして、国際放送について伺つてまいりました

いとります。

このところ、通字活用な発言が壳ひでおりま

うするのかということを記述する、いわば具体論を記載するものだというふうに私は認識しているんですけども、どうでしようか、そのことについてさらに、例えば、政治家とかわかるようなときに、きつちりと、例えば予算案、事業案、こういったものについて説明するときには報告を義務づけるなどのルール化、これをされるおつもりはないか、さらに伺いたいと思います。

そして、あわせて伺いたいのは、このガイドラインを何冊くらい作成されるのでしょうか。現場で実際に制作に当たられる方が持たれるのは当然だというふうに思いますけれども、私は、これを、新たに時代が変わることに視聴者全体含めて見直していくという必要性があると思いますので、例えば番組モニターの方々などにも持つていただく、こういうことが必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○橋本参考人 NHKは、具体的に三ヵ年計画の中で、やはり国際放送強化ということを大事に考えておりますが、それとも、どんなふうに対応していくかれますか。

えておりまして、日本から発信する情報を各国の国民の方々が受け入れやすい環境をつくるということで、現在考へておる計画案をお示ししておりますが、二十年度までに放送の内容を充実するとともに英語化率を一〇〇%に持っていきたい、こういうことによつて強化を図つてまいりたいと、いう計画案をお示ししてござります。

費程度をいただきまして冊子をお分けするとい

○西村(智)委員 NHKの中には国際放送審議會でしたでしょうか、ちょっと正確には名称を申し上げることができませんけれども、そのような審議会も設置されておりますし、国際放送の毎年毎年の基本計画、こういったものも策定されているということでござりますので、そういったところを含めても対応されていか

○竹中國務大臣 大臣意見としてそのようにつけ加えております。

新たにつけ加わったのかというお尋ねも先ほどございましたので、そのとおりでございます。

○西村(智)委員 それで、この通信・放送の在り方にに関する懇談会でございますけれども、これは内閣総務大臣の私的な懇談会として設置されておりません。

○橋本参考人 現在御審議いただいている十八年度の予算、事業計画ですが、我々、三ヵ年、十八年度から二十年度の計画を示してござります。この中で、三ヵ年の計画としましては、先づ、竹中大臣の私的懇談会で国際放送のあり方を検討され、その結果、この中でNHKの国際放送のあり方に議論された形跡があるようなんですね。

NHKの方に確認で伺います。既にこのようにいたしますと、少なくとも第二回会合と第五回会合、この中でNHKの国際放送のあり方について、国際放送のあり方を検討していくところによろしいですね。

ほど申し上げました内容を充実しつつ、英語化率を一〇〇%に二十年度までにする、この具体的な計画を御審議いただいているというふうなことでござります。

○西村(智)委員 NHKの方はNHKで、英語化率一〇〇%を目指しつつ検討していくようになるとなどなど、議論されておるということございます。

そこで、竹中大臣にお伺いしたいと思うんですけれども、大臣は、NHKの收支計画、予算に関して付した意見の中でも、繰り返しませんけれども、

も、このように書いておられるわけでござります

Digitized by srujanika@gmail.com

れるわけで、それを執行する側として、今の執行体制の中では当然しっかりとやつていただかなきやいけないこともあるし、今執行している側から見てこういう問題点がまだあるというような、私たちはなかなか見えない問題点もあるわけです。私は、こういう問題というのは非常に重層的に幅広く議論するところに意味があるんだと思っております。

で、それはぜひ見えるようにしていただきたい。公開していただくということについては、どんなふうにお考えですか。

○竹中國務大臣 私は、やはり議論というのはできる限り公開するというのが基本的な方向であろうというふうに思っております。

ただ、経済財政諮問会議の場合もそうですが、ますけれども、いろいろな問題について率直に意見交換するような場合には、むしろ内部でしっかりと議論していくだけで、結論についてしつかりとその情報を公開していくやり方の方がよい場合もあるというのを、私は事実だと思います。

○西村（智）委員 いい議論をしていく、そしていつもので、例えはですか、NHKに検討してくださいといふうに言つておいて、こつそりと私たちで何か決めていたら、これはちょっと失礼かもしれません、私たちがこういう議論をしているということは、NHKさんも御存じでございますので、ぜひお互にいい議論をしたいと思っておりま

通信・放送の懇談会に閣下しても、会議そのものについては、いわゆる部屋の中でやらせていただきますけれども、その後、必ず、直後に記者会見でブリーフをして、そして議事要旨を数日後だつたと思いますけれども公開をして、その形での情報公開はきちっと行つてある。何度も言いますが、経済財政諮問会議のやり方と同じようなやり方をしているわけでござります。

その上で、では、どうしてヒアリングについてそういうふうに公開したのかといふことなのでございますけれども、実はこれは、今この問題にはいろいろな立場の方がかかわっていて、いろいろな立場についてわかりやすく見えるような場とい

大臣は、この私の懇談会を非公開とする、公開しないと、第一回の会合の後の記者会見、ブリーフングでおっしゃっておられます。どうも、確かに第1回から第4回、5回までは非公開だったようなんですけれども、第6回及びこれから行われる第7回、こちらの方は、外部からヒアリングをすることによって、公開される。しかもプロードバンドで映像までお流しになるということなんですね。それでも、公開、非公開としたその判断基準を伺いたいと思います。

先ほどおっしゃった、いい議論をしていく、いい方向を見つけていく、これはやはりみんなで議論していくのが大前提だと私も思います。ですの

う意味で、これを公開してもらえないかという非常に強い要望がありました。私は、これは、率直な、ああでもないこつでもない、こういう考えはあるかどうかという試行錯誤的な意見交換の場ではなくて、きちつとお互いの立場を言う場であるから、これはオーブンにさせていただいてよいのではないかというふうに判断をしたわけです。

実は、これも、政策金融機関に関する改革で諮問会議が行つた手法と同じなんです。政策金融改革についても、これはいいか悪いか、いろいろな率直な意見交換の段階でそれが外に出てしまうとかえつて誤解を招くということで、諮問会議の方式でやらせていただきましたが、ヒアリングに関

考えております。
ここのことろ、在留外国人の数が急激にふえて
おりまして、今、総人口に占める在留外国人の人
口比率は一・五五%でございます。観光立国など
といううたい文句で観光政策も一生懸命やつてい
ることの反映でしよう、観光客もビジネス関連の
方々もふえてまいりました。こういうふうに、実
は今もう既に日本の社会の中が多様化してい
るということを踏まえて、これは少し理念的にな
るかもしませんけれども、そういうことを前
提とした国際放送のあり方、つまり、多様化す
る、国際化している国内社会を見据えた中での国
際放送のあり方、これはぜひ検討していただきた

国際放送といいますと、どうも日本人の発想は、海外で放映するテレビ、ラジオ、こういうことにすぐ結びつきがちなんですけれども、それは言つてみればグローバル化する中でごく自然なことではあるわけですねども、足元を見てみると、実は私たちが暮らしているこの国内社会も随分国際化しているんじゃないの?というふうに私は

葉で発信するというふうなこともやつております。

い、このように思いますが、橋本会長、いかがですか。

○橋本参考人　これは、海外に発信するということよりも、国内向けのいわゆる国際放送ということをございますよね。これにつきましてはやはり、ういうふうな現状の日本のありようを考えて、国際化に対応した番組編成というものは考える必要が出てこようかと思いますし、実際、我々、今行っていますのは、テレビの番組なんかでも、日本語の音声チャンネルと英語の音声チャンネル、こういうふうなものを組み合わせて行うとかいうことはやつております。それから、ラジオなんかでも、一部ボルトガル語とか、こういうふうな言

ことになれば、またそういうふうな技術を用いた副音声といいますか、外国語音声をやつたり、字幕をつけるとかいうことは相当可能になってくるんじやなかろうかというふうに考えております。○西村(智)委員 時間ですので、終わります。

ます。

○中谷委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。
午後二時三十八分開議

質疑を続行いたします。横光克彦君。
○横光委員 民主党の横光克彦でございます。
ちょっと大臣にお尋ねしたかったんですが、向
こうの方が延びておるということで、別な質問か
ら入ります。

終わるわけでございます。そして新たな地上波デジタル放送の時代が始まるわけでございますが、このデジタル放送への完全移行に向けて、総務省はじめＮＨＫももちろんそうでございますが、関係者の皆様方が今精力的に取り組んでいるわけでございます。そこで、いわゆる通信と放送の融合という大きな流れについて、ちょっとときよはお尋ねしたいと思うんです。

○横光委員 総務省が中心となつて進めておりますこの計画では、いわゆるＩＰマルチキャスト放送、これによつて地上デジタル放送の再送信を行うことを進めていると承知しておりますが、これは、再送信を実現するためには、放送事業者の同意を得るための技術的な条件整備が大前提となります。これらの整備に向けて総務省が精力的に取り組んでいるということは御報告を受けております。この技術的条件が整備された次の段階の問題の一つとして、私は著作権の問題があると思っておりますが、これは従来なかつた新たなサービスですが、ござります。つまり、ＩＰマルチキャスト放送が、これは有線電気通信によつて行われるものであります。そこで著作権法上の扱いを明確化しなければならない、そのことが重要な課題となつてくる、このように思つてゐるわけです。

○横光委員 ごぞいます。つまり、ＩＰマルチキャスト放送は、実は通信という概念はございませんが、これは従来なかつた新たなサービスですが、ござります。つまり、著作権法上の扱いを明確化しなければならない、そのことが重要な課題となつてくる、このように思つてゐるわけです。

○横光委員 ごぞいます。つまり、著作権法上、著作権法を所管している文部科学省におきましては、現在そのように取り扱われてゐる、通信と通信なのか放送なのか、どちらかはつきりお答えいただきたい。それだけで結構ですので。

○菅副大臣 お答えをいたします。

著作権法を所管している文部科学省におきましては、現在そのように取り扱われてゐる、通信と通信なのか放送なのか、どういうふうに承知しております。

○横光委員 それでは文化庁にお尋ねいたしますが、これは著作権法上、自動公衆送信、つまり通信であるということでおろしいんですね。

○辰野政府参考人 お答えを申し上げます。

通信回線を用いた著作物等の送信につきましては、著作権法上、まず公衆送信という大概概念がござります。すなわち、公衆によつて直接受信され

ることを目的として無線あるいは有線の送信を行つたことでございます。この公衆送信のもとに三つの概念がござります。

一つは、放送でございますが、これは公衆送信のうち……（横光委員）まず通信が放送かだけを教えていただきたい」と呼ぶそれをちょっとと正確に申し上げようと思つてゐるんでございます……。（横光委員）後で聞きます。ちょっととそこだけ確かめたい」と呼ぶ

それでは、そこを先に申し上げますと、放送につきましては、この公衆送信のうち、公衆によつて同一の内容の送信が同時に受信されることを目的として行われる無線通信。有線放送につきましては、それが有線電気通信によつて行われるものであります。さらに自動公衆送信と

指す。

著作権法上は、実は通信という概念はございません。この三つでございまして、このうちＩＰマルチキャストにつきましては、利用者の求めに応じて自動的に行うものを受けられるということでございます。

○横光委員 権法上は、有線放送ではなく自動公衆送信に位置づけられるということでございます。

○辰野政府参考人 わかりました。つまり、自動公衆送信、通信の分野に入る、そういう位置づけだといふこと

○辰野政府参考人 ただいま先生御指摘のとおり、これは現行の著作権法上は自動公衆送信といふことになるわけでございます。

○横光委員 自動公衆送信と有線放送の著作権法上の違いでござりますけれども、自動公衆送信における放送の同時再送信につきましては、原則どおり権利者の許諾が必要である。しかし、有線放送ありますと、放送番組の同時再送信につきましては個別に実演家の皆様方から許諾を得なくてはならないわけでございます。こういうことになります。

○横光委員 これが実は大変な影響が出てくるということがあります。すなわち、権利者には出でてくるわけでございます。

○辰野政府参考人 お答えを申し上げます。

○横光委員 お尋ねいたしますが、だか

ら、この問題を解消するために、著作権処理の円滑化を図るために、ＩＰマルチキャストを有線放送という扱いにしようとする動きがあると聞いております。これは、総務大臣の私の懇談会、總理が本部長を務めております知的財産戦略本部、それが同じ方向で検討されていると伺つております。

しかし私は、このＩＰマルチキャスト放送というのは、今お話ししましたように、各家庭からリクエストがあつて初めて情報が送られるという性質ですから、著作権法上の有線放送には当たらぬのではないかという疑問を持つておりますし、現に、文化庁は、これは自動公衆送信の分野だということを言わされました。

それが、ＩＰマルチキャスト放送がインターネットであります。これは著作権法上有線放送といふことになりますが、これは著作権法上は有線放送ではないかと心配になります。

○辰野政府参考人 先ほどお答えいたしましたように、現在、このＩＰマルチキャスト放送につきましては、これは著作権法上有線放送というふうにしておりませんが、いかがですか。

○横光委員 ついで当該利用者に送信されることは、利用者の求めに応じて自動的に行うものを受けられるということでございます。

○横光委員 ついで当該利用者に送信されることから、現行著作権法上は有線放送ではなく自動公衆送信につきましては、このうちＩＰマルチキャストにつきましては、これは著作権法上有線放送といふことになります。

○辰野政府参考人 ただいま先生御指摘のとおり、坂文科大臣もそのような趣旨のことを表明されております。

○横光委員 そこで、文化庁にお尋ねいたします。

○辰野政府参考人 そのことで著作者や実演家等の権利者にはどのような影響を与えることになるのか、御説明をいただきたいと思います。

○横光委員 ただいま先生御指摘のとおり、これは現行の著作権法上は自動公衆送信といふことになるわけでございます。

○辰野政府参考人 自動公衆送信と有線放送の著作権法上の違いでござりますけれども、自動公衆送信における放送の同時再送信につきましては、原則どおり権利者の許諾が必要である。しかし、有線放送ありますと、放送番組の同時再送信につきましては、これから議論をするというところでございま

す。

○横光委員 今、通信の場合は許諾の権利がある、しかし有線の放送の同時再送信になると権利がなくなるというお話を。しかし、ＩＰマルチキャストはそのシステムなんですよ。そうすると、そこで流される情報あるいはコンテンツ、映像等に

ことを今説明されました。同じＩＰマルチキャストについて、通信という解釈であるならば権利がある、しかし放送という解釈だと実演家の権利がなくなりてしまうというわけでございますが、これは非常におかしいことでございます。

文化庁としては、権利の円滑化を図るためという意味で法改正をしようとという思いでございますが、法改正するということは、事務手続上の円滑化を図るというためであつて、権利の円滑化になるのか。むしろ私は、今言われたように無権利になるわけですから、権利がもう全く奪われてしまふような法改正になるんじやないかと心配しております。

文化庁としては、権利の円滑化を図るためであつて、権利の円滑化を図るために、著作者等の権利がなくなりてしまうというわけでございますが、これは非常におかしいことでございます。

○横光委員 今簡単におつしやいましたけれども、これは実は大変な影響が出てくるということがあります。すなわち、権利者には出でてくるわけでございます。

○横光委員 今簡単に申しますけれども、権利者が出てくるわけでございます。

○横光委員 これが実は大変な影響が出てくるということがあります。すなわち、権利の権利は働かない、無権利になつてしまふという

千三百本出しましたけれども、これまでおよそ四万本の番組を出してあります。

今、五千本とおっしゃいましたのは、番組公開ライブラリーというもので、NHKの局所に来ていただければ、視聴者の方がアーカイブスにつながった回線で映像を、アーカイブスの番組をごらんになるというものです。ござりますけれども、これも、それぞれ御協力いただいた方の許諾を得て、無料で公開をしているものでございます。

これからのことについてますと、一つは、インターネットでアーカイブス番組をごらんになりたるものというふうに考えております。こうした声にこたえて、NHKとしても、インターネットによる視聴者サービス、これを検討してまいりました。これが、アーカイブスに保存されてるもののいうふうに考えております。こうしたことについて、NHKとして、インターネットでアーカイブスに保存されている番組のリスト、これをインターネットで検索していくだけのようになりますと、あるいは映像情報をデータベースでインターネットで利用していくだけのと、そういうことも含めて検討を始めおりますけれども、貴重な文化資産としてのアーカイブスの生かし方、真剣にこれから検討してまいりたいというふうに考えております。

○横光委員 NHKの今回の予算、経営、大変厳しいわけございますが、それと同時に、やはり今言わたるような国民の財産とも言つてもいい宝を、デジタル時代になつて、これからますます重要な宝になつてくるわけです。そういう意味での有効活用のための御努力も忘れてはならないと思つております。

それと、今回、五百億の減収の中での予算を立てられておりますが、その中で私が非常に心配するのは、いわゆる制作ですね。いろいろな番組の制作の質というものが、これはどうしても、一般的に見ると、落ちてしまうのではないか。例えば

職員の皆さん方、役員の皆さん方、世の中ベア、ベアと言つてゐる中に、さらに減給という厳しい中で国民にそういう思いを訴えている。それはそれで、私は本当に頭が下がる思いですが、そういたければ、視聴者の方がアーカイブスにつながった回線で映像を、アーカイブスの番組をごらんになるというものです。ござりますけれども、これも、それぞれ御協力いただいた方の許諾を得て、無料で公開をしているものでございます。

ターネットでアーカイブス番組をごらんになりました。これが、アーカイブスの番組をつくろうとしているという視聴者要望、ニーズ、これも高まっています。これが、アーカイブスに保存されている番組のリストのB.B.C.と何か共同で番組をつくろうとしていますよね。「地球！ふしき大自然」という番組がありますが、やはりNHKでは、あいつた番組が

思つて、毎週ゴールデンアワーに流しますからね、あいつたことをこれからB.B.C.と共同でやるという話も私も聞いたんですが、まさにその場合は、国際間のテレビ局と共同でやるということは、より質のいいものができるだらうし、それにかかる費用は、共同ですから、半分で済むかもしれないというような制度上の課題が幾つかございます。現状では、例えばアーカイブスに保存されている番組のリスト、これをインターネットで検索していくだけのようになりますと、あるいは映像情報をデータベースでインターネットで利用していくだけのと、そういうことも含めて検討を始めておりますけれども、貴重な文化資産としてのアーカイブスの生かし方、真剣にこれから検討してまいりたいというふうに考えております。

○横光委員 NHKの今回の予算、経営、大変厳しいわけございますが、それと同時に、やはり今言わたるような国民の財産とも言つてもいい宝を、デジタル時代になつて、これからますます重要な宝になつてくるわけです。そういう意味での有効活用のための御努力も忘れてはならないと思つております。

私は田舎生まれ、田舎育ちで、テレビの裏じゃなくてテレビの外において、子供のころからテレビの現場にいて活躍されてきた方でありまして、テレビの裏も表も現場を知り尽くしている。世の中ありますので、いろいろとんちんかんなことがあります。それから、全国でおよそ千人規模のいわゆる番

私は、実は生まれて初めてテレビに出ましたのがNHKのテレビでございました。「こどもニュース」というのがございました、あれに出た

ことがあります。今からもう二十数年も前のことで、小学校の一年生か二年生のときだったと思います。それから、初めてラジオに出ましたのも実はNHKでございました、これも音楽番組であります。それから、初めてラジオに出ましたのも実はNHKでございましたが、やはりN.H.K.では、あいつた番組が

それからラジオのときは伊瀬知さんというアナウンサーだったでしょうか、それをだつたと思います。そういうことは非常によ

く覚えているものです。

それはともかくといたしまして、私が生まれたとき、近所には余りテレビがございませんでした。私の家にも生まれたときはテレビがなくて、少しだつてからテレビが来た。そのころは懸念な

がら、私は北海道の小さな町、ニセコという町の生まれでありますけれども、そこには民放の放送は一社しか入つていなかつた。余り画面もきれい

ではありません。いわゆる小さな金で大きなサービスといふ一つの典型だと思うんですね。そういうことはぜひ進めていくいただきたいし、むしろNHKの目玉にこれからしていただきたいし、そういう類似のことを努力していただきたいと思つております。

終わります。ありがとうございました。

○中谷委員長 次に、逢坂誠二君。

○逢坂委員 民主党の逢坂誠二と申します。

NHKの今回の予算、経営、大変厳しいわけございますが、それと同時に、やはり今言わたるような国民の財産とも言つてもいい宝を、デジタル時代になつて、これからますます重要な宝になつてくるわけです。そういう意味での有効活用のための御努力も忘れてはならないと思つております。

はNHKの存在意義、起源からいつても絶対大事なことである。

そこで、一つ目の御質問でありますけれども、現在のところ、この公共性というものをどういう仕方、手順によつて担保しようとしているのか。将来の話はまた後に伺いたいと思いますが、現時点でのような手順あるいは仕組みによつてやろうとしているのか、少し勉強させていただきたいと思います。御答弁お願いします。

○橋本参考人 お答え申し上げます。

NHKが公共放送としてのクオリティーを保つため、これは当然ながら、放送法に以下いろいろござります。公平公正あるいは自主自律、こういうふうな報道機関としての姿勢、それから豊かな放送を多様な視聴者の方々に届ける、こういう精神を基本として、日ごろの番組制作から含めて細心の努力を払つてゐるところでござります。

具体的に幾つかの具体例がござりますので申し上げますと、まず大きなものは、やはり基本的に、国内番組基準あるいは国際番組基準というふうな、一つの番組指針というふうなものを規範として、これに照らしながら番組をつくり、送出しているというふうなことでござります。

それから、放送のガイドラインというものにつきましても、今日的な、現在に合う形で今つくり直しておりますけれども、新しいガイドラインと自身の規範としてこれも用いていくということでございます。

そういうのを改めて公表していく、あるいは我々自身の規範としてこれも用いていくということです。

それから、放送番組審議会というものがござります。これは、中央放送番組審議会あるいは地方放送番組審議会、国際放送番組審議会という形で外部の方々に集まつていただきまして、番組總体について、あるいはそのときそのときの話題になつた番組、こういうふうなものについていろいろ御議論いただいたり御意見をいただいて、これを実際の制作現場に反映するということを行つております。

組モニターという方々から御意見をちょうだいする。また、これは非常に統計的に均一さを求めるために、放送文化研究所といふところがいわゆる世論調査的にいろいろな意見を、番組に対してもいるは放送に対する取り組みについての御意見をいただく、こうすることも行つております。

それから、実際にNHKに寄せられる視聴者の声といいますか、これが年間およそ、昨年度で七百七十万件ぐらいございますけれども、そのうち三百三十万件ぐらいが番組についての御意見等でござります。こういうものを分析する。あるいは、以上のような視聴者の方々の御意見あるいは専門家、有識者の御意見等を、総合的にNHKの番組の中に、番組制作あるいは実際の取材とかこういう活動の中に生かしていくというふうなことで、大変きめ細かな意向吸収ということで、みずから、我々できるだけ公共性を守つていくという活動をしているところでござります。

○逢坂委員 細かくお話しいただきましたが、放送法に規定があるよというふうなこと、放送基準というものがあるよというようなこと、ガイドラインの中に規範があるよ、審議会がある、モニターあるいは視聴者の声というようなことやつて、端的に言うと、こういうことだったかと思うんです。

これに対するNHKさんとしての現在の評価、これは本当にうまく機能しているだらうかというあたり、あるいは、評価とあわせて課題、いや、実はこれだけやつてあるんだけれども問題があるんだというあたり、ございましたらお知らせいただけますでしょうか。

○橋本参考人 よそNHKの番組全体としましていまして、いろいろ、番組審議会以下、放送機関に勤める者としての規律、番組制作にかかわるこういう問題につきましては、大変機能していらっしゃるんじやなかろうかと思つています。

やはり今日的に重要なのは、いかにそういうふうな視聴者の御意見等をフィードバックするか、視聴者の御意見そのものをどううふうに番組の中へ反映しているのか、あるいは、そのところで我々自身もより一層定量的な把握というものが必要ではなかろうかというふうに考えまして、約束評価委員会といふ中で、豊かで多様な番組をつくっていく、視聴者の視聴ニーズに合った番組になつてあるかということをできるだけ定量的に評価しまして、これを実際の制作現場の方へ反映するシステム、これが必要だなと現場の方へ反映するシステム、これが必要だというふうに考えまして、今年度からそれを導入して、取り込んでいくということを行つてまいります。

○逢坂委員 現在、公共性を担保する仕組みといふのは機能しているだらう、おおむね評価しているというような話がございました。ただし、課題としては、視聴者の声というものをより番組に反映するというようなことが大事だ、まさにそういうふうにも思うわけです。

私も余り詳しくないのですが、いわゆる世界ライジオテレビ機構によりますと、放送の公共性といふことで、普遍性、多様性、独立性、特殊性といふようなものがあるというようなことが世界ライジオテレビ機構では指摘をされているわけです。

例えば、実は今、三位一体改革とか市町村合併などのいわゆるこの総務委員会で扱つようなテーマというのは全国的に沸騰しまして、一部だんだん今ちょっと收束の方向にありますけれども、五年前、七年前、こういった市町村合併の問題でありますとかあるいは国と地方の税財政の問題であります。それは、実は根っこは、きのう始まつた問題ではなくて、もうずっと前から議論しなきゃならない課題だつたわけですね。

しかししながら、こういう課題について、民放のテレビ局さんに、例えば市町村合併の特集を組んでほしい、あるいは国と地方の税財政の問題をニュースでやつてほしいんだということを言うての御評価をいただいてるものというふうに考えていまして、いろいろ、番組審議会以下、放送機関に勤める者としての規律、番組制作にかかわるこういう問題につきましては、大変機能していらっしゃるんじやなかろうかと思つています。

やはり今日的に重要なのは、いかにそういうふうな視聴者の御意見等をフィードバックするか、視聴者の御意見そのものをどううふうに番組審議会などでも、社会の良識といいましょうか、そういう声も吸収しているわけでござります。番組審議会などでも、視聴者の声といふことがございまして、そこには、NHKが大変つらい、厳しい状況になつてゐるわけですが、こういうときにはやはり、先ほど視聴者の声といふことがございましてけれども、何よりも組織の実態や実情を明らかにしていくことが大変大事なことがあります。情報公開、そういう点ではこれは非常に重要な概念かと思いますが、これに対するNHKとしての基本姿勢をお知らせいただきたいと思います。

○中川参考人 お答え申し上げます。

御案内のように、NHKは平成十三年の七月より自主的に情報公開を始めておりますけれども、これは当時、特殊法人情報公開検討委員会で、N

HKは政府の諸活動として放送を行わせるために設立された法人ではないということを理由に、他の特殊法人と区別して、法律の対象外とするかわりに、自主的な情報公開の整備を求められたという経緯がございまして、この趣旨を大変私どもは重く受けとめています。したがいまして、放送法第三条にございます放送番組編集の自由、これを確保しつつ、いかに視聴者の方々に説明責任を果たしていくのかということが基本であるというふうに考えております。

ただ一方で、NHKの場合は、他の民放さんと同じ放送という分野で競争関係にございます。特に、受信料の使い道といいますか、用途といいますか、番組経費等につきましては、大変そのあたりがある種ノウハウが含まれている部分がございまして、そういう意味からも、ある程度情報の公開というのは限られてくるだらうというふうに思っておりますけれども、基本は、番組に限らず、さまざまな経営情報も含めまして、できるだけ視聴者の皆様にお知らせしていくことが大事だというふうに認識しております。

○逢坂委員 組織を改革していくときに、情報を明らかにして、課題を、自分たちにとって不都合だと思われるような情報も開示をしなければ変えない。特にNHKのような国民から広く負担を願つて放送をしなければならない組織、団体では、なお一層それが重要だというふうに思つたのですね。

これは、私が前、仕事をしておりました北海道の二セコという町で発行している予算の説明書であります。中には、実は、単に予算の中身が書いてあるだけではなくて、借金が幾らあるかとか、近隣の町と比べて税収が多いか少ないかとか、あるいはどのぐらいの借金を何年で返せるかとか、相當数のところがこういったものをつくるようになつてしまひました。

私の生まれたところは小さな町でありますか

ら、小さな町だからできるんだろうという御指摘も多方面からいただくんですが、実はこちらに、これは北海道札幌市のものであります。北海道よりに、自主的な情報公開の整備を求められたといふことでもやはり同じように、札幌市にとつては必ずしもよい情報ばかりではないことも、財政上のいろいろな課題なども出しているわけですね。こういうものを作ることによって、市民の皆さんみずからが、これはおかしいんじゃないとか、ここは改善すべきだというような動きにつながっていくわけですね。

したがいまして、NHKにおかれましても、ぜひとも、単なる受け身の情報公開ではなくて、真の意味で組織を変えて、国民のためになる公共放送たり得る積極的な情報公開、求められてから聞かれた部分だけ出すんだとか、あるいは、そもそも放送にはノウハウがあるから出せないところが多いたと言つて小出しにする姿勢を先に出すのではなくて、まず、基本的には情報は視聴者のものだというくらいの姿勢でやることが大事だと思ふんですが、この点いかがでしょうか。

○中川参考人 私も、今先生お示しになられました二セコの予算書を持見いたしまして、大変わかりやすく、それともう一つは、外に対する情報公開ということも大事なことでありますけれども、内部で働く皆さん、組織の内部の方たちに対する情報公開

以上になります。マスコミの皆さんとのおつき合いもあるわけですが、そうした中で、これは本当にどうか私は確認がありませんし、事実かどうかということは全くわからないんですが、NHKの現場の職員の方からこんな声を聞くことがあります。いや、うちの組織は二世採用が結構多くて、何か採用の状況がよくわからないんだよなど。これは要するに居酒屋なんかで飲んでいるような中で出る話ですから、私はその実態というのはどういうものかよくわからないところがありますけれども、例えばそんな話が出る。これは一度だけではなくて、私がおつき合いしたNHKの職員の方、複数の方から聞いた話でございます。そんな話がある。

○逢坂委員 きょうはまだ、私がNHKさんのことについて質疑をするのは一回目でございますの

に、透明性を確保するために、上司と部下が面接を行いまして、今後の課題等について話し合って、表面を軽くなでたという程度の質問でございますけれども、いずれにいたしましても、公益性を高めるという工夫を行つております。

○逢坂委員 きょうはまだ、私がNHKさんのことについて質疑をするのは一回目でございますので、表面を軽くなでたという程度の質問でございますけれども、いずれにいたしましても、公益性を確保するということと透明性、しかもそれを受信料を負担いただいている皆さんに説明する責任というのは非常に大事なことだというふうに思ひます。

北海道の二セコには今も私の父が半分寝たり起きたりの生活をしているんですけど、その父が見るテレビ番組のほぼ八割と言ってよいでしょう、NHKです。私は何でそんなにNHKばかり見るのかわからないのですが、多分あの世代にはNHK神話みたいなものがきっとあるんだと思います。

ニュースならもう是非でもNHKを見なきやだすなわち、採用の透明性だとかあるいは組織内の昇進、昇格の透明性といったことも組織の改革には非常に重要なことなのですが、このあたりについてはどんな手段を講じていらっしゃいますでしょうか。

○小野参考人 お答え申し上げます。
言うまでもなく、NHKにとりまして、優秀な人材の確保は最も大事な点でござります。職員の採用に当たりましては、公募による募集を行つておりますので、そういうものには、きちんと実験、三段階の実験を実施しておりますけれども、その各段階ごとに担当者を変えまして、多角的に判断できるように工夫を凝らしております。当然のことですけれども、人材確保は大変重要なことでございますので、厳正、公正に行つて行つてございます。

○中谷委員長 次に、吉井英勝君。

○吉井委員 日本共産党の吉井英勝でござります。

私は、受信料収入の落ち込みにかかわってく
る、政治からの中立性、公平性、公正性、それか
ら不正経理問題などについて、NHKの執行部が
真相の解明と信頼の回復に向けて真摯な態度で臨
んでいくことが重要だ、こういう角度からきょう
は質問をしたいと思います。

「ETV2001」「問われる戦時性暴力」のいわ
ゆる番組改編問題ですね。この番組の国会議員へ
の事前説明について、昨年一月十九日、NHKコ
ンプライアンス推進室調査結果報告では、本件番
組についてその概略を説明したことについては、
事業計画の説明等に付随して今後放送される放送
番組について説明を行うことも通常行われている
ことも考え合わせると、このことについても業務
の遂行の範囲内であるということを言つております
が、この見解は今もこのとおりですか。

○橋本参考人 この番組に限らず、とにかくNH
Kの基本的な方針としては、公平公正、自主自
律、こういう中で不偏不党を守つて日常の番組を
つくつしていくことが基本だ、生命線だと考えてお
ります。この自己的な規律をいつでも、四六時中
守る、これがNHKの姿だというふうに私は考え
ておりますし、いろいろ、放送の場面だけでは
なく、通常の、予算、事業計画、こういうふうな国
会承認を得るに当たるような、こういう経営的な
中でも、この自主自律の精神は変わらないものと
して守つてまいりたいというふうに思つております。

○吉井委員 自主自律を貫いていたく上
で、今言いましたように、いわゆる事前説明が通
常の業務の範囲内であったという昨年のお話で
あつたわけですけれども、昨年七月に、これは
ホームページでNHKの方が公開しておられるこ
とですが、この発表の中で、「編集過程を含む事
実関係の詳細」、少し長いタイトルになりますか
ら、詳細というふうにこれからは略して呼びたい
二ユアルをきちんとつくりたいかれたというふう

と思ひますが、二〇〇一年一月二十五日から二十
六日ころ、NHK総合企画室の担当者が古屋圭司

議員など、自民党総務部会所属の複数の議員を訪
れた際に、日本の前途と歴史教育を考える若手議
員の会所属の議員らが昨年十二月に行われた女性
国際戦犯法廷を話題にしている。NHKがこの放
送を番組で特集するという話を聞いているが、ど
うなつてているのか、予算説明を行った際には必ず
話題にされるであろうから、きちんと説明できる
ように用意しておいた方がいい、こういう趣旨の
示唆を与えられているということが書いてあるわ
けです。

そこで、きちんと説明できるように、野島国会
担当局長みずから試写にも同席していて、NHK
は、予算説明の際に若手議員の会が女性国際戦犯
法廷を話題にしてきたときにはきちんと説明できる
よう、マニュアルを作成していらっしゃったよ
うなんですが、この点はいかがでしょうか。

○原田参考人 当時、今御指摘ありましたよ
うに、一部議員の間で、NHKが四夜連続でいわゆ
る女性法廷をそのままドキュメントで放送する、
これは誤ったうわざなんですけれども、これが流
れていたたといで、その誤解を解く必要があ
るということです。若手議員の会のメンバーの方に
も説明をしたというふうに聞いております。

資料Aにあるように、この中で、国際戦犯法廷
を取材対象として取り上げた理由をNHKに説明
で、コメントとして、「裁判官役と検事役はいて
も弁護側証人はいないなど、明確に偏った内容で
あることが分かり、私はNHKがとりわけ求め
られている公正中立の立場で報道すべきではない
かと指摘した。」といふお話をあります。

松尾総局長と安倍議員とのやりとりでは、安倍
さん自身が、昨年一月十二日付の毎日新聞の夕刊
に、一部議員の間で、NHKが四夜連続でいわゆ
る女性法廷をそのままドキュメントで放送する、
これは誤ったうわざなんですけれども、これが流
れていたたといで、その誤解を解く必要があ
るということです。若手議員の会のメンバーの方に
も説明をしたというふうに聞いております。

資料Aにあるように、この中で、国際戦犯法廷
を取材対象として取り上げた理由をNHKに説明
で、コメントとして、「裁判官役と検事役はいて
も弁護側証人はいないなど、明確に偏った内容で
あることが分かり、私はNHKがとりわけ求め
られている公正中立の立場で報道すべきではない
かと指摘した。」といふお話をあります。

○原田参考人 資料Aを皆さんのお手元に配つてい
ただいておりますが、これは裁判に証拠として提
出されている説明マニュアルのコピーを出したも
のです。

内容から、若手議員の会が女性国際戦犯法廷を
話題にしたときにきちんと説明できるように作成さ
れたマニュアルではないかと思われます。つまり、
一遍に何人もの人のところへ担当の方が行か
れるわけですから、ばらばらの説明をしておつた
が、そこには寄せていく安倍さんの小文の中に持論
というのが書いてあります。

そこで、安倍さんの持論について見たのです
が、当時、既に出版されていて、伊東局長も入手
しておられた、若手議員の会編集の「歴史教科書
への疑問」というのが、きょう私持つております
が、そこに寄せていく安倍さんの持論について見
たのですが、そこには寄せていく安倍さんの持論
というのが書いてあります。

に思うんですが、どうですか。

○原田参考人 先ほど申し上げましたように、説
明のためにマニュアルをつくってはおりません。

○吉井委員 裁判の中では、長井デスクが証人と
され、証言者十六人の聞き取り調査を、何の裏づ
けもとつていなにもかかわらず、軍の関与、官

憲等の直接な加担があつたと認められて、発表さ
れたものであることが判明したと安倍さん自身が
本の中で書いてあるわけですね。つまり、若手議
員の会は、旧日本軍による強制連行の有無及び日

本政府の法的責任などを問題にしていたたどいうこ
とは、これらのこととわかるわけです。

この点について、説明しなさいと、それに対し
てこう答えていくんですということでNHKの見
解を準備したのがこのマニュアル、この資料では
ないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

○原田参考人 まず、現在、この番組をめぐりま
しては、市民団体とNHKとの間で、東京高等裁
判所で裁判が続いているところでございます。政
治的圧力で番組が改編されたのかどうかというこ
とが焦点になつております。

NHKとしましては、この誤解を解き、視聴者
に対する説明責任を果たすということで、先ほど
お話をありました、関係者から事情を聞くなどし
てまとめた編集過程の詳細、事実関係をまとめた
ものを公表しております。ただ、先ほど申し上げ
ましたように、この番組をめぐる裁判は現在も続
いておりまして、今後も証人尋問が予定をされて
おります。

NHKとしましては、この誤解を解き、視聴者
に対する説明責任を果たすということで、先ほど
お話をありました、関係者から事情を聞くなどし
てまとめた編集過程の詳細、事実関係をまとめた
ものを公表しております。ただ、先ほど申し上げ
ましたように、この番組をめぐる裁判は現在も続
いておりまして、今後も証人尋問が予定をされて
おります。

○原田参考人 まず、現在、この番組をめぐりま
しては、市民団体とNHKとの間で、東京高等裁
判所で裁判が続いているところでございます。政
治的圧力で番組が改編されたのかどうかというこ
とが焦点になつております。

NHKとしましては、この誤解を解き、視聴者
に対する説明責任を果たすということで、先ほど
お話をありました、関係者から事情を聞くなどし
てまとめた編集過程の詳細、事実関係をまとめた
ものを公表しております。ただ、先ほど申し上げ
ましたように、この番組をめぐる裁判は現在も続
いておりまして、今後も証人尋問が予定をされて
おります。

○原田参考人 まず、現在、この番組をめぐりま
しては、市民団体とNHKとの間で、東京高等裁
判所で裁判が続いているところでございます。政
治的圧力で番組が改編されたのかどうかというこ
とが焦点になつております。

NHKとしましては、この誤解を解き、視聴者
に対する説明責任を果たすということで、先ほど
お話をありました、関係者から事情を聞くなどし
てまとめた編集過程の詳細、事実関係をまとめた
ものを公表しております。ただ、先ほど申し上げ
ましたように、この番組をめぐる裁判は現在も続
いておりまして、今後も証人尋問が予定をされて
おります。

○原田参考人 まず、現在、この番組をめぐりま
しては、市民団体とNHKとの間で、東京高等裁
判所で裁判が続いているところでございます。政
治的圧力で番組が改編されたのかどうかというこ
とが焦点になつております。

NHKとしましては、この誤解を解き、視聴者
に対する説明責任を果たすということで、先ほど
お話をありました、関係者から事情を聞くなどし
てまとめた編集過程の詳細、事実関係をまとめた
ものを公表しております。ただ、先ほど申し上げ
ましたように、この番組をめぐる裁判は現在も続
いておりまして、今後も証人尋問が予定をされて
おります。

○原田参考人 まず、現在、この番組をめぐりま
しては、市民団体とNHKとの間で、東京高等裁
判所で裁判が続いているところでございます。政
治的圧力で番組が改編されたのかどうかというこ
とが焦点になつております。

NHKとしましては、この誤解を解き、視聴者
に対する説明責任を果たすということで、先ほど
お話をありました、関係者から事情を聞くなどし
てまとめた編集過程の詳細、事実関係をまとめた
ものを公表しております。ただ、先ほど申し上げ
ましたように、この番組をめぐる裁判は現在も続
いておりまして、今後も証人尋問が予定をされて
おります。

○原田参考人 まず、現在、この番組をめぐりま
しては、市民団体とNHKとの間で、東京高等裁
判所で裁判が続いているところでございます。政
治的圧力で番組が改編されたのかどうかというこ
とが焦点になつております。

NHKとしましては、この誤解を解き、視聴者
に対する説明責任を果たすということで、先ほど
お話をありました、関係者から事情を聞くなどし
てまとめた編集過程の詳細、事実関係をまとめた
ものを公表しております。ただ、先ほど申し上げ
ましたように、この番組をめぐる裁判は現在も続
いておりまして、今後も証人尋問が予定をされて
おります。

○原田参考人 まず、現在、この番組をめぐりま
しては、市民団体とNHKとの間で、東京高等裁
判所で裁判が続いているところでございます。政
治的圧力で番組が改編されたのかどうかというこ
とが焦点になつております。

NHKとしましては、この誤解を解き、視聴者
に対する説明責任を果たすということで、先ほど
お話をありました、関係者から事情を聞くなどし
てまとめた編集過程の詳細、事実関係をまとめた
ものを公表しております。ただ、先ほど申し上げ
ましたように、この番組をめぐる裁判は現在も続
いておりまして、今後も証人尋問が予定をされて
おります。

○原田参考人 まず、現在、この番組をめぐりま
しては、市民団体とNHKとの間で、東京高等裁
判所で裁判が続いているところでございます。政
治的圧力で番組が改編されたのかどうかというこ
とが焦点になつております。

NHKとしましては、この誤解を解き、視聴者
に対する説明責任を果たすということで、先ほど
お話をありました、関係者から事情を聞くなどし
てまとめた編集過程の詳細、事実関係をまとめた
ものを公表しております。ただ、先ほど申し上げ
ましたように、この番組をめぐる裁判は現在も続
いておりまして、今後も証人尋問が予定をされて
おります。

○原田参考人 まず、現在、この番組をめぐりま
しては、市民団体とNHKとの間で、東京高等裁
判所で裁判が続いているところでございます。政
治的圧力で番組が改編されたのかどうかというこ
とが焦点になつております。

NHKとしましては、この誤解を解き、視聴者
に対する説明責任を果たすということで、先ほど
お話をありました、関係者から事情を聞くなどし
てまとめた編集過程の詳細、事実関係をまとめた
ものを公表しております。ただ、先ほど申し上げ
ましたように、この番組をめぐる裁判は現在も続
いておりまして、今後も証人尋問が予定をされて
おります。

○原田参考人 まず、現在、この番組をめぐりま
しては、市民団体とNHKとの間で、東京高等裁
判所で裁判が続いているところでございます。政
治的圧力で番組が改編されたのかどうかというこ
とが焦点になつております。

NHKとしましては、この誤解を解き、視聴者
に対する説明責任を果たすということで、先ほど
お話をありました、関係者から事情を聞くなどし
てまとめた編集過程の詳細、事実関係をまとめた
ものを公表しております。ただ、先ほど申し上げ
ましたように、この番組をめぐる裁判は現在も続
いておりまして、今後も証人尋問が予定をされて
おります。

○原田参考人 まず、現在、この番組をめぐりま
しては、市民団体とNHKとの間で、東京高等裁
判所で裁判が続いているところでございます。政
治的圧力で番組が改編されたのかどうかというこ
とが焦点になつております。

NHKとしましては、この誤解を解き、視聴者
に対する説明責任を果たすということで、先ほど
お話をありました、関係者から事情を聞くなどし
てまとめた編集過程の詳細、事実関係をまとめた
ものを公表しております。ただ、先ほど申し上げ
ましたように、この番組をめぐる裁判は現在も続
いておりまして、今後も証人尋問が予定をされて
おります。

次にわたる政府調査、各民間団体の執拗な調査に
よつても発見されなかつた平成五年八月四日の
河野官房長官談話は、当時つくられた日韓両国の
雰囲気の中で、事実より外交上の問題を優先し、
また、証言者十六人の聞き取り調査を、何の裏づ
けもとつていなにもかかわらず、軍の関与、官
憲等の直接な加担があつたと認められて、発表さ
れたものであることが判明したと安倍さん自身が
本の中で書いてあるわけですね。つまり、若手議
員の会は、旧日本軍による強制連行の有無及び日
本政府の法的責任などを問題にしていたたどいうこ
とは、これらのこととわかるわけです。
この点について、説明しなさいと、それに対し
てこう答えていくくんですということでNHKの見
解を準備したのがこのマニュアル、この資料では
ないかと思うんですけど、いかがでしょうか。
○原田参考人 まず、現在、この番組をめぐりま
しては、市民団体とNHKとの間で、東京高等裁
判所で裁判が続いているところでございます。政
治的圧力で番組が改編されたのかどうかというこ
とが焦点になつております。

ら私は今取り上げているんです。

この資料Aにあります、皆さんの方で準備した

ということは関係者の中に証言しておられる方がおられるわけですが、聞みの中で、「シリーズの企画意図は何か」とか、「慰安婦問題で、旧日本軍による強制連行があつたかどうかの事実関係について、NHKはどう考えているのか。」と聞かれたらこう答えましょうとか、「慰安婦問題で、日本政府の法的責任、国家補償の必要の有無について、NHKはどう考えているのか。」これを聞かれたらこのように答えるんだということで、その回答を準備しているのがこの資料Aのマニュアルであります。

そこで、私は会長に伺つておきたいんですけど、実はNHKの方からいたいんですが、二〇〇一年一月十二日のNHKウイークリー、ウイークリー情報ですね。この資料ですが、これは放映の三週間前に、NHKがこの番組の紹介を書いて、各新聞社など、番組欄を載せますから、配付しているのですね。これは一般的な紹介だと思うんですよ。

しかし、この一般的な紹介とマニュアルの内容とは全く違つてくるんですね。マニュアルにあるような、企画意図の詳細な説明とか、女性国際裁判法廷を取材した理由は何かとか、慰安婦問題で日本政府の法的責任、国家補償の必要の有無についてどう考へているか、これはもう、この質問に説明というのは通常の業務の範囲を超えてくることになるんじゃないでしょうか。どうですか。

○原田参考人　まず、私どもの事実認定といたしましては、先ほど申し上げましたが、去年七月に公表いたしました編集過程の詳細、それに書いてあるとおりでございます。今裁判が今続いている段階で、法廷の場でないところで当事者である私が、例えば裁判に出された証拠、それをめぐって云々ということを申し上げるのは控えさせていただきまことにあります。

それから、これは裁判が今続いている段階で、法廷の場でないところで当事者である私が、例えば裁判に出された証拠、それをめぐって云々ということを申し上げるのは控えさせていただきまことにあります。

○吉井委員　繰り返すようですが、私は、裁判に首突っ込んでの話じゃないんです。これは、ちゃんと裁判外で、ウイークリー情報を出しておられ

てこの内容と実際には説明に行かれるために準備された内容とは違つていてるじやないかと。これ

は、やはり事前説明が通常の範囲のこととしてやつてあるとしたら、放送の中立性は常に揺らいでしまつていてるということになつてくるわけです。

これは、論理、出版、報道の自由については、戦前の大本営発表みたいになつてしまふわけですから。だから、これは、やはり放送した後いろいろ批判、意見はあり得るんですよ。私はそれはそれでいいと思うんですが、放送する前に取材対象の選択理由とか取材対象の見解に対するNHKの見解などを国会議員に説明することが通常業務の範囲内といつになれば、それはもう政治介入の温床になつてしまふ。

だから、会長さんは冒頭に、中立、公正、自律性のことをおつしやつたけれども、今こういう点で、やはり政治家に対する事前説明などということも、何人からも干渉されないという権利とか編成権の独立性、自律性を失つてしまつたら、これは戦前に書いてあるわけですが、一つは、日本国及び天皇に責任があつたとする女性法廷の判決の内容を削除。二つ目、町永アナ、高橋助教授、米山准教授らの発言のうち、女性法廷をラッセル法廷と同等の存在のように評価する部分を削除。三つ目に、海外メディアの反応のうち判決内容や日本政府の責任に触れているものを削除。四つ目に、ナレーションのうち、日本政府の関与を断定的に述べている部分を客観的な表現に変更。五つ目に、マクドナルド裁判長のインタビューを追加など、具体的な番組内容の変更方針が決められたと

その後、局に帰られて、試写が行われ、松尾放入院長初めNHKの幹部たちの協議の結果、この

詳細に書いてあるわけですが、一つは、日本国及

び天皇に責任があつたとする女性法廷の判決の内容を削除。二つ目、町永アナ、高橋助教授、米山准教授らの発言が削除された理由

です。

送局長初めてこの発言部分を二十九日に実際にどのよう削除したかというのを明らかにしたものなんですが、これは四十四分版と、そして四十三分に縮めたものとの違いなんですが、この最後の部分の高橋助教授、米山准教授らの発言が削除された理由は、この発言というのはどう考へても女性法廷をラッセル法廷と同様に評価するということには当たらないと思うんですが、どうなんですか。

○原田参考人　今お配りになりました資料、台本をもとに作成された文書ということをございますけれども、当方としてそれを確認するすべは持ち合わせておりません。

この発言部分を二十九日に実際にどのよう削除したかというのを明らかにしたものなんですが、その中のコメントーターの発言削除とい

うのはスタジオ三のシーンだけなんです。その中で、一ページの真ん中に米山さんの発言、線引い

たところがそうですが、ばつさり抜けてしまつてますね。そして、三ページのところで、高橋さん、また町永さん、米山さん、そして町永さんの発言がどのように削除されたか、このことがわかります。

この発言部分を二十九日に実際にどのよう削除したかというのを明らかにしたものなんですが、これは四十四分版と、そして四十三分に縮めたものとの違いなんですが、この最後の部分の高橋助教授、米山准教授らの発言が削除された理由は、この発言というのはどう考へても女性法廷をラッセル法廷と同様に評価するということには当たらないと思うんですが、どうなんですか。

○原田参考人　今お配りになりました資料、台本をもとに作成された文書ということをございますけれども、当方としてそれを確認するすべは持ち合わせておりません。

その

と、まず一ページ目のところ、これは念のために

言つておきますと、スタジオシーンは四つあるん

ですが、その中のコメントーターの発言削除とい

うのはスタジオ三のシーンだけなんです。その中

で、一ページの真ん中に米山さんの発言、線引い

たところがそうですが、ばつさり抜けてしまつてますね。そして、三ページのところで、高橋さん、また町永さん、米山さん、そして町永さんの発言がどのように削除されたか、このことがわかります。

この発言部分を二十九日に実際にどのよう削除したかというのを明らかにしたものなんですが、その中のコメントーターの発言削除とい

うのはスタジオ三のシーンだけなんです。その中

で、一ページの真ん中に米山さんの発言、線引い

たところがそうですが、ばつさり抜けてしまつて

ますね。そして、三ページのところで、高橋さん、また町永さん、米山さん、そして町永さんの発言がどのように削除されたか、このことがわかります。

この発言部分を二十九日に実際にどのよう削除したかというのを明らかにしたものなんですが、その中のコメントーターの発言削除とい

うのはスタジオ三のシーンだけなんです。その中

て、それは既にホームページでNHK自身が明らかにしていらっしゃることにかかることです。

この資料Bの四十四分版と四十三分版で削除された部分を見て、改めて皆さんおわかりのよう

に、「被害者の人達からは、政府、国家が責任を免れるためのものではないかというふうに理解されてるわけですね。」という、この高橋さんの言葉は消えるわけです。米山さんの「日本軍あるいは日本政府が、かつて過去に犯した行為が、犯罪であつたかどうか、その判断ですね。」というところなども消えるわけです。この部分は、どう見てもラッセル法廷と同様に評価したという話にはならないわけですね。実際にはラッセル法廷の評価とは関係なく、要するに日本政府や日本軍の責任につながるようなコメントが出てきたところは全部削除してしまった。これが現実の姿として出てきているということは、この資料Bを見れば、これは実際に皆さんの方はテープをお持ちなわけですから、見ればわかる話であります。

それで、さらにホームページの詳細のところなどに沿つて見ていくと、海外メディア反応のうち判決内容や日本政府の責任に触れているものを削除と変更方針に書いてあるわけですが、実際そういふくなっているのが、ものものと比較してみればあります。

それで、あわせて伺つておきますが、コメント一欄の削減した部分のうち米山さんの部分についても、BRCC、放送と人権等権利に関する委員会によって、これは放送倫理違反の認定を受けているということではありませんか。

○原田参考人 私どもが公表いたしました編集過程の詳細、ここで視聴者の皆さんに明らかにしておりますのは、この番組は政治的圧力で改編されたのではないということです。

は、提案段階で番組の当初の趣旨、それが番組に携わった関係者の間で十分伝わっていなかつた。そういうことで、これは番組の通常の制作とは違う状況になるんですけども、放送の一週間前に

なって制作を委託していた外部のプロダクションからNHKの本体が引き取つて、その段階から制作をし直すということがあります。

そういう意味では、放送の直前まで公正な番組をつくるというために関係者がそれぞれの立場でいろいろな試行錯誤を重ねて、最後まで努力をしたということでござります。

○吉井委員 放送の前日に安倍さんとお会いになつて、帰られて、五つの変更方針が決められることは一つの事実なんですね。

最後の資料Cのものをごらんいただきたいんですが、Cの二ページ目、これは中国の被害者たちの証言の部分が全部削除ですね。これは、放映の番組の中でも、明らかに違ひがあるんですね。そもそも全部削除なんですね。ですから、実際にVTRでのナレーション及び証言の部分で放送直前に削除されたというのは、中国人被害者の紹介と証言、東ティモール慰安所の紹介と慰安婦の証言、みずから体験した慰安所や強姦についての日本軍兵士の証言、これらが消えています。

どう見ても、この二十九日の変更方針といふのにより当たるよう思えないんですが、私は、削除された証言内容を見ると、日本兵と日本軍の強姦に触れたナレーションや証言が削減されているというのが一つの削減のポイントです。一月三十日放送直前の削減で、慰安婦に強姦、性暴力を加えた主体である日本軍、日本兵が国際法廷の証言から一切消えてしまつております。これが削減の客観的な実際の姿であるというふうに思うわけですか。

それで、あわせて伺つておきますが、コメント一欄の削減した部分のうち米山さんの部分についても、BRCC、放送と人権等権利に関する委員会によって、これは放送倫理違反の認定を受けているということではありませんか。

○原田参考人 私どもが公表いたしました編集過程の詳細、ここで視聴者の皆さんに明らかにしておりますのは、この番組は政治的圧力で改編されたのではないということです。

それで、安倍長官、当時の官房副長官、若手議員の会の元事務局長と会つて、持論をNHK幹部が聽取し、安倍議員から公正公平な番組であるべきだと宣言されました。その後に大幅な放送内容の変更が起つて、これは事実の問題として見ていくことができると思うんです。

実際に削除された部分を調べてみると、資料Cにあるように、放映当日の四十三分版、最終の四十分番組になつた放送分では、証言シーンの削除では、コメントターの高橋助教授、米山準教授のコメントのうち、日本政府の責任について言及したコメント部分が削除されております。もと四十四分版から四十三分版のときには、日本兵と日本軍による強姦があつたとする証言が削除されています。

それで、NHKがホームページで説明している協議された変更方針を見ていると、なかなか説明がつかない変更があるんですね。削除された内容というのは、繰り返すようですが、日本政府の責任、それにつながる日本軍及び日本兵による強姦、性暴力の加担の事実です。実際に削除された内容を見ると、客観的に安倍さんの持論と一致しているものが見られます。その後、NHKの協議の中で実際に行つた変更が安倍議員の持論に沿つた変更になつていても、事実の問題としてこの資料B、Cを見ればわかつてきます。

NHKが明らかにしていない番組の変更内容が明らかになつてくるのは、私は、紛れもない政治介入と、それに迎合して番組改編を行つたという事実だと思ふんです。ところが、NHKは、変更内容を具体的に明らかにしないで、一方的にNHKの主張をホームページで公開しているわけですね。

ですから、私は、やはり当初の四十四分版、それから四十三分版、放映した四十分钟物それぞの番組を明らかにしてきちんと検証していくことが、真相究明という点でNHK幹部が真摯な態度で臨む立場に立つてゐるかどうかを示すことにもなつてくると思うんです。それが国民の中にある不信を払拭して、前進していく道につながることだと私は思ふんです。

NHKの執行部の皆さんのが前進の道に転換していかれること、そして、やはり真相を究明し、信頼を回復して、受信料収入についてもとに戻すように、歳入欠陥が生じたら大変ですかね、

そういう前進の道に転換されることを期待して、時間が参りましたので質問を終わります。

○中谷委員長 次に、重野安正君。

○重野委員 それでは、答弁はなるべく簡潔にわかりやすくお願ひします。

まず大臣に最初にお聞きしたいのであります。が、それは通信・放送の在り方に関する懇談会についてあります。

○竹中國務大臣 御答弁の前に、先ほど参議院予算委員会の関係で中座させていただきまして、大臣と逢坂委員には大変申しわけございませんでした。

今のお尋ねでございますけれども、要綱において大臣から説明をお願いします。

○重野委員 この懇談会は、設立時に五つの項目について大臣から説明をお願いします。

この懇談会は、設立時に五つの項目を検討内容についていたはずであります。改めてこの五項目について大臣から説明をお願いします。

そこで、NHKがホームページで説明している協議された変更方針を見ていると、なかなか説明がつかない変更があるんですね。削除された内容というのは、繰り返すようですが、日本政府の責任、それにつながる日本軍及び日本兵による強姦、性暴力の加担の事実です。実際に削除された内容を見ると、客観的に安倍さんの持論と一致しているものが見られます。その後、NHKの協議の中で実際に行つた変更が安倍議員の持論に沿つた変更になつていても、事実の問題としてこの資料B、Cを見ればわかつてきます。

NHKが明らかにしていない番組の変更内容が明らかになつてくるのは、私は、紛れもない政治介入と、それに迎合して番組改編を行つたという事実だと思ふんです。ところが、NHKは、変更内容を具体的に明らかにしないで、一方的にNHKの主張をホームページで公開しているわけですね。

ですから、私は、やはり当初の四十四分版、それから四十三分版、放映した四十分钟物それぞの番組を明らかにしてきちんと検証していくことが、真相究明という点でNHK幹部が真摯な態度で臨む立場に立つてゐるかどうかを示すことにもなつてくると思うんです。それが国民の中にある不信を払拭して、前進していく道につながることだと私は思ふんです。

NHKの執行部の皆さんのが前進の道に転換していかれること、そして、やはり真相を究明し、信頼を回復して、受信料収入についてもとに戻すように、歳入欠陥が生じたら大変ですかね、

融合という主眼でこれが設置されたと理解をするわけです。したがって、NHKに関しても、その範囲内でのNHKのあり方の検討という縛りが私はおのずとあると思うのであります。

しかし、この間、この会議の議論の内容等々をインターネットで拾つてきますと、それが、民営化を視野に入れたNHKの改革論という議論が飛び出したり、あるいは総理の公共放送維持論というものが出来て、それをきっかけに国際放送強化、そしてCM導入論、こういうふうなものが飛び出してまいりまして、懇談会の本来の目的を逸脱した、そういう議論の展開がなされたのではなくかというふうに私は理解をするわけですが、その点について大臣はどのように受けとめておられますか。

○竹中國務大臣 これは決して当初から方針を変えたとか逸脱したとかいうふうには考えておりま

せん。私自身、一番最初の問題提起で、日本の放

送業界は四兆円産業、通信業界は十六兆円産業、

しかし、アメリカには、海外には、日本の放送業

界四兆円を一社で上回るような企業だつてあるで

はないか、その意味では大変大きなフロンティア

が開けている時代に、放送にも通信にももつと大きくなつていただいて消費者の利便を満たしてほしい、そういう思いでこの懇談会を始めるというふうに申し上げました。当然のことながら、その中には国際的な分野というのが入つてくるわけでござりますし、さらには財務の基盤として、どう

いう形で財務の基盤を強化していくのがよいかと

いう意味で、CMの導入も含めいろいろな問題

が入つてくるということは想定されていたわけでござります。

そういう意味では、具体的な議論がいろいろ出

ているというのは事実でございますが、まさに当

初から考えていたような、新しい技術体系のもと

で総合的な放送・通信の議論をしたい、そこはも

う貫しております。

○重野委員 今大臣も触れましたけれども、国際

放送の財源論というところから出まして、いわゆ

るCMの問題が出てきたわけですね。私は、今までNHKの論議の中でコマーシャル、CM云々とはおのずとあると思うのであります。

しかし、この間、この会議の議論の内容等々をインターネットで拾つてきますと、それが、民営化を視野に入れたNHKの改革論という議論が飛び出したり、あるいは総理の公共放送維持論とい

うものが出来て、それをきっかけに国際放送強化、そしてCM導入論、こういうふうなものが飛び出してまいりまして、懇談会の本来の目的を逸脱した、そういう議論の展開がなされたのではなくかというふうに私は理解をするわけですが、その点について大臣はどのように受けとめておられますか。

○竹中國務大臣 委員は聞いたことがないというふうにおっしゃいますが、実は本当にこの業界、どんどんどんどん進化をしているというふうに思います。例えばござりますけれども、海外のいろいろな国際展開を見てみると、いろいろな国でこのための大変な努力をしておられます。しかし、BBCでも、例えば海外については子会社をつくつて、そこでCMで一部つくつてあるというのもありますし、国によってはいろいろなスクランブル方式を考えているところもあるというふうに聞いております。その意味では決して唐突でなくして、世界各國がどういう形でやつていいのかということについていろいろ努力をしておられるC Mというふうにいいますと、日本国内のCMとどうしてもイメージがダブるのかもしれませんけれども、午前中も少し申し上げたかもしませんけれども、海外でCMを流すということの中に思つておられることは決してないというのが私たちの責任であるというふうに思つております。

NHKの国際放送の現状についてでございますけれども、大変これは重要な役割だというふうに思つております。現在N HKは、ラジオ国際放送について二十二言語で一日延べ六十五時間実施、また映像国際放送については英語及び日本語で一日二十四時間実施でございます。しかし、まだそれについてもつと大きな役割を果たしてほしいう期待は各方面であるというふうに承知をしております。

各国、そういう意味での大変な努力をしておりません。議論を始めたばかりでござりますけれども、決して制約を設けずに、幅広くいろいろなことを議論してみようではないかということを申し上げておるわけでございます。

○重野委員 先般本委員会に、N HKそれから民放の代表者の方がお見えになりました、参考人としてそれぞれ思いを開陳されておりました。私はあの参考人のお話を聞きながら、そして今、竹中大臣の諮問機関と申しますか諮問委員会と申しますが、その会議の意見をまとめられておるその内

容というのはちょっと肌合いが違うな、私はそういう受けとめをしております。

そこで、国際放送の問題がかなり話題になつておるんですが、現在のN HKが行つておられるC Mについて、大臣はどういう認識をされておられますか。

○竹中國務大臣 参考人のお話をされて、思いましたが、これは政策金融のときも典型でございましたけれども、政策金融、今度大きく改革したいと思つておりますが、ヒアリングして政策金融のトップの方がいらっしゃったときは、ほとんどすべてのトップの方が、今のままで一番いいというふうにおっしゃいました。これはこれで一つの思いですから我々もしっかりと受けとめますけれども、やはり改革すべきところは改革しなきやいけないというのが私たちの責任であるというふうに思つております。

N HKは受信料収入の面で深刻な問題を抱えておりますが、そのところがどういう展望を切り開いていくのか、そういう重要なファクターもある。H Kは受信料収入の面で深刻な問題を抱えております。そのところがどういう展望を切り開いていくのか、そういう基本的な考え方といたいというふうに思つております。

ただ、当事者の皆さん、これは政策金融のと

きも典型でございましたけれども、政策金融、今しつかり我々も聞いて、そこは真摯に受けとめたいというふうに思つております。

ただ、当事者の皆さん、これは政策金融のときも典型でございましたけれども、政策金融、今しつかり我々も聞いて、そこは真摯に受けとめたいというふうに思つております。

ただ、当事者の皆さん、これは政策金融のときも典型でございましたけれども、政策金融、今しつかり我々も聞いて、そこは真摯に受けとめたいというふうに思つております。

ただ、当事者の皆さん、これは政策金融のと

きも典型でございましたけれども、政策金融、今

しつかり我々も聞いて、そこは真摯に受けとめた

いというふうに思つております。

ただ、当事者の皆さん、これは政策金融のと

きも典型でございましたけれども、政策

○重野委員　いずれにしても、例えば二十四時間ニュースを流す、あるいは、その場合にそれを可能にする体制はどういう体制をつくつていかなければならぬのか、そういうふうなことが当然、期待される国際放送、こういうふうなものを構築していくかなきやならぬわけで、さつきから私がなぜこだわるかというと、そこら辺の議論がどういうふうにされているのかというのがまだ私に見えませんものですからね。そこで唐突に、CMを流して金取つて、こういうふうな話になりますから、それはないんじやないですか、こういう思ひがありますものですから、その点を私は強く指摘をするわけであります。

次に、NHK会長に質問いたしますが、今回の予算は、会長就任以来、みずからの責任において初めて編成した予算であります。それだけに執行に対する責任は重いと言えます。

そこで、確かに、支払い拒否、保留数の低減あるいは支払い再開数の増加など、若干の好ましい改善傾向が見られます。喜ばしいことだと思いまがりますが、これが、二〇〇七、二〇〇八年にそれぞれ百億円の見込み増の根拠となつていると考えるわけですね。そうなると、三カ年の経営計画で定める経営委員会のガバナンスの強化は当然です。その中で、平成十七年度の約束、NHK約束評価委員会がありますが、そこにおいて、当然、ここで示された受信料回復見込み額あるいは見込み件数、これをどう達成するか、これは大きな大きなテーマになる。そこら辺の認識、それをお聞かせください。

○橋本参考人　仰せのとおり、いわゆる財政安定、信頼回復の目標というのは、私が、今回の改革の具体的な目標として根拠になるものとして真剣に取り組んだ問題でございます。

この問題につきまして、やはり一つは、改革と近づくことはできないだろうというふうなことがありますけれども、当然ながら、回復件数あるいは財政的なもの、経費そのものにつきまして、これから私の自身に対する業績評価というところに結びついてくるものと考えておりますし、いろいろNHKに対する改革の評価、視聴者の評価などございましょう、それから経営委員会から執行部を見る評価ということをございましょう、そういうものをきつちりと、責任を果たすべく取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○重野委員 会長の意気込みはわかるのであります、しかし、正直言って、営業現場の実態、今、人をどんどん減らしていますからね、そういうふうな実態からしますと、この百、百という数字は高いハードルだ、私はこのように思います。

同時に、公共放送たるNHKに対する期待と、あるいはその期待を裏切らない番組の質的な充実、それから受信料的確な収納、これはもう不可分ですね。これほども欠くことができない。それぞれがきつちり連携を図つて達成に向けて同方向で動き始める、こういう状況が出てこないとやはりこの目標達成というの非常に難しい、こう見るべきだろと私は思います。

同時に、それを支えるのはNHK本体だけではなしに、NHKにかかるいろいろな団体があります、その団体もそういう思いにならないとこれは実現できない。だから、経営が厳しいからカットする、カットする、そういう短絡的な手法では回復はできない。やはりそこら辺をきつちり、運動しているんだという認識に立つて、そして事に当たつていくことが必要。必要経費を落とすんだというそれも一つの方法ですが、そんな單純なものではないという点を私は強く指摘したいと思うんですが、会長のお考えを。

ます。この番組にかかる経費は、全体の経費を圧縮、削減する中ではありますけれども、非常にウエートを置いて、番組の質を損なわないということに細心の注意を払う、そういう形で重点的な配分をしております。やはりこれは、番組をつくる仲間といいますか、ここモラル低下、こういうものは防ぎたいと思っていますし、そういう中で、限られた財政ではありますけれども、番組の質を落とさないというところはもう基本線として守つて、ここへ重点配分をしながら、しかし厳しい財政を乗り越えてまいりたいというふうに思つております。

○重野委員 この百億、百億という経費については、もうおつしやるとおりハーダルは大変厳しいと思いますけれども、しかし、実際に財政回復に向けてのデザインと、いうものは十分根拠ある数字と、いうことで我々考えております。

○重野委員 その目標に向かつて全職員が頑張るぞ、そういう意識を持つことが当然大事です。私は、ちょっと厳しい言い方かもしれませんけれども、橋本会長、この計画をみずから職を賭してでもやり上げるというぐらいの決意を披露すべきだ、このように思うんですか、いかがですか。

○橋本参考人 私、この改革を達成するということでは職を賭して頑張るつもりでございます。

○重野委員 今、決意もお伺いしました。

さて、次にかえますが、データベースの問題についてお伺いたしますが、これについて、その整備を大臣意見として述べておられます。具体的にどのような内容で、またいつまでに整備するようNHKに求めているんですか。

○竹中國務大臣 今現在、NHKにおかれでは、受信契約者の住所、氏名でございますとか、支払い状況等の情報を電子的に管理したデータベースを保有しているというふう聞いております。しかししながら、不払い者等の情報を、例えば滞納年数別に見たらどうなるのかとか、地域別に見たらどうなのかといったことを検索するような機能が必ずしも十分ではないというふうに聞いておりま

三割に達するという深刻な状況になつておりますので、そういう意味では、こういった受信者データベースの精度と機能を高めることが大変重要であると思つております。NHKにおいては具体的な改善内容や整備スケジュール等について速やかに検討していただきたいというふうに思つております。

○重野委員 これは、言うはやすく行うはかたなしと、非常に微妙な問題がありますね。一方においては、保護しなきやならぬという大きな流れがありますよ。今言つてることは、それをもつと取り出さんだと。ですから、これは相対立する事項なんですね。これは、やれやれと言うその気持ちもわかるし、しかし、わかりましたと簡単に言える代物なのか、こういう懸念を私は持つんですねが、会長、いかがですか。懸念が単なる懸念で終わればいいんですか。

○橋本参考人 これは、おっしゃるとおり、大変相反する問題をはらんでいるということで難しうござりますし、しかも、両方とも必ずしもNHKの放送というだけに限らない問題だということがあつて、いろいろ具体的に問題がござりますので、その点につきましては、担当の方から説明させます。

○小林参考人 NHKのデータベースについて御説明させていただきますけれども、営業システムの骨格のデータベースとしまして、視聴者データベースというのがございます。これにつきましては、受信料の請求、収納に必要な全国の契約者に関する情報がおさめられている、規模的には数千万件の規模で大変膨大なデータベースでござります。

ただ、いわゆる未契約者の方につきましては、引っ越し等、常に流動しているといふこともございまして、その情報につきましては必ずしも十分な蓄積があるとは言えないというのが現状でござります。

海外の公共放送機関におきましては、電器店から受信機購入者情報の通知義務、あるいは住民基本台帳データから転用するといったような公的な制度も実施されているケースもございますけれども、NHKに関しましては、現在は、みずから手で情報を収集し、蓄積していくがざるを得ないという状況でございます。

受信者データベースの整備に当たって、法令に反して官の保有する情報を使用することはございませんし、また、官の持っている別の情報と合せたりとか、そんなことも断じてございません。

○重野委員 次に、アナログ衛星第一、第二テレビ放送の問題ですが、第一放送は一〇〇七年の十一月、それから衛星第二は一〇一年に終了することになつておりますが、その後の衛星放送用の周波数の利用のあり方についてはどういう利用が望ましいかお聞きをうりますか。

朝から長時間にわたる審議で、皆さんお疲れだと思いますが、最後の質問でございますので、もうしばらく御辛抱いただきたいと思います。
まず、竹中大臣、小泉内閣が発足をして間もなく五年でございますが、その間、一貫して中心におられて、大きな役割を担つてこられたと思います。小泉内閣そして竹中大臣もよく言われていることですが、官から民へとか、あるいは民間にできるものは民間にということをおっしゃられるわけでございます。私は、国民生活を支える上で必要な仕事というのは多種多様あると思いますけれども、民にできるものは民へ、そういう原理原則だけではなかなか割り切れない、そういう分野がかなりあるだらうと思つております。官と民が力を合わせなくてはいけない分野もあると思いま

送は必要である、そして今の二元体制は重要なことを明確に申し上げたつもりでございます。

とりわけ、日本において、世界にもいろいろな公共放送がございますが、やはりBBCとNHKというものが本当に世界に冠たる公共放送である、そういうものを持つてゐる日本国民というの是非常にある意味で幸せであるというふうに私は思ひます。だからこそ、NHKにもつとよくなつていただきたいという思いで、いろいろな改革はしていかなければいけないと考えております。

○亀井(久)委員 大臣のおっしゃることはよくわかりますが、私は、やはりNHKがこういう独特の立場を得るようになつたというのは、それなりに歴史的な背景があると思うんです。

り組んでいるという状況でございます。
なお、個人情報の保護については、今会長が申
し上げたとおりでござります。

ましては、既に新規参入の三社が新たにハイビジョンデジタル放送を行うという予定になつております。

うように思つております。申し上げるまでもありませんが、NHKというのはもともと社団法人日本放送協会という民間法人だつたわけでございまして、民間法人であつたNHKが今日のような公衆放送として、官でもなければ民でもない、その中間的な立場で、いろいろな立場に立つてこな

た、その責任の一端はやはり私はNHKの報道にもあつたというように思います。そしてまた、戦争に入つてからは大本営発表を無秩序に流した、そのことの責任も大きくなるだろう。そういう中で、戦後、GHQの占領政策がいろいろ行われた、つづけてござりますが、是れは日本へ、才媛釋本へ、

ベースの整備であらねばならぬという点、それをひとつ確認しておきたいと思います。

したがつて、例えば住民基本台帳法に基づくネットワーク化された情報だとか、あるいは年金番号などとのネットワーク化などということはまかり間違つてもないという点を、大臣にひとつ断言していただきたいと思います。

○竹中国務大臣 私も以前、少し前まで個人情報保護法の担当大臣でございました。このデータの活用と保護については人一倍配慮しているつもりでございます。

では、まず受信者の利益を最優先して、現在の受信機でも受信できる方式にすべきであるというふうに主張しております。その上で、新たにあいたチャンネルにつきましては、一、サーバー型放送などの新サービスへの展開、二、新規事業者への開放、それから、三、地上デジタル放送の補完などの利用について検討を進めるべきだというふうに考えております。

○重野委員 時間も来ましたから、通告しているのを一つ残してやめさせていただきます。

ありがとうございました。

間のか有名の、いわゆる公として立場に立つた人々が放送というものになつてゐる。そのことにつけてそれなりの背景と理由があるわけでござりますが、そのことについて、まず大臣の御見解を伺いたいと思います。

○竹中國務大臣 官から民へという言い方を簡単にはいたしますが、正確には、民間でできることには民間で、そのことに尽きているんだと思います。ということは、民間でできないことがあるということです。ここら辺は、私も非常に強くそのように思つておりますし、亀井委員にも御理解を賜つてゐると思います。

非常にわかりやすい例が、やはりこれはNHKなんだろうなというふうに思います。そういう意味で、通信・放送の改革の早い段階から、公共放送といふ形で、

か、そういうことが行われる、さまざまなものと立法法というものが行われる。そういう中で、新しい放送法に基づいて公共放送としてのNHKといふものがスタートをした、そういう経緯があると思います。したがって、やはり国家権力といふものと公共放送としてのNHKというのは常に一定の距離を持つべきだというのが私の基本的な考え方でございます。

今、大臣、BBCの話をされました。私の親しいイギリスの友人は非常にBBCに誇りを持っておりまして、BBCというのは保守党からも嫌われてゐるし労働党からも嫌われてゐるんだ、そういうことを言って、それこそがBBCのBBCなるやうななんだと言つて、非常に誇らしげに話すた

| |
|--|
| <p>おりますけれども、果たしてそういう実現可能な考え方がその懇談会でまとまつてくるというように思つておられるのかどうか、また骨太の方針との関係をちょっと最後にお伺いします。</p> <p>○竹中國務大臣 骨太方針との関係におしましては、私は次のように頭を整理しております。</p> <p>郵政民営化のときに、いろいろと議論、本当に込み入った議論をさせていただきました。それから時間がかけて、分けて議論をさせていただきました。</p> <p>もちろん、今回、制度設計の議論というようなことは、とてもとてもそのような議論には至りません。しかし、一つの方向性について何らか合意できるような問題があるんであるならば、これは先生方にもぜひいろいろ議論していただいて、基</p> |
| <p>本方針的なそういう方向性について政府としての考え方をまとめることができれば、それはそれでやはりよいことであろうかと思つております。</p> <p>これは制度設計というようなイメージからするとまだ先の話だと思いますが、しかし、一歩ずつ歩を進めませんと改革はできませんので、可能な範囲でできるだけ基本方針的な方向について何らか結論が出るよう努めたいと思っております。</p> <p>○亀井(久)委員 終わります。</p> <p>○中谷委員長 これにて本件に対する質疑は終局いたしました。</p> <p>○亀井(久)委員 終わります。</p> <p>○中谷委員長 これにて本件に対する質疑は終局いたしました。</p> <p>○佐藤勉委員 私は、自由民主党及び公明党を代表いたしまして、日本放送協会の平成十八年度収支予算、事業計画及び資金計画に対し、賛成の討論を行つものであります。</p> <p>この収支予算、事業計画及び資金計画は、受信料未収世帯等の割合が全体の三割に達すること等により、受信料収入が二年連続して前年度に比し</p> |
| <p>て大幅に下回るものになつてゐることはまことに遺憾であります。NHKは謙虚に反省しなければなりません。</p> <p>しかしながら、NHKにおいては、国民・視聴者からの信頼回復の途上にあり、受信料収入が大幅に落ち込む中、放送サービスの充実やデジタル化投資に予算を重点配分しつつ、経費節減を行うなど、選択と集中により事業収支の均衡を維持しているところであります。</p> <p>NHKにおいては、公共放送としての使命を深く自覚し、さらに再生・改革に向けてあらゆる取り組みを組織を挙げて全力で推進し、国民・視聴者の信頼の早期回復に努めることを引き続き強く要請いたします。</p> <p>以上のようないくつかの前提のもと、賛成の意を表するものであります。</p> <p>つきましては、新年度が始まる前に、一日も早くこの收支予算等の承認が得られることを要望して、私の賛成討論を終わります。(拍手)</p> <p>○寺田(学)委員 私は、民主党・無所属クラブを代表し、ただいま議題となりました放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件に対し、承認の立場により討論を行います。</p> <p>NHKの一連の不祥事による受信料の支払い拒否件数は加速度的にふえ、十七年十月、十一月期には百二十八万件に達しました。その後、減少には転じておりますが、支払い拒否件数の動向については予断を許さない状況であることには変わりはありません。</p> |
| <p>それでもかかわらず、危機的状況が表面的に多少改善したように見えるからでしょうか、NHKの経営陣には緊張感を欠く部分が見受けられ、NHKの経営や体質が根本的に変わったと一〇〇%信じることはできません。</p> <p>緊張感のなさは、今後三カ年の受信料収入額の見込みにもあらわれています。NHKは、十八年度は比較的現実的な数字を挙げているものの、それ以降の二年間における毎年百億円の増収という数字には確たる情報が示されていません。</p> <p>また、肥大化した子会社群の改革が不十分であり、NHKと子会社との間の契約のほとんどが隨意契約で行われ、受信料が無駄遣いされているとの指摘があります。</p> <p>さらに、経営委員会の議事録公開が実施された一方、番組改編問題で視聴者から批判を受けた過去を反省し、NHKが政治的に中立な組織に生まれ変わったのか、不祥事の再発防止策を徹底するか、そのような点については十分な理解が得られていません。</p> <p>一方で、受信料収入の大幅な減少に合わせ、人件費や管理経費を初めとした事業支出の削減に取り組むという予算編成を組んでいる点など、来年度予算には一定の評価を下すべき点も示されています。</p> <p>以上を総合的に勘案した結果、NHKの全役職員が、視聴者から託された受信料の意義を十分理解して、公共放送としての使命を果たしつつ、公平公正な放送の徹底に努め、必要であれば三ヵ年計画の見直しにもちゅうちょしないことを含めて、今後も徹底した改革に継続的に取り組むことで、来年度予算に関しては承認の立場をとることを申し述べ、私の討論を終わります。(拍手)</p> <p>○中谷委員長 次に、吉井英勝君。</p> <p>○吉井委員 私は、日本共産党を代表して、二〇〇六年度NHK予算等の承認を求めるの件に反対の討論を行います。</p> <p>反対の理由は、今日のNHK不信の端緒となつた不正経理問題や、放送の自由の根本が問われた番組改編問題に対して、現NHK執行部が、国民の疑惑に答え、真摯に取り組む姿勢を欠いていると判断せざるを得ないからであります。</p> <p>特に、本委員会でも私が取り上げましたように、「ETV2001」問われる戦時性暴力番組をめぐっては、NHKが公表している「編集過程を含む事実関係の詳細」を見ても、実際にどのよ</p> |

ることが必要です。そのために、国民・視聴者から、さすがNHKと評価され得る良質な番組づくりに加え、不偏不党と言論、放送の自由の確保が不可欠であり、NHKは変わったという明確なメッセージを打ち出すべきであります。

なお、職員数の大幅削減や給与カットの継続、子会社のあり方、国際放送のあり方、難視聴地域対策の進め方、会計処理のあり方などについては問題なしとはしませんが、NHKが国民・視聴者の期待と負託にこたえ、信頼される公共放送の担い手として真に生まれ変わるよう強く求め、討論を終わります。(拍手)

○中谷委員長 これにて討論は終局いたしました。

○中谷委員長 これより採決に入ります。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求める件について採決いたします。

本件を承認すべきものと決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中谷委員長 起立多数。よって、本件は承認すべきものと決しました。

○中谷委員長 この際、ただいま議決いたしました本件に対し、谷公一君外三名から、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党及び社会民主党・市民連合の四会派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。寺田学君。

○寺田(学)委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

案文の朗読により趣旨の説明にかえさせていただきます。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求める件に対する附帯決議

(案)

日本放送協会においては、一連の不祥事を契

機とした受信料の不払い・保留の増大により、二年連続の大額な収入減となつてます。現在の協会の経営基盤は、受信料制度のうえに成り立つており、国民・視聴者の不信感をぬぐえな

いまま、受信料不払い・保留等が続けば、協会の存立、公共放送の根幹をも揺るがしかねない。協会及び政府は、かかる事態を重く受け止め、協会に対する国民・視聴者の信頼を回復し、公共放送の使命を全うできるよう、次の事項の実現に努めること。

一 協会は、会長を先頭に組織をあげて、再生・改革に向けたあらゆる方策に取り組み、国民・視聴者の信頼回復に最善を尽くすこと。

二 公共放送が国民・視聴者との信頼関係に基づき負担される受信料により維持運営されていることを深く認識し、その効率的な執行、経費の削減及び透明性の確保に努めるとともに、全役職員が、公金意識の徹底、高い倫理観の確立に努めること。

三 受信料の不払い・保留のほか、受信契約の未契約の件数も加えると、約三割が受信料を負担していないと推計されていることから、受信料の公平負担に向け、国民・視聴者の理解が得られる抜本的な対策を早急に講じること。

四 経営委員会は、協会の最高意思決定機関として、執行部に対する目標管理・業績評価等を適切に行うとともに、その機能を十分發揮するため、更なる改革に取り組むこと。

五 協会は、放送が社会に及ぼす影響の重大性を深く認識し、放送法の趣旨を踏まえ、放送の不偏不党と表現の自由を確保して、公平、公正な放送の徹底に努めること。

六 現在、政府において、協会の保有チャレンジル数、業務範囲、財源の在り方等について検討が行われていることから、協会においてもこれらの課題について早急に検討を行い、協

会としての考え方を国民・視聴者に提示すること。

七 協会は、子会社等の業務内容等について、徹底的な見直しを行い、子会社等の統廃合等を含め一層の合理化・効率化を進めるとともに、子会社等との取引については、原則として競争契約とするなど適正性、透明性の向上を図ること。

八 國際放送については、在留邦人への情報提供、海外における我が国に対する理解の促進手段として、重要性が高まっていることから、運営に関する財源問題も含め、その在り方について早急に検討を行つこと。

九 高齢者 障害者に関わるデジタル・ディバイドの解消が喫緊の課題となつていることから、字幕放送、解説放送等の更なる拡充と番組内容の充実を図ること。

以上で趣旨の説明は終わりました。

○中谷委員長 何とぞ、委員各位の御賛同をお願い申し上げます。(拍手)

以上で趣旨の説明は終わりました。

○中谷委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

○中谷委員長 採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めてお

ります。(拍手)

以上で趣旨の説明は終わりました。

○中谷委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

○中谷委員長 起立総員。よって、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

○竹中国務大臣 この際、竹中総務大臣及び日本放送協会会長橋本元一君から発言を認められておりますので、これを許します。竹中総務大臣。

○竹中国務大臣 ただいまの附帯決議につきましては、その御趣旨を十分に尊重してまいりたいと存じます。

○中谷委員長 次に、日本放送協会会長橋本元一君。

○橋本参考人 日本放送協会平成十八年度収支予算、事業計画及び資金計画につきまして、ただいま御承認を賜り、厚く御礼を申し上げます。

○中谷委員長 次に、日本放送協会会長橋本元一君。

○竹中国務大臣 通勤の範囲の改定等のための国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

昨年、人事院から国家公務員災害補償法の改正

過程でいただきました御意見並びに総務大臣の意見書の御趣旨を十分生かしてまいりたいと思いま

す。また、ただいまの附帯決議につきましては、協会運営の根幹をなすものでございますので、これ

を十分踏まえて、視聴者の皆様の信頼回復を着実に果たし、業務執行に万全を期すことで公共放送の使命を全うしたいと考えておられる次第でございま

す。まさにこれがどうございました。

○中谷委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本件に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○中谷委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのように決しました。

○中谷委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり

報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○中谷委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのように決しました。

○中谷委員長 次に、内閣提出、通勤の範囲の改定等のための国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○竹中国務大臣 これより趣旨の説明を聴取いたします。竹中総務大臣。

○竹中国務大臣 通勤の範囲の改定等のための国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

〔本号末尾に掲載〕

に閲する意見の申し出が行われました。この申し出のとおり、労働者災害補償保険制度との均衡を図る等のため、国家公務員災害補償法について改正を行うとともに、地方公務員災害補償法についてもこれと同様の改正を行うものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

このほか、施行期日、経過措置等必要な規定の整備を行うこととしております。
以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願ひいたします。

いう。)が、その受信料を口座振替、繰輪振込又はクレジットカード離脱(以下、「口座振替等」という。)により支払う場合、その受信料は、対象契約者又はその生計をともにする者が別の住居での放送の受信についての契約を締結し、口座振替等により支払うものである限り、別表第3に掲げる口座振替等による受信料の額から別表第7に掲げる額を減することとする。ただし、沖縄県の区域に居住する対象契約者が、対象の受信契約について支払う場合は、特別契約を除き、別表第4に掲げる口座振替等による受信料の額から別表第8に掲げる額を減することとする。

第3条 本予算は、この予算の各項に定めた目的以外にこれを使用することができない。

国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法について、複数就業者の就業の場所から勤務場所への移動及び単身赴任者の赴任先住居と帰省先住居との間の移動を通勤の範囲に加えるとともに、障害等級ごとの障害について、国家公務員災

○中谷委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。
次回は、公報をもつてお知らせすることとし、
本日は、これにて散会いたします。

第4条 本予算の各項に定めた経費の金額は、予算の執行上やむを得ない場合に限り、経営委員会の議決を経て、各項間において、相互に流用することができる。ただし、給与については、退職手当・厚生費と相互に流用する場合を除いては、他の項と相互に流用することができない。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、経済情勢の予見できない変動に伴い、本予算における給与の額が民間賃金及び国等の給与の額に比して、著しく均衡を欠くこととなつた場合に限り、事業計画

放送法第37条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件
放送法第37条第2項の規定に基づき、別冊日本放送協会平成18年度収支予算、事業計画及び資金計
画について、国会の承認を求める。

の実施を妨げない範囲において給与の改定を行うときは、経営委員会の議決を経て、他の項と相互に流用することができる。

第5条 本予算中、資本支出において年度内に支出を終わらないときは、同一計画事項の支出に充てるため、予算の残額を翌年度に繰り越すことができる。

2 前年度予算総則第5条による繰越額は、本年度において、同一計画事項に限り使用することができる。

〔別冊〕
日本放送協会平成18年度収支予算、事業計画及び資金計画
平成18年度収支予算

第6条 予備費は、予見しがたい予算の不足に充てる以外にこれを使用することができない。
2 予備費を使用する場合は、経営委員会の議決を経なければならない。

第7条 事業量の増加等により、収入が予算額に比し増加するときは、その増加額は、経営委員会の

予算総則
第1条 日本放送協会(以下「協会」という。)の平成18年度収支予算の収入及び支出を別表第1収支予算書のとおり定める。

議決を経て、その一部又は全部を事業のため直接必要とする経費の支出若しくは特別支出、又は長期借入金の返還若しくは設備の新設、改善に充てることができる。
第8条 事業支出における減価償却費が予算額に比し減少することにより、事業収支差金が予算額に

第2条 放送の受信についての契約を締結した者から徴収する受信料の額は、別表第2に定める契約種別及び支払区分に応じ、別表第3に掲げるとおりとする。ただし、沖縄県の区域において徴収する受信料の額は、特別契約を除き、特例措置として、別表第4に掲げるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、事業所等で衛星カラー契約、衛星普通契約又は特別契約を合わせて10件以上契約した者が、一括して口座振替又は継続振込により支払う場合は、前項に定める受信料の額から別表第5に掲げる額を減することとする。ただし、第3項又は第4項の規定による場合を除く。

比し増加するときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を本予算において予定する設備の新設、改善に充てることができる。
第9条 事業収入が予算額に比し減少することにより、事業收支差金が予算額に比し減少するときは、経営委員会の議決を経て、前期繰越金を事業收支差金の不足の補てんに充てができる。
第10条 前年度の決算において、後期繰越金が前年度予算で予定した額に比し増加したときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を長期借入金の返還又は設備の新設、改善に充てることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、協会が定める要件を備えた団体の構成員で衛星カラー契約・衛星普通契約又は特別契約を締結した者が15名以上まとまり、団体としてその代表者を通じて、一括して口座振替又は継続振込により支払う場合は、第1項に定める訪問集金による受信料の額から別表第6に掲げる額を減ずることとする。ただし、次項の規定を重ねて適用し、対象となる契約を締結した者が代表者を通じて支払う場合は、第1項に定める訪問集金による受信料の額から別表第6に掲げる額を減じ、さらに別表第7又は別表第8に定める額を減することとする。

4 第1項の規定にかかわらず、協会が定める要件を備えた学生又は単身赴任者でその通学又は通勤のための住居での放送の受信についての契約を締結した者(以下この項において「対象契約者」と

第11条 国際放送及び選挙放送の実施に対する交付金が予算額に比し増加するときは、その増加額は、それぞれ国際放送及び選挙放送に関する経費の支出に充てることができる。
第12条 アナログ周波数変更対策の実施に対する給付金が予算額に比し増加するときは、その増加額は、アナログ周波数変更対策に関する特別支出に充てることとする。
第13条 業務に関する調査研究等に対し、交付金、補助金等の収入があるときは、その金額は、調査研究等に関係ある経費の支出に充てることができる。

の受信料の支払において適用する。
2 第2条第4項の規定は平成18年12月1日から適用する。

別表第1

平成18年度収支予算書

(一般勘定)
(事業収支)

(単位 千円)

| 款 | 項 | 金額 |
|--------|---------|-------------|
| 事業収入 | 受交副財雑特 | 621,791,575 |
| | 付次務 | 594,029,063 |
| | 信金収入 | 2,271,824 |
| | 料収入 | 10,000,000 |
| | 料収入 | 5,450,688 |
| | 料収入 | 500,000 |
| | 料収入 | 9,540,000 |
| 事業支出 | 内放収納策 | 621,791,575 |
| | 送費 | 254,932,619 |
| | 費 | 7,171,288 |
| | 費 | 59,727,460 |
| | 費 | 1,922,582 |
| | 費 | 3,424,431 |
| | 費 | 7,211,942 |
| | 費 | 134,199,901 |
| | 費 | 52,076,272 |
| | 費 | 11,809,765 |
| | 費 | 68,205,000 |
| | 費 | 14,656,315 |
| | 費 | 3,454,000 |
| | 費 | 0 |
| 事業収支差金 | (単位 千円) | 3,000,000 |

(資本收支)

| 款 | 項 | 金額 |
|------|----------|------------|
| 資本収入 | 前期繰越金受入れ | 75,769,000 |
| | | 4,975,000 |

| 資本支出 | 減価償却資金受入れ | 68,205,000 |
|---------------|------------|------------|
| | 受入 | 2,589,000 |
| 建設費 | 69,800,000 | 75,769,000 |
| 放送債券償還積立資産繰入れ | 2,600,000 | |
| 長期借入金返還金 | 3,369,000 | |
| | 0 | |

(受託業務等勘定)
(事業収支)

| 款 | 項 | 金額 |
|--------|---------|---------|
| 事業収入 | 受託業務等収入 | 954,000 |
| 事業支出 | 受託業務等費 | 816,000 |
| | 費 | 772,000 |
| | 費 | 44,000 |
| 事業収支差金 | | 138,000 |

事業収支差金1億3,800万円と受託業務等費の間接経費7億3,500万円を合わせた8億7,300万円を一般勘定の副次収入に繰り入れる。

別表第2 契約種別・支払区分
契約種別

| | |
|-------------|--|
| カラーキャンペーン | 衛星系によるテレビジョン放送の受信を除き、地上系によるテレビジョン放送のカラー受信を含む放送受信契約 |
| 衛星カラーキャンペーン | 衛星系によるテレビジョン放送の受信及び地上系によるテレビジョン放送のカラー受信を除く放送受信契約 |
| 衛星普通契約 | 衛星系及び地上系によるテレビジョン放送のカラー受信を含む放送受信契約 |

| | |
|-------------|---|
| 特別契約 | 地上系によるテレビジョン放送の自然の地形による難視聴地域又は列車、電車その他営業用の移動体において、地上系によるテレビジョン放送の受信を除き、衛星系によるテレビジョン放送の受信を含む放送受信契約 |
| 支払区分 | |
| □座振替等 | □座振替、継続振込又はクレジットカード継続払による支払 |
| □座振替込 | 協会の指定する金融機関、郵便局等において、協会の指定する支払期日までに継続して払込むことによって行う支払 |
| クレジットカード継続払 | 協会の指定するクレジットカード会社との契約に基づき、クレジットカード会社に継続して立て替えさせることによって行う支払 |
| 訪問集金 | 協会の集金取扱者への支払など□座振替等以外の方による支払 |

別表第3 受信料額

| 契約種別 | 支払区分 | 月 | 額 | 6か月前払額 | 12か月前払額 |
|-------------|-------|--------|---------|---------|---------|
| カラー契約 | □座振替等 | 1,345円 | 7,650円 | 14,910円 | |
| | 訪問集金 | 1,395円 | 7,950円 | | 15,490円 |
| 普通契約 | □座振替等 | 855円 | 4,890円 | | 9,550円 |
| | 訪問集金 | 905円 | 5,190円 | 10,130円 | |
| 衛星カラーキャンペーン | □座振替等 | 2,290円 | 13,090円 | | 25,520円 |
| | 訪問集金 | 2,340円 | 13,390円 | 26,100円 | |
| 衛星普通契約 | □座振替等 | 1,800円 | 10,330円 | | 20,160円 |
| | 訪問集金 | 1,850円 | 10,630円 | 20,740円 | |
| 特別契約 | □座振替等 | 1,005円 | 5,730円 | 11,180円 | |
| | 訪問集金 | 1,055円 | 6,030円 | | 11,760円 |

別表第4 受信料額（沖縄県）

| 契約種別 | 支払区分 | 月 | 額 | 6か月前払額 | 12か月前払額 |
|-------|-------|--------|--------|---------|---------|
| カラー契約 | □座振替等 | 1,190円 | 6,810円 | 13,280円 | |
| | 訪問集金 | 1,240円 | 7,110円 | | 13,860円 |

別表第5 多数契約一括支払における割引額

| 契約種別ごとの契約件数 | 契約種別ごとの全契約を対象に1件あたり減ずる月額 | |
|-------------|--------------------------|--------|
| | 衛星カラーキャンペーン | 衛星普通契約 |
| 50件未満 | 200円 | |
| 50件以上100件未満 | 230円 | |
| 100件以上 | 300円 | |

ただし、衛星カラーキャンペーンの契約件数が97件、98件又は99件である場合は、100件として受信料の額を算定する。

別表第6 団体一括支払における割引額

| 契約種別 | 割 | 引額 |
|-------------|------------------------|--------|
| 衛星カラーキャンペーン | すべての契約件数を対象に、契約件数1件あたり | 月額250円 |
| 衛星普通契約 | | |

別表第7 同一生計支払（家族割引）〔学生〕〔単身起任〕における割引額

| 契約種別 | 割 | 引額（月額） |
|-------------|------|--------|
| 普通契約 | 445円 | |
| カラー契約 | 285円 | |
| 衛星カラーキャンペーン | 760円 | |
| 衛星普通契約 | 595円 | |
| 特別契約 | 335円 | |

別表第8 同一生計支払(家族割引)(学生)(単身赴任)における割引額(沖縄県)

| 契約種別 | 割引額(月額) |
|----------|---------|
| カーラー契約 | 395円 |
| 普通契約 | 235円 |
| 衛星カーラー契約 | 705円 |
| 衛星普通契約 | 515円 |

平成18年度事業計画

1 計画概説

平成18年度の日本放送協会の事業運営にあたっては、改革・新生に向けた3か年計画の初年度として、公共放送の原点に立ち返り、改革を断行し、視聴者の信頼を取り戻して受信料収入の回復を図る。あわせて、組織及び業務の抜本的な見直し等により経費を削減し、財政の安定を図り、デジタル時代にふさわしい公共放送としての役割を果たす。

事業運営の基本となる放送サービスにおいては、受信料で成り立つ公共放送として放送の自主自律を堅持し、迅速かつ的確な災害報道・緊急報道や質の高い番組等、“NHKだからできる”放送に全力を注ぐ。同時に、放送のデジタル化を進めるとともに、視聴者にとって利便性の高い、新しい放送サービスの開発に努める。

受信料の公平負担に向けた取組として、受信料の未払いの方等への対策を強化するとともに、より公平で合理的な受信料体系への改定を行っていく。あわせて、受信料をお支払いいただいている方への新たな視聴者サービスを実施する。

また、職員の不正根絶に向けて高い倫理意識を確立し、コンプライアンス(法令遵守)の徹底に努める。

- (1) 地上デジタルテレビジョン放送の視聴可能地域の拡大やサービスの充実に向けた設備の整備を行い、平成18年12月までにすべての都道府県庁所在地等での視聴を可能とする。なお、平成23年度の地上デジタルテレビジョン放送への完全移行に支障がないよう放送設備の整備を計画的に行っていく。
- (2) 放送番組については、迅速かつ的確な報道に万全を期し、確かな指針となるニュースの充実を図る。また、視聴者の要望を番組制作や編成に積極的に生かすとともに外部の優れた制作者等との連携も深める等、開かれた公共放送をめざし、人々の共感を呼ぶ多彩で質の高い番組の放送に努める。
- (3) 放送番組については、ハイビジョン放送を積極的に行うことを中心としたデジタル放送を実施し、平成18年12月までにすべての都道府県庁所在地等での視聴を可能とし、その普及促進を図る。なお、平成18年4月から29都道府県

で携帯端末向けサービス(ワンセグ)を開始し、平成18年12月までにすべての都道府県庁所在地等での視聴を可能とする。

さらに、教育放送、地域放送及び障害者や高齢者に向けた放送サービスの充実を図るほか、視聴者の関心の高い国際スポーツイベントの放送番組を編成する。

(3) 国際交流と相互理解の促進に貢献するとともに、海外の日本人が必要とするニュース・情報を迅速かつ的確に伝えるため、テレビジョン国際放送及びラジオ国際放送の充実を図る。

(4) 受信料の公平負担を徹底し、営業活動を強化するとともに、受信料制度に対する理解促進を図り、受信料収入の確保及び回復に努める。また、同一生計支払における割引(家族割引)を導入し、より公平で合理的な受信料体系への改定を行っていく。

(5) 協会に対する視聴者の理解を促進し信頼を回復するため、広報活動を積極的に推進するとともに、あらゆる機会を通じて交流・対話活動を強化し、視聴者の要望の的確な把握と放送や業務運営への反映に努める。

(6) 調査研究については、デジタル放送技術の高度化など新しい放送技術の研究開発を行うとともに、放送番組の向上に寄与する調査研究の積極的推進により、その成果を放送に生かし、また、広く一般に公開して、放送文化の発展に資する。

(7) 給与については要員の削減等により、大幅に減額する。

(8) 放送法第9条第3項に基づき実施する会館施設等の一般供用、賃貸及び放送番組の受託制作等については、協会業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において実施する。

(9) 地上放送のデジタル化に伴うアナログ周波数変更対策を実施する。

(10) 信頼される公共放送の構築に向け、経営委員会については、ガバナンスの強化や透明性の向上を図るとともに、会長以下の執行部についても、引き続きコンプライアンス(法令遵守)に取り組み、適正かつ効率的な業務運営を徹底するとともに、透明性の高い事業運営を推進するため、執行体制の改革を行う。

2 建設計画

建設計画については、新放送・衛星放送施設の整備に47億6,500万円、テレビジョン放送網及びラジオ放送網の整備に256億1,700万円、放送会館の整備に85億円、放送番組設備の整備に261億8,100万円、研究施設の整備等に47億3,700万円、総額698億円をもって施行する。

(1) 新放送・衛星放送施設整備計画
衛星テレビジョン放送の送出設備の整備など衛星放送設備の整備等を行う。

これらに要する経費は、47億6,500万円である。

(2) テレビジョン放送網整備計画
地上デジタルテレビジョン放送の視聴可能地域の拡大に向けた送信設備の整備を行う。

また、外国電波による混信等による難視聴の解消を図るため、テレビジョン放送の受信状況の改善のための設備の整備を行う。さらに、老朽の著しいテレビジョン放送設備の更新等を行う。

これらに要する経費は、225億5,500万円である。

(3) ラジオ放送網整備計画
外國電波による混信等の受信状況を改善するため、中波放送局の建設及びFM放送局の建設調査を行う。また、地上デジタル音声放送(デジタルラジオ)設備の整備を行う。さらに、老朽の著しいラジオ放送設備の更新等を行う。

(4) 放送会館整備計画

放送会館については、鹿児島及び徳島の放送会館の建設を完了するとともに、秋田、横浜及び千葉の放送会館の整備等を行う。

これらに要する経費は、85億円である。

(5) 放送番組設備整備計画

地上デジタルテレビジョン放送の視聴及び携帯端末向けサービス(ワンセグ)の提供可能地域の拡大に向けた送出台設備の整備を行う。

また、非常災害時における緊急報道のための設備を整備するとともに、ハイビジョン放送ための設備の整備を行う。さらに、老朽の著しい放送番組設備の更新等を行う。

これらに要する経費は、30億6,200万円である。

(6) 研究施設、一般施設整備計画

新しい放送技術の開発のための研究設備を整備するとともに、ハイビジョン放送ための設備の整備を行う。これらに要する経費は、12億8,600万円である。

(7) 建設管理

これらに要する経費は、261億8,100万円である。

3 事業運営計画

(1) 国内放送

ア 番組関係

(ア) 地上テレビジョン放送

総合テレビジョンは、1日24時間を基本とした放送時間とし、基幹的な総合波として国民生活に不可欠なニュース・情報番組、文化・教養番組及び娯楽番組等の調和ある編成を行う。番組内容については、平日の夜間に新たな基幹ニュースを設けるとともに、柔軟で機動的な編成により多彩な番組を編成し、家族向けの番組を編成する等、多様な視聴者の要望にこたえていく。さらには、大型企画番組の充実を図るとともに、アーカイブ番組等の一層の活用を図る。また、生命・財産にかかる非常災害時や事件・事故の緊急時には、迅速かつ的確な情報の提供を行う。

デジタル総合テレビジョンは、総合テレビジョンと同じ内容の番組をハイビジョンで同時に放送することを基本とし、複数の番組を同時に放送するマルチ編成をスポーツ中継等において随時行う。

教育テレビジョンは、1日21時間を基本とした放送時間とし、福祉番組、子ども向け番組及び生涯学習番組等の充実を図る。また、デジタル時代に対応する多様な教育番組を開発する。

デジタル教育テレビジョンは、教育テレビジョンと同じ内容の番組を同時に放送することを基本とし、定時のマルチ編成を行う。

(イ) 衛星テレビジョン放送

デジタル衛星ハイビジョンは、1日21時間を基本とした放送時間とし、自然・芸術番組はじめ、娯楽・スポーツ番組や多彩な分野の特集番組など、高画質・高音質のハイビジョンの魅力を發揮した番組やデジタル放送の特性を生かした双方向番組等を充実し、その普及促進を行なう。

進を図る。

デジタル衛星第1テレビジョンは、1日24時間を基本とした放送時間とし、世界・日本の出来事をいち早く的確に伝えるニュース・情報番組及び視聴者の関心の高いスポーツ番組やドキュメンタリー番組を一層充実する。

デジタル衛星第2テレビジョンは、1日24時間を基本とした放送時間とし、難視聴解消を目的とする放送を行うとともに、豊かで良質な娛樂番組、国内外の名作映画など優れた文化・芸術番組及び地域に密着した視聴者参加番組等の放送を行う。

衛星アナログテレビジョン放送においても、衛星デジタルテレビジョン放送と同じ内容の番組を同時に放送する。

(ウ) ラジオ放送

ラジオ第1放送は、1日24時間を基本とした放送時間とし、緊急時の迅速かつ的確な報道に努め、聴取者の信頼にこたえる柔軟な編成を行う。また、ニュース・生活情報を中心にも様な情報をきめ細かく提供するとともに、インターネットを活用して若者が参加できる番組を新設する。

ラジオ第2放送は、1日20時間を基本とした放送時間とし、語学講座番組等の生涯学習番組の充実を図る。また、外国語によるニュース等、在日外国人向けの番組を編成する。

FM放送は、1日24時間を基本とした放送時間とし、高音質の特性を生かした多彩な音楽番組及び貴重な音声素材を活用した長時間特集を中心に編成する。また、災害など緊急時には、ラジオ第1放送と連携して機動的な編成を行う等、地域向けのメディアとしてきめ細かな情報を提供する。

地上デジタル音声放送(デジタルラジオ)については、必要な制度整備を待って、平成18年中に東京及び大阪で本放送の開始を予定し、高音質放送はじめ、マルチ編成や文字・静止画を使用したデータ放送等、デジタル放送の特性を生かした番組を提供する。

(エ) 地域放送

各地域の特性や要望に応じ、平日夕方の生活情報番組の充実や夜間の視聴好適時間に特集番組を放送する等、全国一律ではない多様な地域放送を推進する。また、優れた地域放送番組の積極的な全国発信に努める。放送時間は、総合テレビジョンで1日3時間、ラジオ第1放送で1日2時間30分、FM放送で1日1時間50分を基本とする。

さらに、平成18年12月までにすべての都道府県庁所在地等において地上デジタルテレビジョン放送の視聴を可能とし、デジタル総合テレビジョンにおいては、地域向け番組と全国向け番組を同時に放送するマルチ編成等を隨時行う。

(オ) 補完放送等

補完放送については、デジタル総合テレビジョンのデータ放送では、地域と全国のニュース・気象情報やきめ細かな地域生活情報等を提供するとともに、デジタル教育テレビジョンのデータ放送では、健康や教育など波の特性を生かした情報を提供する。また、衛星デジタルテレビジョンのデータ放送では、ニュース・気象情報等の提供や双方向機能の活用など、番組と連動したサービスを行う。聴覚障害者や高齢者向けの字幕放送は、テレビジョン放送の一部の番組で行い、放送時間の拡充を図る。また、聴覚障害者向けの解説放送、ステレオ放送及び2か国語放送をテレビジョン放送の一部の番組で行う。このほか、テレビジョン文

| |
|---|
| <p>字放送及びFM文字放送において、ニュース等の各種情報を提供する。携帯端末向けサービス(ワンセグ)は、地上デジタルテレビジョン放送において、総合及び教育テレビジョン放送と同一内容の番組を同時に提供とともに、データ放送サービスを提供する。</p> <p>インターネットによるサービスについては、放送番組の周知や災害関連情報の提供等を行うほか、放送番組を補完するサービスとして、ニュース・気象等の放送番組の二次利用による情報や教育分野等の放送番組の関連情報を提供する。</p> <p>放送番組の提供については、国内外の放送事業者等への提供を通じて、協会が保有する映像資産等の多角的展開を行い、多様な媒体や伝送路を活用した社会還元や海外への情報提供を行う。</p> <p>放送番組の利用については、番組の効果的な編成にあわせ、学校教育の場や生涯学習活動への利用促進を図る。</p> <p>これら番組関係に要する経費は、番組制作に1,839億1,647万9千円、番組の編企企画等に156億2,436万6千円で、総額1,995億4,084万5千円である。</p> <p>技術関係</p> <p>放送施設の運用維持については、良好な電波送信の安定確保に努めるとともに、地上デジタルテレビジョン放送の拡充等に伴う設備の増加に対処し、効率的な保守運用を行っている。</p> <p>これら技術関係に要する経費は、総額553億9,177万4千円である。</p> <p>以上により、国内放送費総額は、2,549億3,261万9千円となり、放送設備の効率的な保守運用及び効率的な番組制作の推進等により、前年度2,752億1,469万4千円に対して、202億8,207万5千円の減額となる。</p> <p>(2) 国際放送</p> <p>諸外国へ日本の実情を伝え、経済・文化交流と相互理解の一層の促進に貢献するとともに、海外の日本人が必要とするニュース・情報を迅速かつ的確に伝えるため、テレビジョン国際放送及びラジオ国際放送を実施する。</p> <p>テレビジョン国際放送については、1日24時間の放送時間とし、日本・アジアの情報を深く掘り下げ、外国人視聴者に分かりやすく伝えるニュース・情報番組の新設や英語による情報発信の充実に努めるとともに、海外での安全に役立つ情報を的確に伝える。このほか、北米及び欧洲における放送をそれぞれ1日6時間程度の放送時間で実施する。</p> <p>ラジオ国際放送については、1日延べ65時間の放送時間とし、一般向け放送においては、日本・世界の最新の動向及び海外での安全に役立つ情報を的確に伝えるニュース・情報番組の充実や国際理解を促進する番組の充実を図る。また、地域向け放送においては、日本・世界の最新の動向を伝える情報番組を充実する。</p> <p>これらに要する経費は、総額71億7,128万8千円となり、効率的な番組制作の推進により、前年度75億7,206万7千円に対して、4億77万9千円の減額となる。</p> <p>(3) 契約収納</p> <p>受信料の公平負担を徹底し、支払拒否・保留の方への支払再開の促進や契約開発等の営業活動を強化とともに、受信料制度に対する理解促進を図り、受信料收入の確保及び回復に努める。なお、受信料未払いの方に対しては、これまでと同様に訪問や文書等により受信料制度の意義を十分に説明し、ご理解を求め、受信料をお支払いいただくよう努めていく。こうした努力を行なう。</p> |
| <p>(4) 受信対策</p> <p>受信障害の複雑化、広域化など受信環境の変化に即応した受信サービス活動を展開するとともに、デジタルテレビジョン放送の受信を促進するための積極的な普及活動を行う。</p> <p>これらに要する経費は、総額19億2,258万2千円となり、受信対策業務の見直し等により、前年度22億1,421万1千円に対して、2億9,162万9千円の減額となる。</p> |
| <p>(5) 広報</p> <p>多様で効果的な経営広報を展開し、信頼回復及び公共放送の理解促進に向けた活動を推進するとともに、あらゆる機会を通じて交流・対話活動を強化し、視聴者の要望の的確な把握と放送及び業務運営への反映に努める。また、デジタルテレビジョン放送の発展に向け、その普及促進を図る。</p> <p>これらに要する経費は、総額34億2,443万1千円となり、効率的な広報活動の実施により、前年度42億6,971万9千円に対して、8億4,528万8千円の減額となる。</p> |
| <p>(6) 調査研究</p> <p>放送技術の研究については、サーバー型放送サービスなど放送と通信の連携のための研究開発を行うとともに、スーパーハイビジョン(走査線4,000本級超高精細映像システム)など未来の映像文化の発展のための研究開発等を行う。</p> <p>放送番組の研究については、今後の公共放送のあり方に関する研究など放送番組の向上に寄与する調査研究を行うとともに、番組視聴状況調査を実施する等、視聴者意向の的確な把握を行う。</p> <p>これらに要する経費は、総額72億1,194万2千円となり、「愛・地球博」での展示機器の研究開発の終了等により、前年度90億7,199万2千円に対して、18億6,005万円の減額となる。</p> |
| <p>(7) 給与</p> <p>給与については、平成20年度までの3か年で、要員数を1,200人純減することを前提に、年度内385人の純減を見込むとともに、平成17年度実施の給与カットを同規模で継続するほか、給与全般において一層の見直しを行う。また、経営委員報酬の更なる削減を行う。</p> <p>これらにより、給与総額は、1,341億9,990万1千円となり、前年度1,383億1,999万1千円に対して、41億2,009万円の減額となる。</p> |
| <p>(8) 退職手当及び福利厚生</p> <p>退職手当及び福利厚生については、退職給付費の減等により、総額520億7,627万2千円となり、前年度572億4,980万1千円に対して、51億7,352万9千円の減額となる。</p> |
| <p>(9) 共通管理</p> <p>共通管理については、効率的な業務の推進等により、総額118億976万5千円となり、前年度136億9,301万2千円に対して、18億8,324万7千円の減額となる。</p> |

(10) 受託業務等
受託業務等については、会館施設等の一般供用、賃貸及び放送番組の受託制作等を行う。
これらに係る収入は9億5,400万円、支出は8億1,600万円である。

(11) アナログ周波数変更対策
地上放送のデジタル化に伴うアナログ周波数変更対策を実施する。
これに係る収入は特別収入15億円、支出は特別支出15億円である。

(12) 信頼される公共放送の構築に向けて、経営委員会については、執行部に対する目標管理・業績評価を導入することも、会長、理事のほか各部局等へのヒアリングを行う等、執行部の事業運営に対する監督を強化する。あわせて、発言者名を記載する等の議事録の詳細化や経営委員会ホームページの充実など公開性及び透明性の向上を図る。

執行部については、視聴者の意向を一層事業運営に反映させるため「NHK “約束”評価委員会」の評価を積極的に活用することのほか、理事会の議事録の充実・公開など、経営情報の公開を進め、透明性の高い事業運営を推進する。また、内部統制に関する専門性を持つ弁護士、公認会計士で構成する「NHK業務点検・経理適正化委員会」から内部統制に関する評価について定期的な報告を受け、コンプライアンス(法令遵守)の推進に不断に取り組む等、適正かつ効率的な業務運営を徹底する。

4 受信契約件数

(1) カラー契約

イ 受信料免除見込件数

| 区分 | 平成18年度 | 平成17年度 | 増減 |
|------------|------------|------------|----------|
| 年度初頭契約件数 | 23,467,000 | 23,980,000 | △513,000 |
| 年度内新規契約件数 | 1,878,000 | 1,388,000 | 510,000 |
| 年度内解約件数 | 2,081,000 | 1,881,000 | 200,000 |
| 年度内増加契約件数△ | 203,000 | 513,000 | 310,000 |

(2) 普通契約

ア 有料契約見込件数

| 区分 | 平成18年度 | 平成17年度 | 増減 |
|-----------|-----------|-----------|--------|
| 年度初頭免除件数 | 1,226,000 | 1,196,000 | 30,000 |
| 年度内新規免除件数 | 86,000 | 88,000 | △2,000 |
| 年度内解約件数 | 58,000 | 58,000 | 0 |
| 年度内増加免除件数 | 28,000 | 30,000 | △2,000 |

| | | | |
|---|------------|------------|------------|
| 年 度 内 解 約 件 数 | 47,000 | 17,000 | 30,000 |
| 1 受信料免除見込件数 | | | |
| 区 分 | 平成18年度 | 平成17年度 | 增 減 |
| 年 度 初 頭 免 除 件 数 | 36,000 | 37,000 | △ 1,000 |
| 年 度 内 新 規 免 除 件 数 | 2,000 | 2,000 | 0 |
| 年 度 内 解 約 件 数 | 3,000 | 3,000 | 0 |
| 年 度 内 增 加 免 除 件 数 | 1,000 | 1,000 | 0 |
| (3) 衛星カーラー契約 | | | |
| 区 分 | 平成18年度 | 平成17年度 | 增 減 |
| 年 度 初 頭 契 約 件 数 | 12,437,000 | 12,254,000 | 183,000 |
| 年 度 内 新 規 契 約 件 数 | 852,000 | 652,000 | 200,000 |
| 年 度 内 解 約 件 数 | 499,000 | 469,000 | 30,000 |
| 年 度 内 增 加 契 約 件 数 | 353,000 | 183,000 | 170,000 |
| 1 受信料免除見込件数 | | | |
| 区 分 | 平成18年度 | 平成17年度 | 增 減 |
| 年 度 初 頭 免 除 件 数 | 76,000 | 70,000 | 6,000 |
| 年 度 内 新 規 免 除 件 数 | 9,000 | 9,000 | 0 |
| 年 度 内 解 約 件 数 | 4,000 | 3,000 | 1,000 |
| 年 度 内 增 加 免 除 件 数 | 5,000 | 6,000 | 1,000 |
| (4) 衛星普通契約 | | | |
| 区 分 | 平成18年度 | 平成17年度 | 增 減 |
| 年 度 初 頭 契 約 件 数 | 23,000 | 26,000 | △ 3,000 |
| 年 度 内 新 規 契 約 件 数 | 0 | 0 | 0 |
| 年 度 内 解 約 件 数 | 3,000 | 3,000 | 0 |
| 年 度 内 增 加 契 約 件 数 | △ | 3,000 | 0 |
| (5) 特別契約 | | | |
| 区 分 | 平成18年度 | 平成17年度 | 增 減 |
| 年 度 初 頭 契 約 件 数 | 9,000 | 9,000 | 0 |

| | | | |
|-----------|---|---|---|
| 年度内新規契約件数 | 0 | 0 | 0 |
| 年度内解約件数 | 0 | 0 | 0 |
| 年度内増加契約件数 | 0 | 0 | 0 |

(参考1) 有料契約見込総数

| 区分 | カラー契約 | 普通契約 | 衛星カラーキャンペーン契約 | 衛星普通契約 | 特別契約 | 合計 |
|----------|------------|---------|---------------|--------|-------|------------|
| 年契約度内件数 | 23,467,000 | 332,000 | 12,437,000 | 23,000 | 9,000 | 36,268,000 |
| △年度内増加件数 | △203,000 | △47,000 | 353,000 | △3,000 | 0 | 100,000 |
| 年契約度件数 | 23,264,000 | 285,000 | 12,790,000 | 20,000 | 9,000 | 36,368,000 |

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

| 区分 | カラーキャンペーン契約 | 普通契約 | 衛星カラーキャンペーン契約 | 合計 |
|----------|-------------|--------|---------------|---------|
| 年契約度内件数 | 238,000 | 5,000 | 64,000 | 307,000 |
| △年度内増加件数 | 3,000 | △1,000 | 2,000 | 4,000 |
| 年契約度件数 | 241,000 | 4,000 | 66,000 | 311,000 |

(参考2) 支払区分別受信契約件数

(1) カラー契約

| 区分 | 口座振替 | 継続振込 | クレジットカード | 訪問集金 | 合計 |
|-----------|------------|---------|----------|-----------|------------|
| 年度初頭契約件数 | 17,374,000 | 847,000 | 0 | 5,246,000 | 23,467,000 |
| 年度内増加契約件数 | △633,000 | 150,000 | △450,000 | △170,000 | △203,000 |
| 年度末契約件数 | 16,741,000 | 997,000 | 450,000 | 5,076,000 | 23,264,000 |

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

| 区分 | 口座振替 | 継続振込 | クレジットカード | 訪問集金 | 合計 |
|-----------|--------|-------|----------|--------|--------|
| 年度初頭契約件数 | 17,000 | 1,000 | 0 | 5,000 | 23,000 |
| 年度内増加契約件数 | △3,000 | 0 | 0 | △1,000 | △3,000 |
| 年度末契約件数 | 14,000 | 1,000 | 5,000 | 23,000 | 20,000 |

(4) 衛星普通契約

| 区分 | 口座振替 | 継続振込 | 訪問集金 | 合計 |
|-----------|--------|-------|--------|--------|
| 年度初頭契約件数 | 17,000 | 1,000 | 5,000 | 23,000 |
| 年度内増加契約件数 | △3,000 | 0 | △1,000 | △3,000 |
| 年度末契約件数 | 14,000 | 1,000 | 5,000 | 20,000 |

(5) 特別契約

| 区分 | 口座振替 | 継続振込 | クレジットカード | 訪問集金 | 合計 |
|-----------|--------|-------|----------|---------|---------|
| 年度初頭契約件数 | 67,000 | 4,000 | 0 | 167,000 | 238,000 |
| 年度内増加契約件数 | 0 | 1,000 | 2,000 | 3,000 | 9,000 |

| | | | |
|---|-------------|-------------|-------------|
| 年度内増加契約件数 | 0 | 0 | 0 |
| 年 度 末 契 約 件 数 | 4,000 | 5,000 | 9,000 |
| 5 要員計画 | | | |
| 組織や業務の抜本的な見直しにより、平成20年度までの3か年で、1,200人の純減を図ることを前提に、年度内385人の純減を見込んだものである。 | | | |
| 区 分 | 要 員 数 | | |
| 事業運営関係 | 11,451人 | | |
| 建設 | 191 | | |
| 合 計 | 11,642 | | |
| 平成18年度資金計画 | | | |
| 1 資金計画の概要 | | | |
| 平成18年度收支予算及び事業計画に基づく本年度の資金計画は、受信料等による入金総額6,550億4,092万1千円をもって施行する。 | | | |
| 2 入金の部 | | | |
| 受信料については、受信料収入予算5,940億2,906万3千円から年度内に収納に至らないものを控除した受信料収納額5,915億906万3千円を予定する。 | | | |
| このほか、固定資産売却代金85億6,224万6千円、国際放送関係など交付金収入22億7,182万4千円、有価証券の償還281億5,000万円、受取利息その他の入金213億414万9千円を見込む。 | | | |
| 以上により入金額は、総額6,517億9,728万2千円である。 | | | |
| 3 出金の部 | | | |
| 事業経費5,308億4,191万4千円、建設経費698億円、長期借入金の返還33億6,900万円、放送債券償還積立資産への繰入れ26億円、有価証券の購入281億5,000万円、支払利息その他の出金202億円をもって出金額は、総額6,550億4,092万1千円である。 | | | |
| (参考) 資金の需要及び調達の四半期別見込は、下表のとおりである。 | | | |
| (単位 千円) | | | |
| 区 分 | 第1四半期 | 第2四半期 | 第3四半期 |
| 1 前期末資金有高 | 59,124,000 | 98,215,727 | 68,385,202 |
| 2 入 金 | 221,531,995 | 114,340,999 | 93,199,443 |
| 受 信 料 | 198,408,251 | 104,172,738 | 101,231,898 |
| 固定資産売却代金 | 445,237 | 1,735,160 | 2,837,743 |
| 交 付 金 収 入 | 567,955 | 567,955 | 3,544,106 |
| 有 価 証 券 債 還 | 15,250,000 | 5,100,000 | 8,562,246 |
| 受取利息その他の入金 | 6,860,552 | 2,765,146 | 5,389,727 |
| 合 計 | | | 6,288,724 |

このため、協会は、收支予算等の実施に当たり、特に下記の点に配意すべきである

四

- 1 協会の改革・再生に向けて、協会は改めてその設立目的に立ち返り、豊かで、かつ、良い放送番組による放送を行うため、先例にとらわれることなく、組織を挙げて改革を断行すること。また、収支予算等に盛り込んだ各種措置を強力に推進することにより、内部の不正を根絶し、国民・視聴者の公共放送への理解を促進するため、不斷の努力を行うこと。その際、経営委員会は協会の最高意思決定機関としての責任と権限を有することを十分認識し、協会内のガバナンスの強化に向け、指導的役割を果たすこと。

2 受信料を主な財源とする特殊法人としての国民・視聴者に対する説明責任を全うする観点から、協会にあっては、番組制作費等の支出内訳や経営委員会の活動を含め、協会の経営・業務等に関する情報公開を一層積極的に進めること。

3 また、業務委託及び調達について、契約・経理処理手続の適正化及び競争契約比率の向上に努め、一層透明性の高い事業運営を推進すること。

4 受信契約の締結の徹底については、平成17年度においても、契約総数が前年度に比較して減少する事態となっていることを踏まえ、国民・視聴者に対し、受信料制度の意義や仕組み、改革に向けた協会の具体的取組について、保有するあらゆる媒体を通じた告知等を徹底すること。

5 また、受信料の公平負担等の観点から、受信料の不払者及び未契約者の解消に向け、収支予算等に盛り込まれた各種措置の実施にとどまらず、事業所の受信契約体系の見直しや受信者に係るデータベースの整備など、あらゆる措置について抜本的に検討の上、組織を挙げて全力で取り組むこと。

6 その際、受信料收入は、ある意味では国民・視聴者の信頼回復のバロメーターであり、協会は、受信料収入回復の具体的目標を設定の上、責任を持って当該目標を達成すること。

7 地上デジタルテレビ放送については、受信料収入が厳しい中、投資の効率化をはかりつつ、平成23年のデジタル放送への全面移行に向け、中継局の整備や受信機の着実な普及を推進するとともに、国民・視聴者に対する周知・広報等に積極的に取り組むこと。また、携帯端末向けサービス(ワンセグ)やデジタルラジオの開始を通じ、放送のデジタル化を先導すること。

8 放送番組の編集に当たっては、国民・視聴者の視点に立ち、その期待に応え、公共放送に対する要望を満たすとともに、我が国の文化の向上に寄与するよう最大の努力を払うこと。特に報道番組については、正確かつ公平な報道に対する国民・視聴者の負託に的確に応えるとともに、災害その他の緊急事態における報道体制を充実・強化し、被災者等に役立つ正確かつよりきめ細やかな情報の迅速な提供に努めること。

9 また、放送された番組に寄せられた国民・視聴者からの意見や要望に真しに耳を傾け、それらの意向を適切に反映できる仕組みづくりに努めるとともに、視聴障害者のための、字幕放送や解説放送等の計画的な拡充に努めること。

三

日本放送協会から総務大臣に提出のあった同協会平成18年度収支予算、事業計画及び資金計画については、放送法第37条第2項の規定により総務大臣の意見を付して国会に提出し、その承認を受けなければならぬこととなっているからである。

動を除く。)

する住居間の移動(人事院規則で定める要件に該当するものに限る。)

第一項の「前項の往復」を「前項各号に掲げる移動」に、「同項の往復」を「同項各号に掲げる移動」に改める。

第十二条の二第一項第一号中「別表に定める」次条第一項に規定するに、「各等級」を「各

第十三条第一項中「なおつたとき別表に定めを「治つたとき次項に規定する障害等級に該

して、同項に規定する第一級」に、「までの等を「までの障害等級」に改め、「障害補償年

として」を削り、「同表に定める障害の等級に
し、一年につき平均給与額に同表に定める日

乗じて得た金額を「障害補償年金」に、「同様に定める第八級」を「同項に規定する第八級」

として、同表に定める障害の等級にして、平均給与額に同表に定める日数を乗じて金額を割り、同表第七項中「別表中の」を

り、「等級」を「障害等級」に改め、同項を同条
九項とし、同条第六項を同条第八項とし、同

条第五項を削り、同条第四項中「各々の」を「それぞれの」に、「等級を「障害等級」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項中「障害の等級」を「障害等級」に改め、同項各号中「等級」を「障害等級」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項中「別表に定める」を「障害等級に該当する」に、「障害の等級」を「障害等級」に改め、同項各号中「等級」を「障害等級」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2 障害等級は、その障害の程度に応じて重度のものから順に、第一級から第十四級までに区分するものとする。この場合において、各障害等級に該当する障害は、人事院規則で定める。

3 障害補償年金の額は、一年につき、次の各号に掲げる障害等級(前項に規定する障害等級をいう。以下同じ。)に応じ、平均給与額に当該各号に定める日数を乗じて得た額とする。

| | |
|--------|--------|
| 一 第一級 | 三百十三日 |
| 二 第二級 | 二百七十七日 |
| 三 第三級 | 一百四十五日 |
| 四 第四級 | 一百十三日 |
| 五 第五級 | 百八十四日 |
| 六 第六級 | 百五十六日 |
| 七 第七級 | 百三十一日 |
| 一 第八級 | 五百三日 |
| 二 第九級 | 三百九十一日 |
| 三 第十級 | 三百二日 |
| 四 第十一級 | 一百二十三日 |
| 五 第十二級 | 一百五六日 |
| 六 第十三級 | 一百一十九日 |
| 七 第十四級 | 五百三日 |
| 一 第十八級 | 五百三日 |
| 二 第十九級 | 三百九十一日 |
| 三 第二十級 | 三百二日 |
| 四 第十一級 | 一百二十三日 |
| 五 第十二級 | 一百五六日 |
| 六 第十三級 | 一百一十九日 |
| 七 第十四級 | 五百三日 |

4 障害補償一時金の額は、次の各号に掲げる障害等級に応じ、平均給与額に当該各号に定める日数を乗じて得た額とする。

| | |
|--------|--------|
| 一 第一級 | 五百三日 |
| 二 第九級 | 三百九十一日 |
| 三 第十級 | 三百二日 |
| 四 第十一級 | 一百二十三日 |
| 五 第十二級 | 一百五六日 |
| 六 第十三級 | 一百一十九日 |
| 七 第十四級 | 五百三日 |

第五項若しくは第四項に、「金額」を「額」に改める。

第二十二条第一項中「別表に定める」を「障害等級に該当する」に改め、「(同表に定める各等級の障害に該当しない障害であつて、同表に定める各等級を「障害等級」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。)

附則第四項中「障害の等級に」を「障害等級に改め、同項の表中「障害の等級」を「障害等級」に改め、「(同表に定める第一級)」を「障害補償として、同項に規定する第一級」に、「までの障害等級」に改め、「障害補償別表を削る。

第二十三条第六項を「第十三条第八項」に改める。

附則第五項中「第十三条第六項」を「第十三条第八項」に改める。

(地方公務員災害補償法の一部改正)

第二条 地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百二十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「住居と勤務場所との間」を「次に掲げる移動」に、「往復する」を「行う」に改め、同項に次の各号を加える。

| |
|---|
| 一 住居と勤務場所との間の往復 |
| 二 他の勤務場所から他の勤務場所への移動 |
| 三 その他の総務省令で定める就業の場所から勤務場所への移動(地方公務員法昭和二十年法律第二百六十一号)第三十八条第一項の規定に違反して當利を目的とする私企業を営むことを目的とする団体の役員の地位を兼ねている場合その他の総務省令で定める職員に関する法令の規定に違反して就業している場合における当該就業の場所から勤務場所への移動を除く。) |
| 三 第一号に掲げる往復に先行し、又は後続する住居間の移動(総務省令で定める要件に該当するものに限る。) |

第二条第三項中「前項の往復」を「前項各号に掲げる移動」に、「同項の往復」を「同項各号に掲げる移動」に改める。

第二十八条の二第一項第二号中「別表に定める」を「各障害等級」に改める。

第二十九条第一項中「なおつたとき別表に定める」を「治つたとき次項に規定する障害等級に該当する」に、「同表に定める第一級」を「障害補償として、同項に規定する第一級」に、「までの障害等級」に改め、「障害補償別表を削る。

附則第五項中「障害の等級」を「障害等級」に改め、「(同表に定める第一級)」を「までの障害等級」に改め、「障害補償別表を削る。

第二十九条第一項「昭和二十五年法律第二百六十七条第一項中「昭和二十五年法律第二百六十一号」を削る。

附則第五条の二第一項中「障害の等級に」を「障害等級に」に改め、同項の表中「障害の等級」を「障害等級」に改め、同項第二項中「第二十九条第六項」を「第二十九条第六項」に改め、同項第二項中「第二十九条第六項」を「第二十九条第八項」に改める。

附則第五条の三第二項中「障害の等級」を「障害等級」に改める。

第二十九条第三項若しくは第四項に、「金額」を「額」に改める。

第二十九条第一項「昭和二十五年法律第二百六十七条第一項中「昭和二十五年法律第二百六十一号」を削る。

附則第五条の二第一項中「障害の等級に」を「障害等級に」に改め、同項の表中「障害の等級」を「障害等級」に改め、同項第二項中「第二十九条第六項」を「第二十九条第六項」に改め、同項第二項中「第二十九条第六項」を「第二十九条第八項」に改める。

附則第五条の三第二項中「障害の等級」を「障害等級」に改める。

第二十九条第三項若しくは第四項に、「金額」を「額」に改める。

第二十九条第一項「昭和二十五年法律第二百六十七条第一項中「昭和二十五年法律第二百六十一号」を削る。

附則第五条の二第一項中「障害の等級に」を「障害等級に」に改め、同項の表中「障害の等級」を「障害等級」に改め、同項第二項中「第二十九条第六項」を「第二十九条第六項」に改め、同項第二項中「第二十九条第六項」を「第二十九条第八項」に改める。

附則第五条の三第二項中「障害の等級」を「障害等級」に改める。

第二十九条第一項「昭和二十五年法律第二百六十七条第一項中「昭和二十五年法律第二百六十一号」を削る。

附則第五条の二第一項中「障害の等級に」を「障害等級に」に改め、同項の表中「障害の等級」を「障害等級」に改め、「(国家公務員災害補償法の一部改正に伴う経過措置)

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

(国家公務員災害補償法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の国家公務員災害補償法第一条の二の規定(他の法令において引用する場合を含む。)は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用し、施行日前に発生した事故に起因する通勤による災害については、なお従前の例による。

第三条 国家公務員災害補償法第一条第一項に規定する職員が公務上負傷し、若しくは疾病にか

た場合に同条に規定する通勤に該当するものに限る。次条において同じ。」を加える。

(判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法

律の一部改正)

第十四条 判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律(平成十六年法律第二百二十一号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「通勤」の下に「当該弁護士の業務に係る就業の場所を国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第二百九十一号)第一条の二第二項第一号及び第二号に規定する勤務場所とみなした場合に同条に規定する通勤に該当するものに限る。次条第一項において同じ。」を加える。

(郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第十五条 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

第七十九条のうち国家公務員災害補償法の一部を改正する法律附則第八条第一項の改正規定中「国家公務員災害補償法の一部を改正する法律(平成七年法律第六十二号)」を「通勤の範囲の改定等のための国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法の一部を改正する法律(平成十八年法律第二百二十一号)」に改め、「の規定」を削る。

理由

労働者災害補償保険制度との均衡を図るため、通勤の範囲を改定するとともに、労働者災害補償保険制度との均衡を考慮した機動的な対応を可能とするため、障害等級ごとの障害について、国家公務員にあつては人事院規則で、地方公務員にあつては総務省令で定めることとする等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十八年三月二十九日印刷

平成十八年三月三十日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

C